



## 第3期

# 東川町住生活基本計画



平成30年3月

写真文化首都「写真の町」  
東川町



# 目次

<b>序章 計画策定の目的と位置付け</b> .....	<b>1</b>
序一1 計画策定の目的.....	1
序一2 計画の位置づけ.....	2
序一3 計画期間.....	2
<b>第1章 東川町の住環境を取り巻く現況</b> .....	<b>3</b>
1-1 東川町の位置と地勢.....	3
1-2 東川町の現況.....	5
1-3 東川町の住宅事情.....	35
1-4 上位計画・関連計画の整理.....	48
<b>第2章 東川町の住環境における現状と課題のまとめ</b> .....	<b>58</b>
2-1 全町における現状.....	58
2-2 地域自治振興区ごとにおける現状.....	60
2-3 住環境における課題.....	62
<b>第3章 住宅・住環境施策の理念と目標</b> .....	<b>68</b>
3-1 住宅・住環境施策の理念・目標.....	68
3-2 住宅供給フレームの検討.....	75
<b>第4章 住宅・住環境施策の展開方針</b> .....	<b>77</b>
4-1 基本目標1 東川らしい美しい風景を守り育てる住宅・住環境づくり.....	77
4-2 基本目標2 安心・安全に東川に住み続けられる住宅・住環境づくり.....	79
4-3 基本目標3 新たな人を呼び込み、まちの活性化を支える住宅・住環境づくり.....	81
4-4 基本目標4 予防保全的な維持管理による優良な住宅・住環境づくり.....	83
4-5 重点プロジェクト.....	87
<b>第5章 計画の実現に向けて</b> .....	<b>89</b>
5-1 基本的な方針.....	89
5-2 実現に向けた方策.....	89
<b>資料編</b> .....	<b>90</b>
資料1 使用した統計資料.....	90
資料2 策定体制.....	91



# 序章 計画策定の目的と位置付け

## 序一1 計画策定の目的

住宅政策全般に対する基本的な方向を示した「住生活基本法」[平成18年(2006年)6月施行]に基づき、国の住生活基本計画[平成18年(2006年)9月策定、平成23年(2011年)3月見直し、平成28年(2016年)3月見直し]と北海道住生活基本計画[平成19年(2007年)2月策定、平成24年(2012年)3月見直し、平成29年(2017年)3月見直し]が策定されており、社会環境の変化に応じて5年ごとに見直しされています。各市町村においてはこの計画に基づき、個別に「住生活基本計画」を策定し、住宅施策を展開することとなっています。

東川町においては、上記に基づき、平成25年(2013年)3月に「第2期東川町住生活基本計画」の策定を行い、町民、関連事業者、行政が目指す住宅・住環境づくりの方向性を示すとともに、持ち家や公的賃貸住宅、民間アパート・マンション等様々な住宅を対象として、各種住宅施策の展開を図り、その実現に努めてきました。

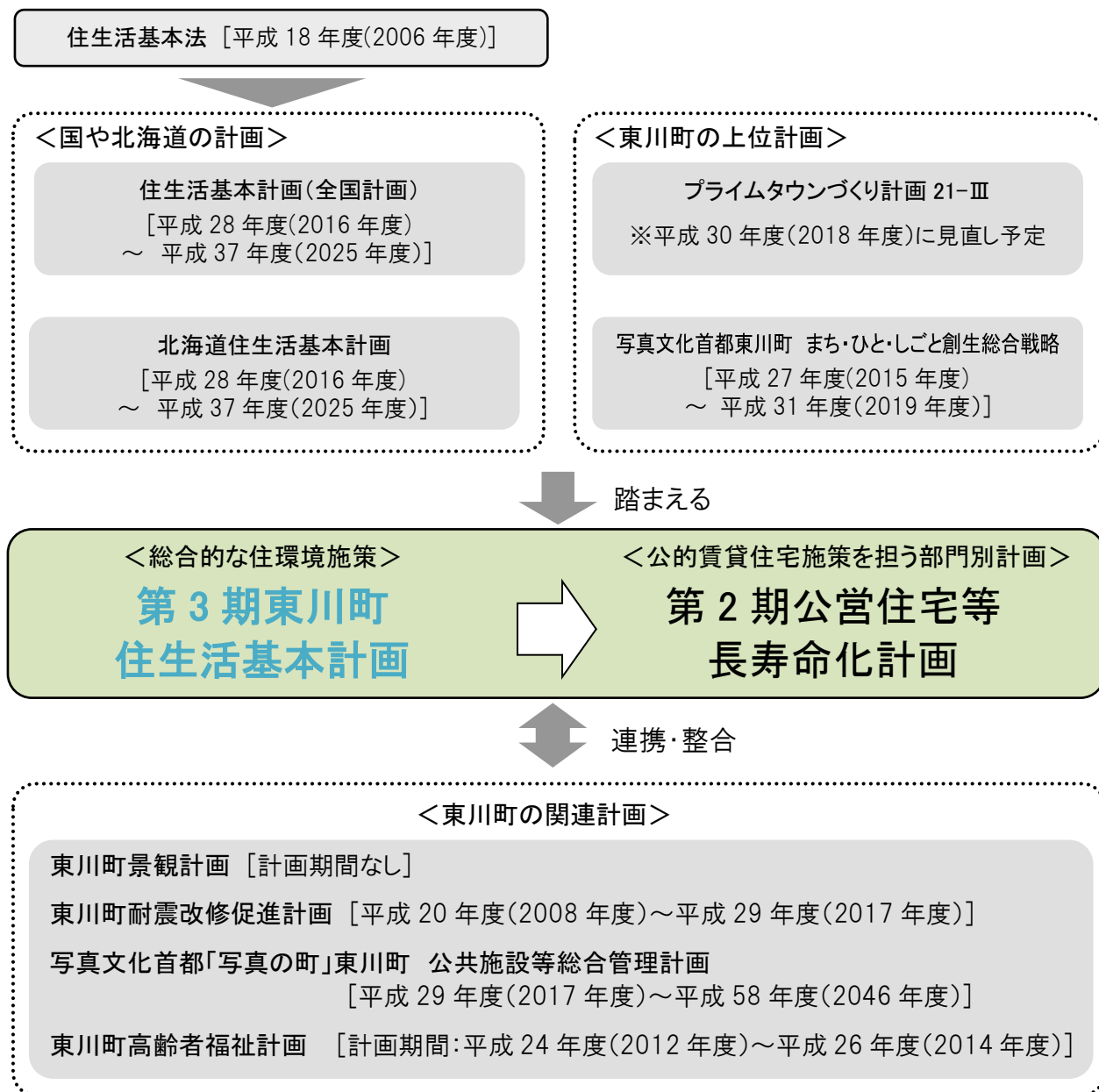
さらに、平成27年(2015年)には、「まち・ひと・しごと創生法」に基づいた「写真文化首都東川町まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、めざす将来の東川町を「多くの人が集い、誰もが生き生きと暮らす文化あふれる写真文化首都の創造」とし、その実現に向け着実な地域づくりを進めていくものとしています。

これらの上位計画・関連計画の位置づけ、社会環境の変化を踏まえ、人口減少・少子高齢社会における東川町の住宅施策・住環境施策の課題を整理し、総合的、一体的な施策の展開を実現することを目的として、「第3期東川町住生活基本計画」を策定するものとします。

## 序-2 計画の位置づけ

本計画は、国および北海道の住生活基本計画を踏まえて、総合計画であるプライムタウンづくり計画 21-Ⅲ及びその他福祉・まちづくり等の上位・関連計画との連携や整合を図りながら、住宅施策を軸に、住みやすい東川町を実現するための総合的な環境整備を推進することを目指します。

### 【本計画の位置づけ】



## 序-3 計画期間

第 3 期住生活基本計画の計画期間は平成 30 年度(2018 年度)から平成 39 年度(2027 年度)までの 10 年間とします。なお、社会・経済情勢の変化や国や北海道の動向、また施策の進捗や効果等を踏まえ、適宜見直しを行うものとします。

# 第1章 東川町の住環境を取り巻く現況

## 1-1 東川町の位置と地勢

### (1) 東川町の概要

東川町は北海道のほぼ中心に位置しており、旭川市、東神楽町、美瑛町、上川町と隣接しています。旭川市中心部と13km(車で22分)、旭川空港と7km(車で13分)と至便の位置にあるとともに、東には大雪山自然公園を有し、南には忠別川が流れるみどり豊かなまちです。

東川町は、北海道で唯一の上水道がない地域であり、水道水は大雪山由来の地下水です。1985年(昭和60年)に写真の町宣言を行い、“写真映りのよい”町の創造を目指すとともに、毎年東川町国際写真フェスティバルや写真甲子園等のイベントを開催しています。2014年(平成26年)には新たに「写真文化首都」を宣言し、写真文化の中心地として「世界中の写真、人々、そして笑顔に溢れるまちづくり」に取り組んでいます。

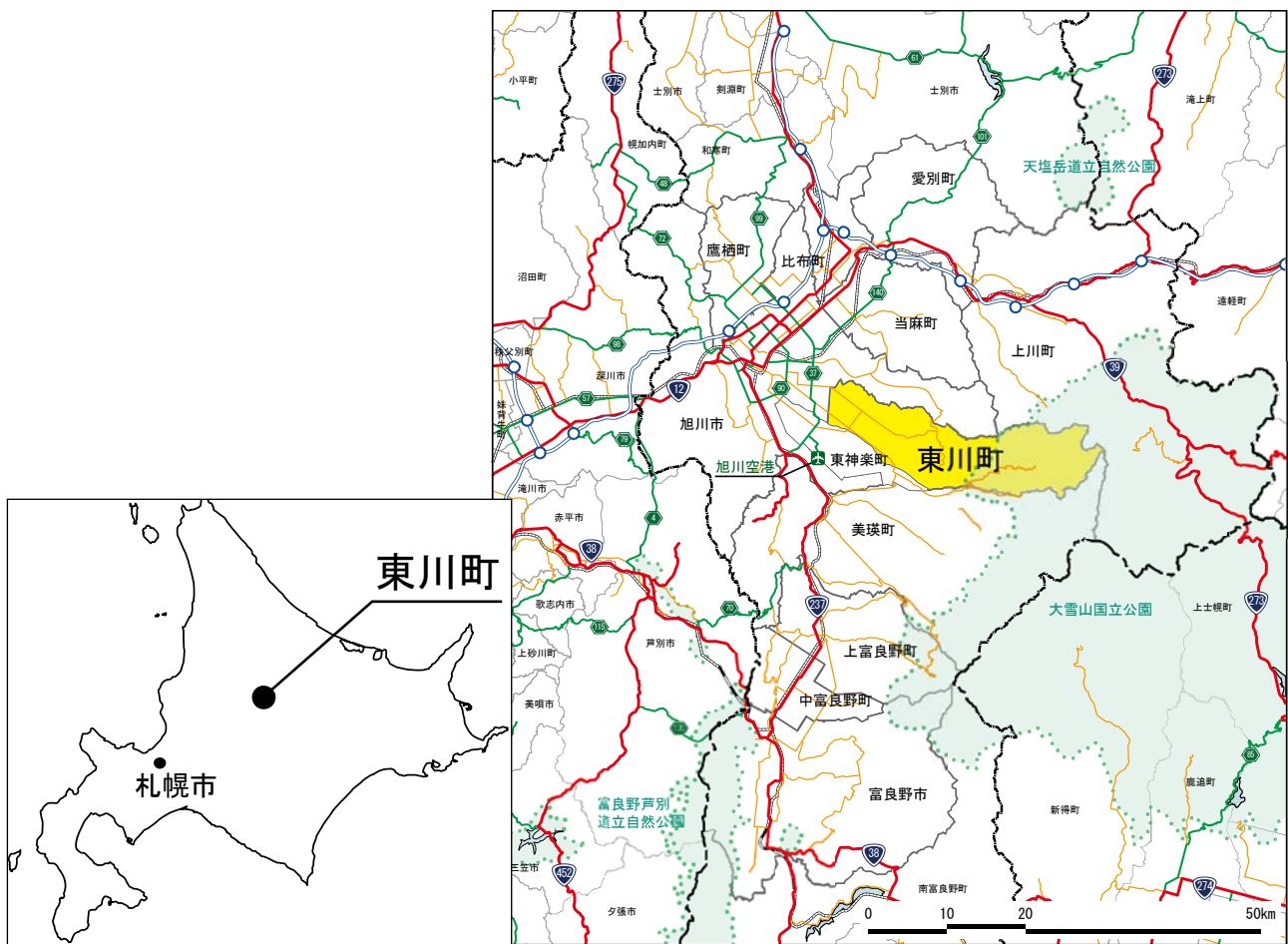


図1 東川町の位置図

## (2)東川町の地域自治振興区

東川町では56つの行政区と5つの自治振興会が構成されていましたが、地域の高齢化に対応し、コミュニティ強化を図るため、2016年度(平成28年度)より行政区という呼称を廃止するとともに、「中央地域自治振興区」「西部地域自治振興区」「第一地域自治振興区」「第二地域自治振興区」「第三地域自治振興区」の5つの地域自治振興区に再編しました。

また、景観計画においても地域ごとの風景づくりの方針を定めており、地域自治振興区との対応は下図のようになっています。

※本計画では、東川町地域自治振興区の設置に関する条例第4条に定める地域自治振興区を基本として記載します。

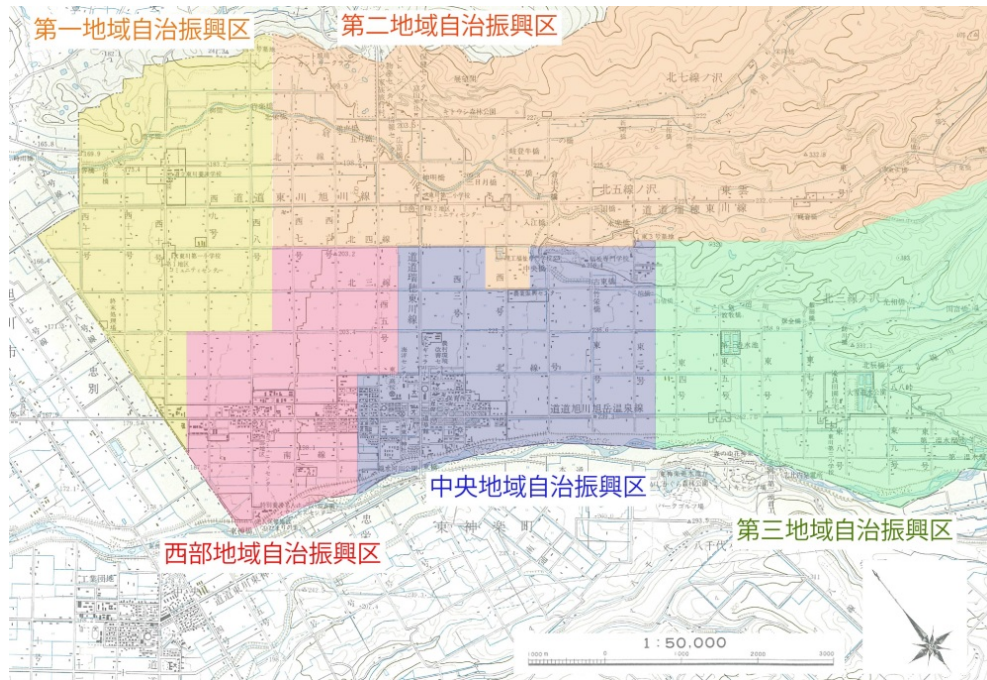


図 2 東川町の地域自治振興区



図 3 東川町景観計画における地域区分図

資料：東川町景観計画リーフレット



## 1-2 東川町の現況

### (1)人口と世帯

#### ①人口・世帯数の推移と人口の推計

1970年(昭和45年)以降の本町の人口をみると、1995年(平成7年)の7,211人まで減少傾向にありましたが、その後増加傾向に転じ、2015年(平成27年)では8,111人(1995年(平成7年)比12%増)となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、2010年(平成22年)国勢調査を基に推計しており、2015年(平成27年)から人口減少に転じ、2040年は6,636人と予測しています。しかしながら、2015年(平成27年)は8,111人と人口増加が続いており、就農者のUJターン支援や外国人の就学支援等の移住・定住政策の効果が見られます。

こうした状況を受け、本町の人口ビジョンでは、今後も緩やかに人口増加すると予測し、将来的には緩やかに人口減少に転じて、2020年には8,067人、2060年には7,893人を見込んでおり、人口8,000人前後を維持できるよう、社会増・自然増に対する施策を積極的に取り組むとしています。

世帯数については、増加傾向にあり、1995年(平成7年)では2,380世帯、2015年(平成27年)では3,148世帯と20年間で1.3倍となっています。1世帯あたりの平均人員は2005年(平成17年)頃までは減少傾向でしたが、近年は2.6人前後で横ばい傾向にあります。

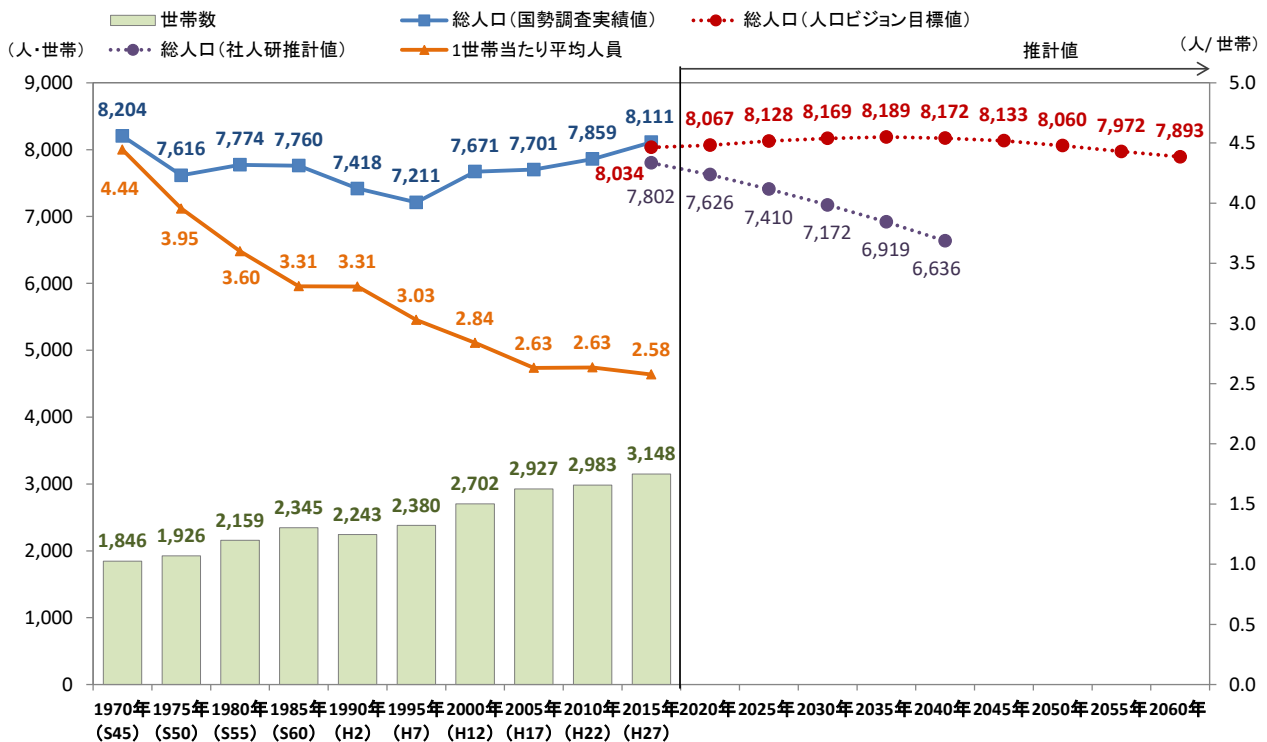


図4 人口・世帯数の推移と将来推計

資料：総務省「国勢調査」(国勢調査実績値)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(社人研推計値)、東川町「写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」(人口ビジョン目標値)  
 ※国立社会保障・人口問題研究所による推計値は2010年(平成22年)国勢調査に基づいたものである。

2000年(平成12年)以降の東川町に居住する外国人人口をみると、2000年(平成12年)に3人だった居住人口が、2015年(平成27年)には211人となり、15年間で約200人増加しています。

その要因としては、1985年(昭和60年)に東川町が「写真の町宣言」をし、世界に開かれたまちづくりの創造を目指していることが考えられます。東川町内に立地する学校法人北工学園旭川福祉専門学校の協力を得て、2009年(平成21年)より「東川町短期日本語・日本語文化研修事業」を開始し、また同学校は2014年(平成26年)に日本語専門学科を開設しました。同じく2014年(平成26年)には、国際交流会館が整備されるとともに、2015年(平成27年)には公立初となる日本語学校が開設されました。このような取り組みを受けて、東川町で外国人人口が急増しているものと考えられます。

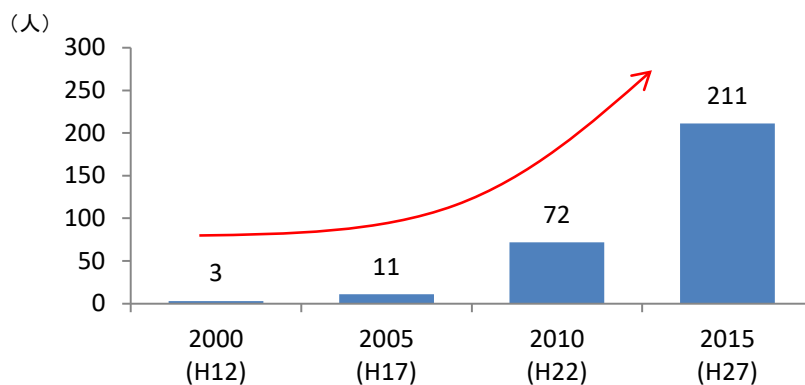


図5 外国人人口

資料：総務省「国勢調査」

## ②年齢階層別の人口の推移と将来推計

本町では、老年人口は増加傾向にあり、1995年(平成7年)の1,526人と比較して、2015年(平成27年)には2,603人と1,077人増加し、高齢化率は21.2%から32.1%と20年間で10%以上増加しています。人口ビジョンに基づく将来推計によると、2035年には33.6%、2060年には35.4%に増加すると推計しており、長期的には今後も高齢化が進むと予測しています。

生産年齢人口は減少傾向にあり、1995年(平成7年)で4,718人でしたが、2015年(平成27年)は4,450人と268人減少しています。人口ビジョンに基づく将来推計によると、2035年には4,286人、2060年には4,010人まで減少すると予測しています。

年少人口は1995年(平成7年)まで減少傾向にありましたが、その後1,000人強で推移し、2015年(平成27年)では1,057人となっています。人口ビジョンに基づく将来推計によると、2035年には1,152人、2060年には1,087人と、今後も1,000人強で推移すると予測しています。

※年少人口は15歳未満、生産年齢人口は15～64歳、老年人口は65歳以上の人口を指します。高齢化率は人口のうち、老年人口が占める割合を指します。

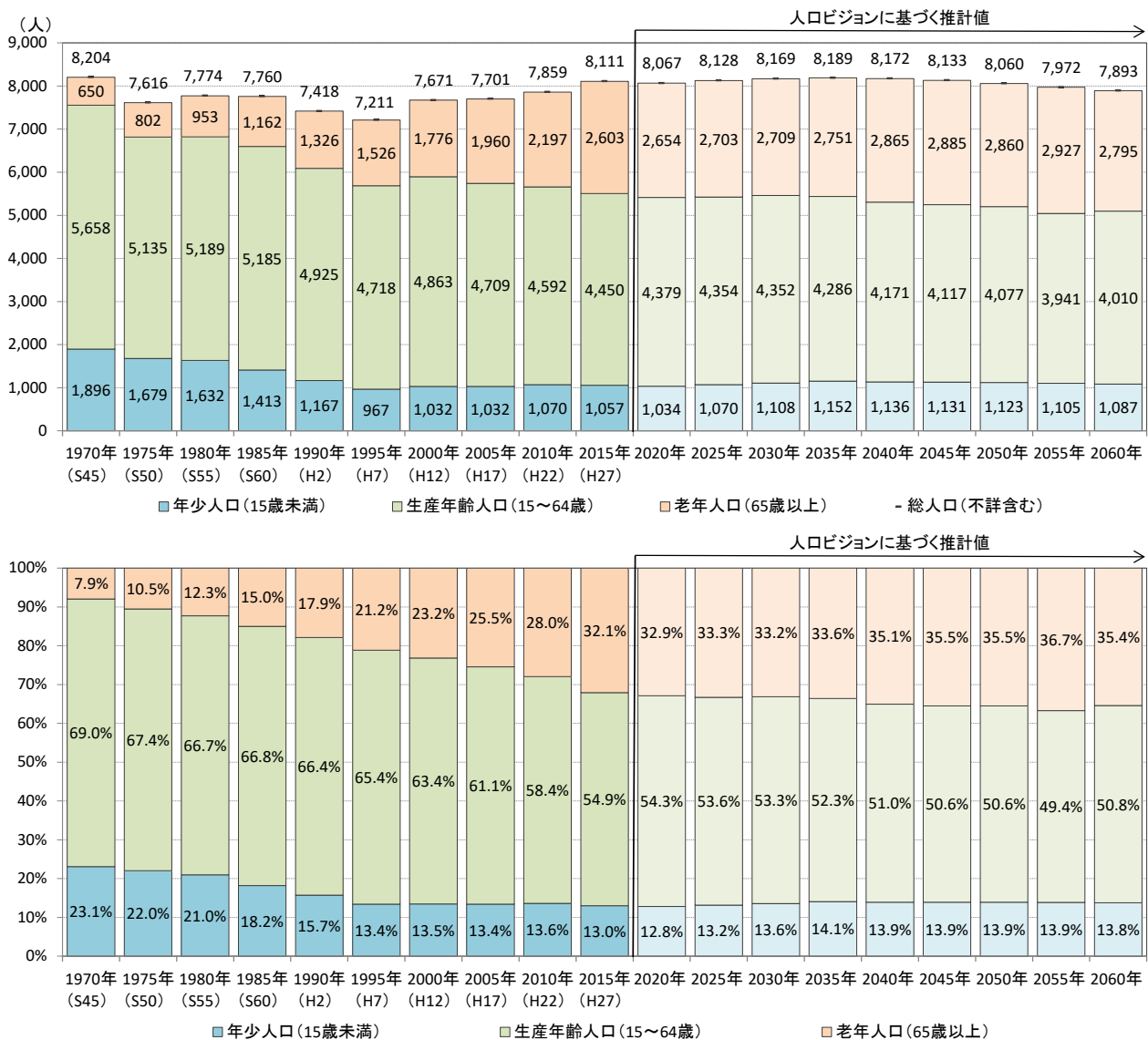


図 6 年齢階層別人口の推移と将来推計

資料：総務省「国勢調査」、東川町「写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」

### ③5 歳階級別の人口構成の推移と将来推計

5 歳階級別の人口の推移および将来推計をみると、1995 年(平成 7 年)に 45～49 歳であった団塊世代が 2015 年(平成 27 年)には 65～69 歳となり、高齢化を迎えています。さらに 2025 年には団塊世代が 75 歳以上となり、後期高齢者が増加すると推計されています。

0～4 歳までの人口は 2035 年に向け、62 人増えると予測されており、乳幼児が増加する見込みです。また、0～4 歳以外の年少人口、35 歳頃までの若者世代の人口は、2015 年(平成 27 年)と大きく変わらないと予測されています。

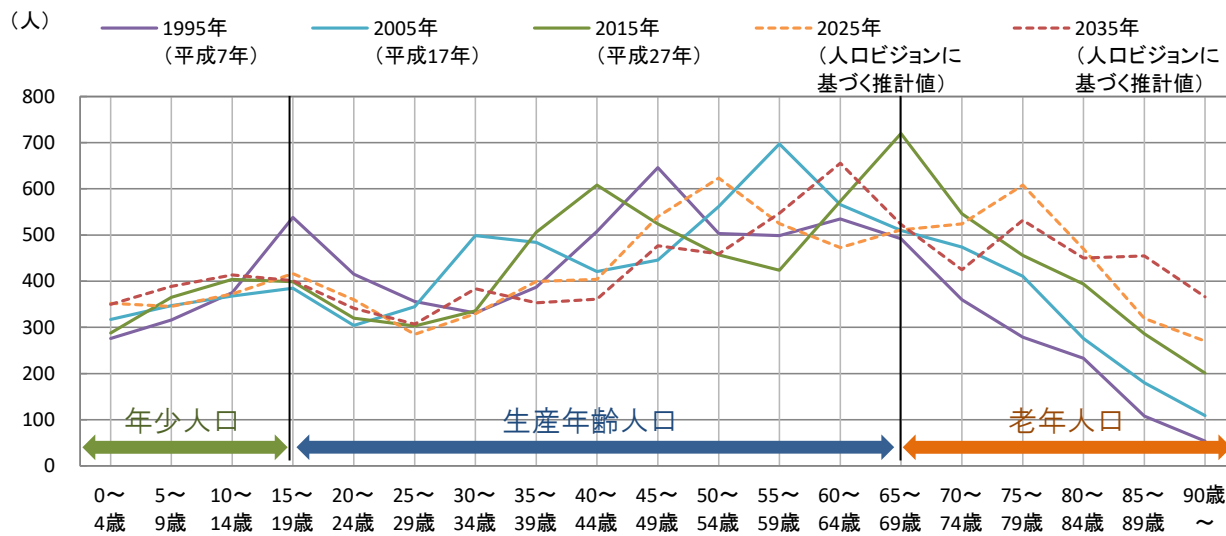


図 7 5 歳階級別人口構成の推移と将来推計

資料：総務省「国勢調査」、東川町「写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」

#### ④一般世帯における世帯構造の推移

1人世帯および2人世帯が増加傾向であり、それぞれの世帯数は1995年(平成7年)から2015年(平成27年)で2.2倍、1.6倍に増加しています。また、1995年(平成7年)では1人世帯と2人世帯の合計の割合は46.5%でしたが、2015年(平成27年)には61.2%と半分以上を占めており、世帯規模が縮小しています。

3人世帯は概ね微増傾向にあり、4人世帯は増減を繰り返し概ね横ばい傾向、5人世帯は減少傾向にあります。

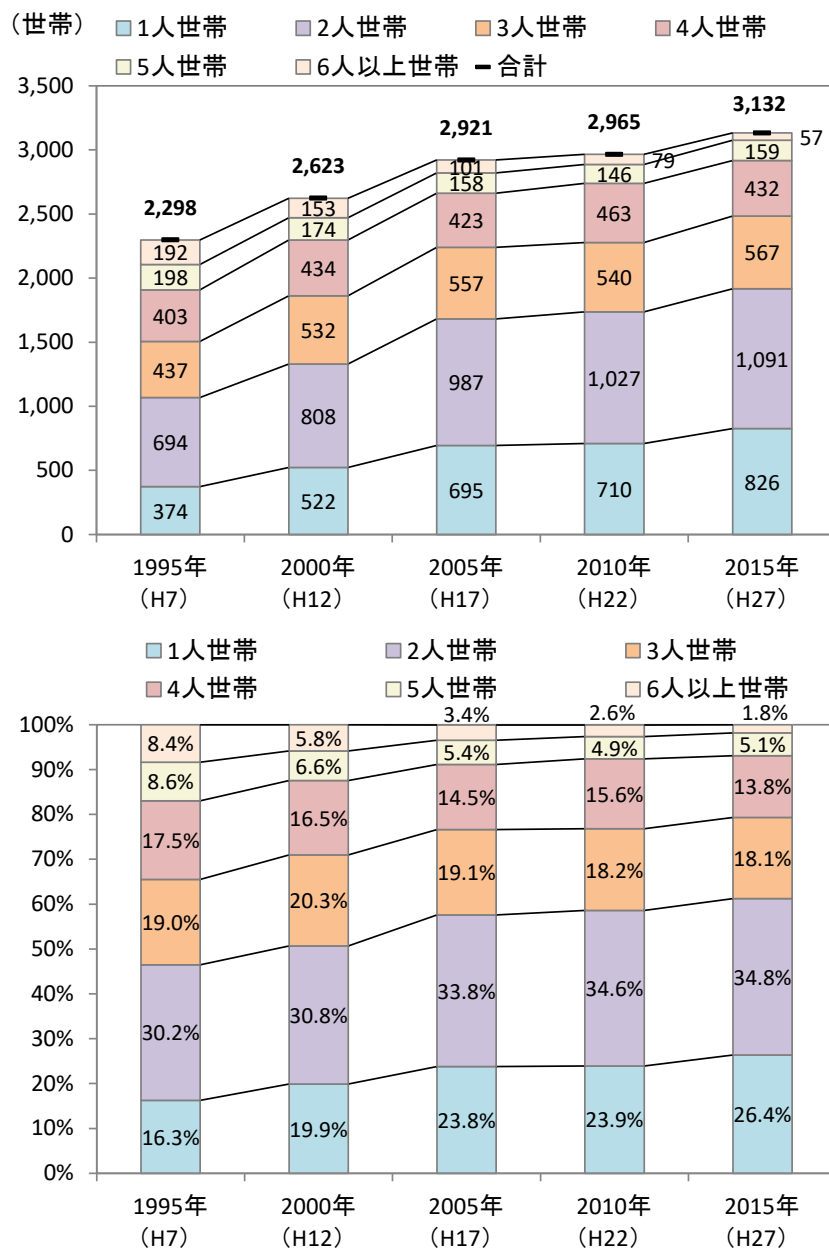


図 8 世帯人員別一般世帯割合

資料：総務省「国勢調査」

## ⑤地域自治振興区別の人口および世帯数推移

### ア)全町人口・世帯数に占める割合

地域自治振興区別にみた人口構成は、2000年(平成12年)から2015年(平成27年)まで概ね一定であり、全町人口のうち、中央地域自治振興区に50%強、西部地域自治振興区に25%弱、第一地域自治振興区に7~9%、第二地域自治振興区に9~10%、第三地域自治振興区に6~7%の人口が居住しています。

一般世帯数に関しても、2000年(平成12年)から2015年(平成27年)まで概ね一定の傾向がみられます。全町の一般世帯のうち、中央地域自治振興区に50%強、西部地域自治振興区に20%前後、第一地域自治振興区に7~8%、第二地域自治振興区に9%~10%、第三地域自治振興区に8~11%の世帯が居住しています。

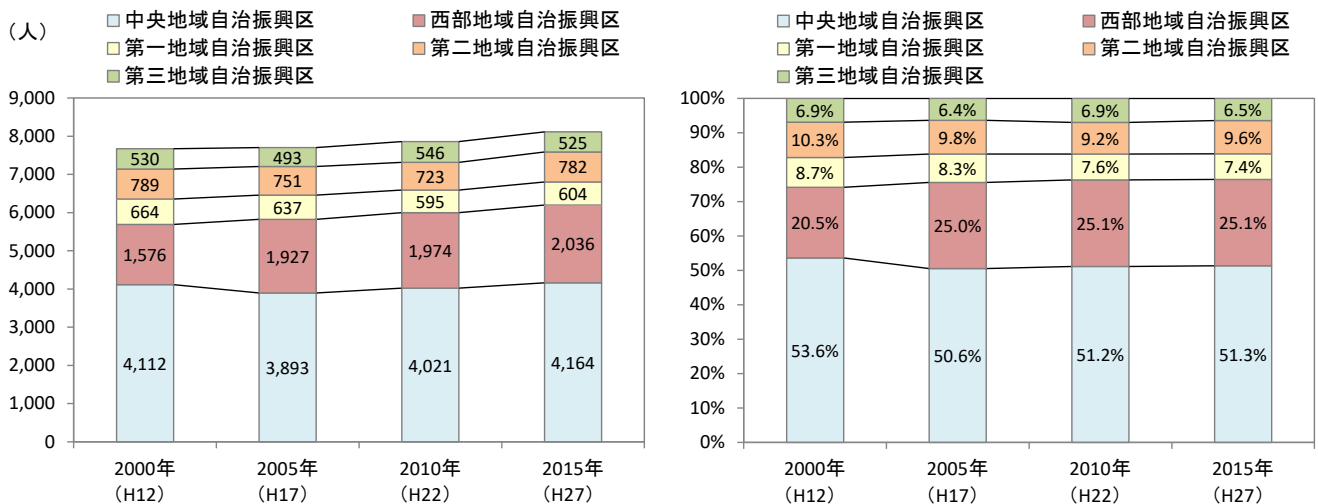


図 9 地域自治振興区別人口の推移

資料：総務省「国勢調査（小地域集計）」

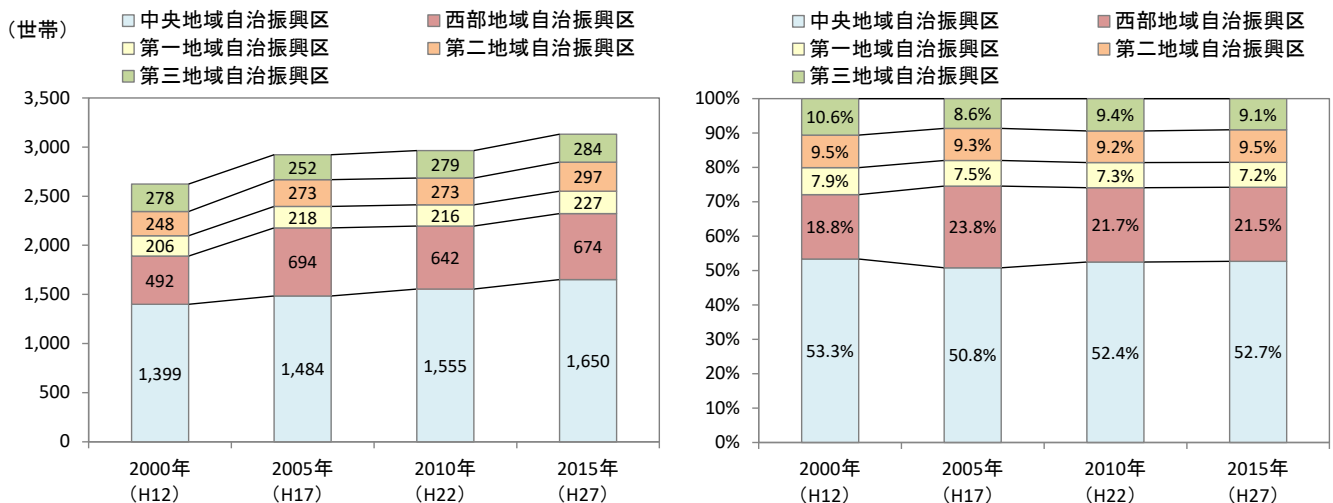


図 10 地域自治振興区別一般世帯数の推移

資料：総務省「国勢調査（小地域集計）」

※国勢調査（小地域推計）では、人口の少ない西町12丁目および北町10丁目、11丁目を秘匿地域として他地区に合算して集計している。そのため、ここでは、第一地域自治振興区である西町12丁目は西部地域自治振興区、西部地域自治振興区である北町10丁目および11丁目は第一地域自治振興区に合算されている。また、東倉沼区の一部は中央地域自治振興区となっているが、国勢調査（小地域推計）では東倉沼区として1つの区域として扱われているため、全域を第二地域自治振興区として集計している。

## イ)年齢階層別人口割合および世帯構造割合の地域自治振興区における比較

2015年(平成27年)の年齢階層別の人口割合を地域自治振興区別にみると、地域自治振興区ごとに年齢階層が異なっている状況にあります。特に、第一地域自治振興区は、他の自治振興区と比較して、高齢化率が42.2%と高くなっており、次いで第二地域自治振興区の高齢化率が37.5%となっています。また、第三地域自治振興区は年少人口割合が8.0%と最も低くなっています。

また、2015年(平成27年)の世帯人員別の一般世帯割合を地域自治振興区別にみると、第三地域自治振興区を除いた地域自治振興区は1人世帯と2人世帯割合の合計が6割前後となっています。第三地域自治振興区は1人世帯と2人世帯割合の合計が79.6%となっており、他の地域自治振興区と比較すると、世帯規模が小さい傾向にあります。

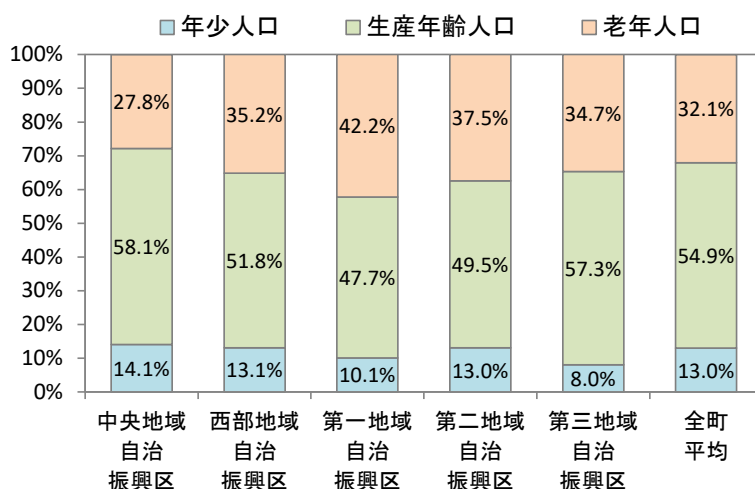


図 11 2015年(平成27年)の地域自治振興区別の年齢階層別人口の割合

資料：総務省「国勢調査(小地域集計)」

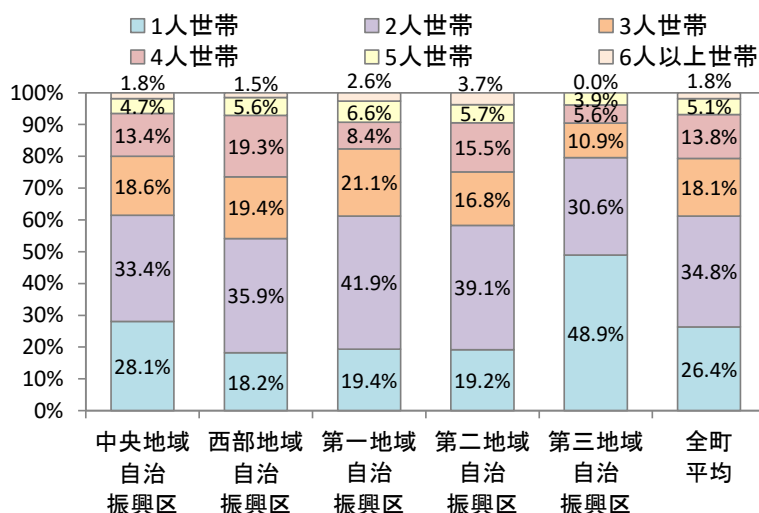


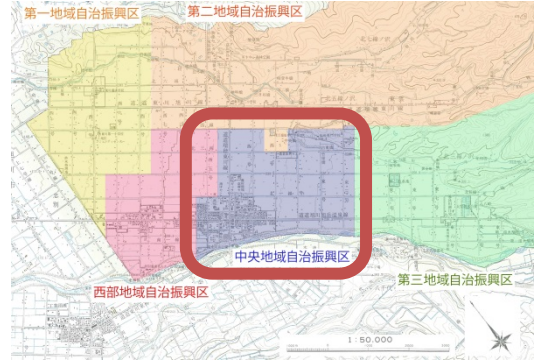
図 12 2015年(平成27年)の地域自治振興区別の世帯構造の割合

資料：総務省「国勢調査(小地域集計)」

## ウ)地域自治振興区別の年齢階層別人口および世帯構造の推移

### 【中央地域自治振興区】

中央地域自治振興区の人口は、2000年(平成12年)の4,112人から2005年(平成17年)の3,893人まで減少しましたが、その後増加傾向となり、2015年(平成27年)では4,164人となり、2000年(平成12年)と同程度まで回復しています。



一方、高齢化が進行しており、高齢化率は2000年(平成12年)は20.0%、2015年(平成27年)は27.8%となっています。15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、

2000年(平成12年)で2,711人、2015年(平成27年)には2,420人となっています。15歳未満の年少人口は、2000年(平成12年)から2005年(平成17年)にかけて減少しましたが、その後増加に転じ、2015年(平成27年)には586人と2000年(平成12年)と同程度まで回復しています。

また、一般世帯数は2000年(平成12年)の1,399世帯から2015年(平成27年)の1,650世帯まで増加傾向にあります。そのうち、1人世帯および2人世帯数は増加傾向にあるとともに、1人世帯および2人世帯数の割合の合計は2000年(平成12年)では49.3%、2015年(平成27年)で61.5%となっています。

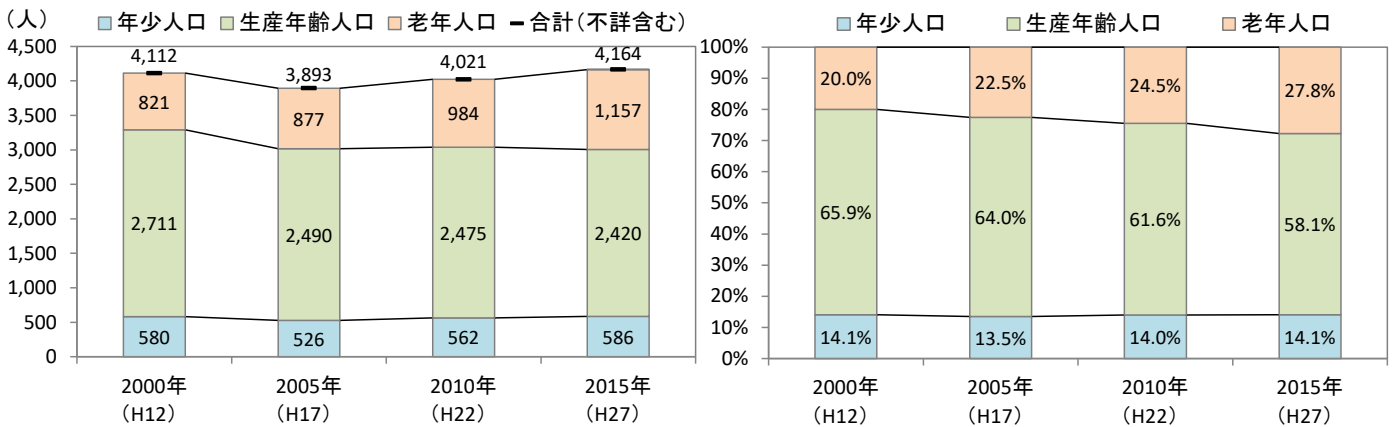


図 13 中央地域自治振興区の人口の推移

資料：総務省「国勢調査(小地域集計)」

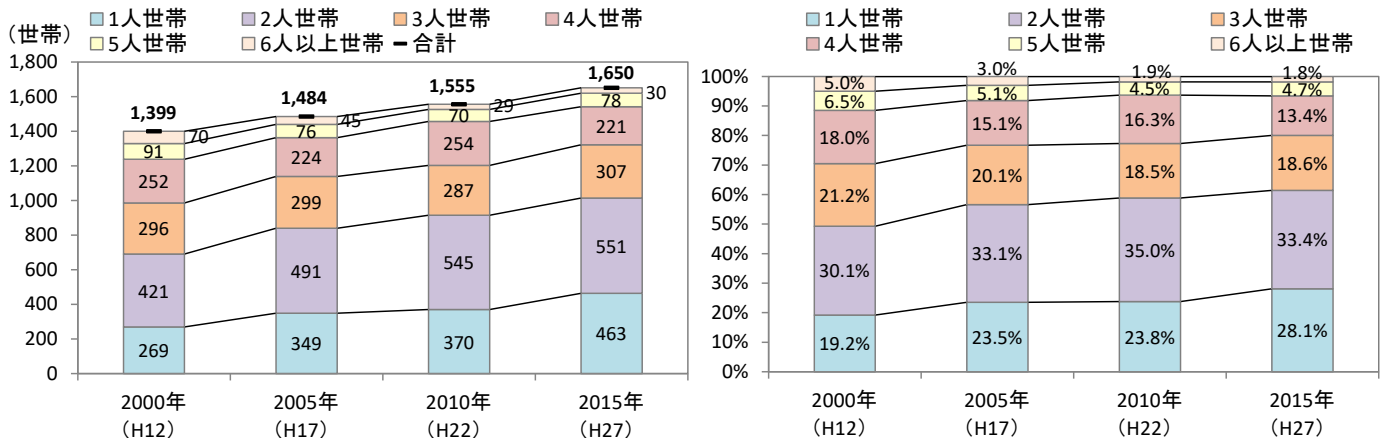


図 14 中央地域自治振興区の一般世帯数の推移

資料：総務省「国勢調査(小地域集計)」

※年齢階層別人口割合の算出の際、年齢不詳人口は除外している。



## 【西部地域自治振興区】

西部地域自治振興区は、2000年(平成12年)の1,576人から2005年(平成17年)の1,927人に向け、人口が大幅に増加し、その後もゆるやかな増加傾向にある地区です。

高齢化が進んでいる地区であり、高齢化率は2000年(平成12年)で24.8%、2015年(平成27年)で35.2%となっています。生産年齢人口は2000年(平成12年)の950人から2005年(平成17年)の1,111人にかけて増加しましたが、その後はゆるやかな減少傾向にあり、2015年(平成27年)では1,054人となっています。年少人口は2000年(平成12年)の235人から2005年(平成17年)の312人に増加しましたが、その後は減少傾向にあり、2015年(平成27年)では266人となっています。

また、一般世帯数は2000年(平成12年)の492世帯から2005年(平成17年)には694世帯に大幅に増加しましたが、その後減少し、2015年(平成27年)では674世帯となっています。1人世帯および2人世帯数は増減を繰り返しており、割合としては、2015年(平成27年)では54.2%となっています。

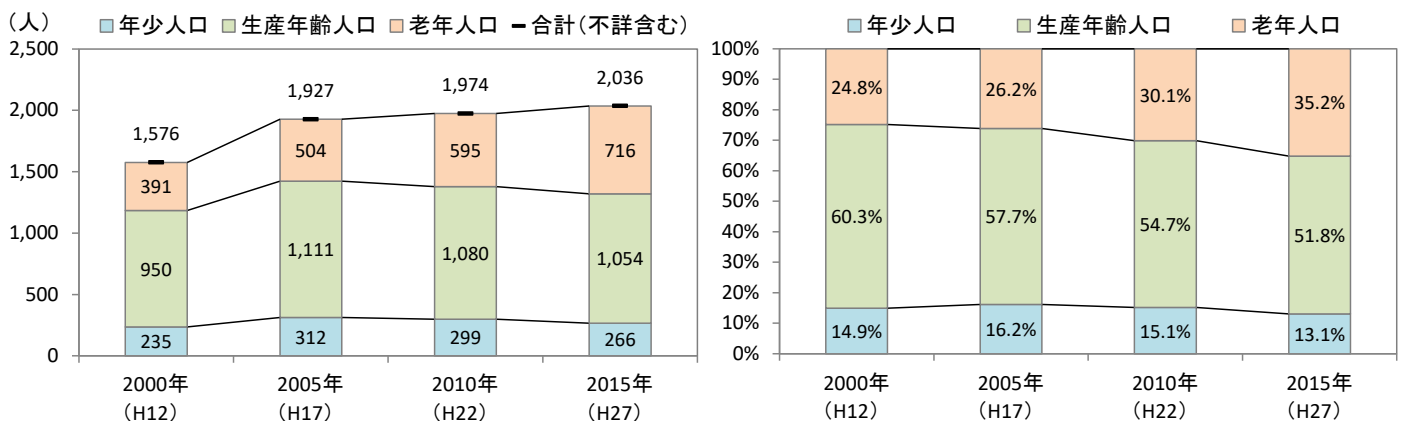
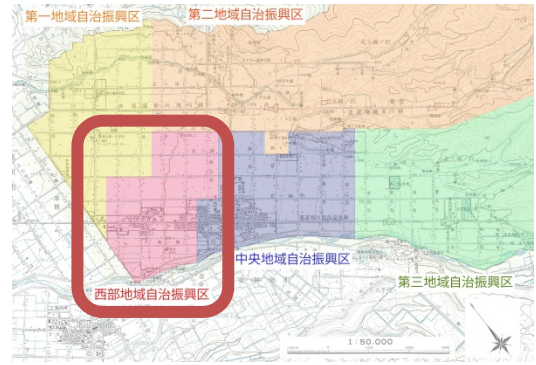


図 15 西部地域自治振興区の人口の推移

資料：総務省「国勢調査（小地域集計）」

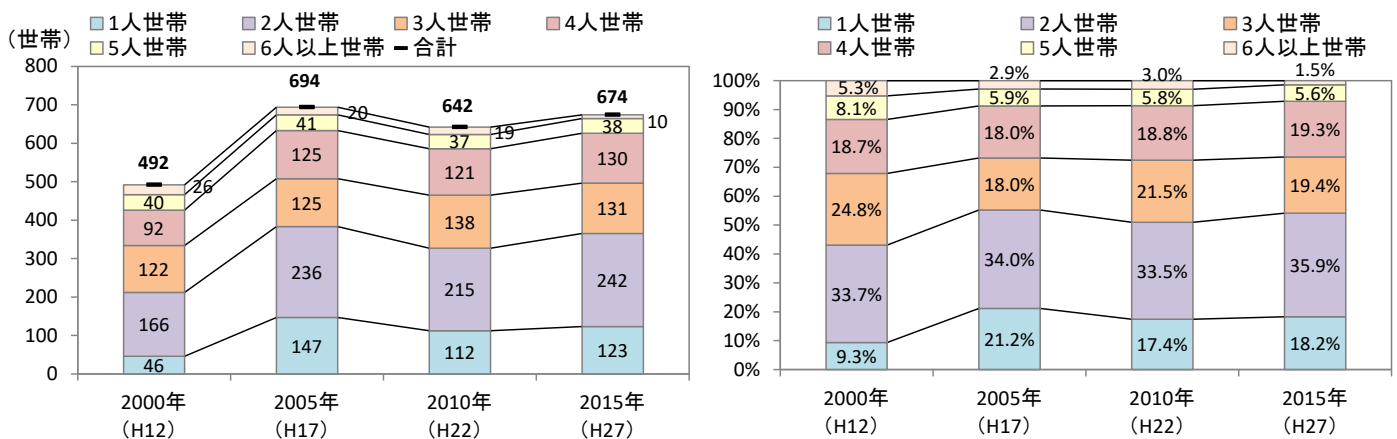
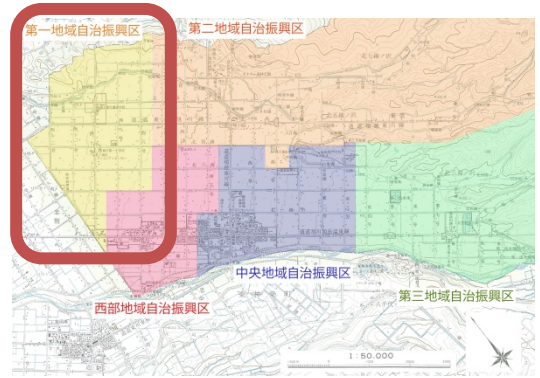


図 16 西部地域自治振興区一般世帯数の推移

資料：総務省「国勢調査（小地域集計）」

## 【第一地域自治振興区】

第一地域自治振興区の人口は、2000年(平成12年)の664人から2010年(平成22年)には595人まで減少傾向にありましたが、2015年(平成27年)に微増し、604人となっています。



急激に高齢化が進んでいる地区であり、高齢化率は2010年(平成22年)で33.6%、2015年(平成27年)には8.6%増の42.2%となっています。生産年齢人口と年少人口はともに減少傾向にあり、2015年(平成27年)にはそれぞれ288人(2000年(平成12年)では381人)、61人(2000年(平成12年)では94人)となっています。

一般世帯数は2000年(平成12年)では206世帯でしたが、2015年(平成27年)には227世帯となり、概ね微増傾向にあります。1人世帯および2人世帯数は増加傾向にあり、その割合の合計は2000年(平成12年)では47.1%、2015年(平成27年)では61.2%となっています。

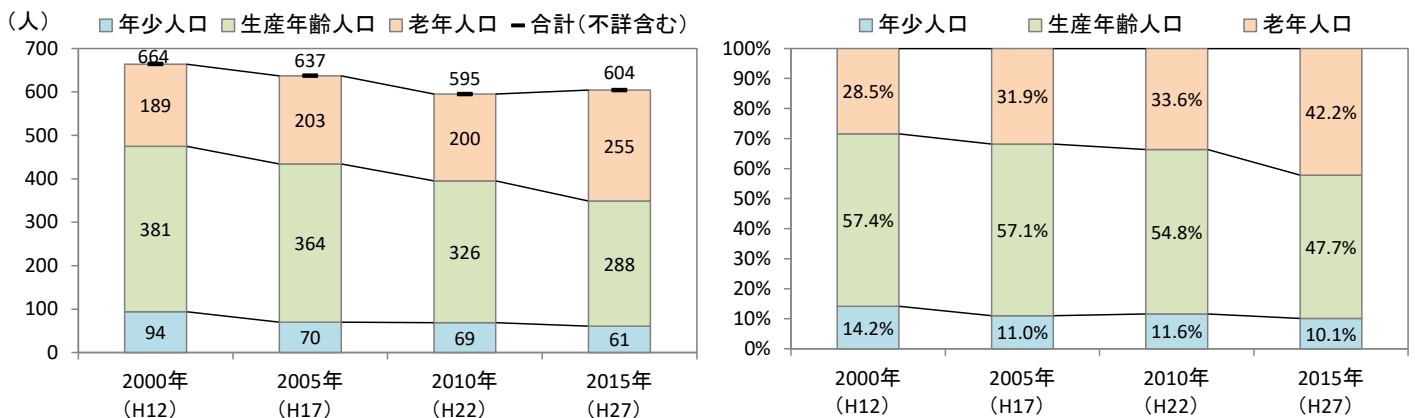


図 17 第一地域自治振興区の人口の推移

資料：総務省「国勢調査(小地域集計)」

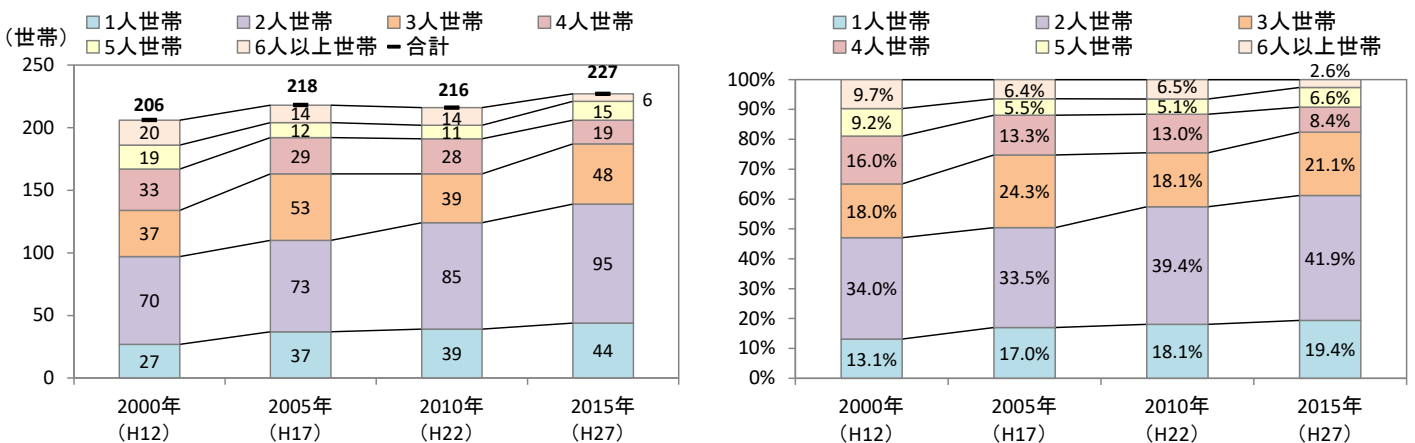
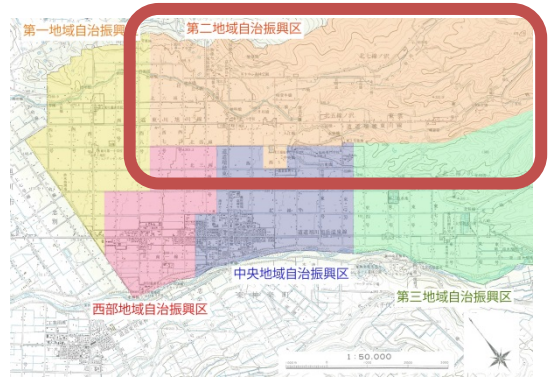


図 18 第一地域自治振興区一般世帯数の推移

資料：総務省「国勢調査(小地域集計)」

## 【第二地域自治振興区】

第二地域自治振興区の人口は、2000年(平成12年)の789人から、2010年(平成22年)には723人となり、減少傾向にありましたが、2015年(平成27年)には782人と、2000年(平成12年)と同程度まで回復しました。



高齢化が進行している地区であり、高齢化率は2000年(平成12年)で29.8%、2015年(平成27年)で37.5%となっています。生産年齢人口は2000年(平成12年)では468人でしたが、2015年(平成27年)には387人まで減少しています。一方、年少人口は、2010年(平成22年)まで85人前後で推移していましたが、2015年(平成27年)に102人に増加しました。

一般世帯数は2000年(平成12年)の248世帯から2015年(平成27年)の297世帯まで増加傾向にあります。そのうち、1人および2人世帯数は増加傾向にあり、その割合の合計は2000年(平成12年)で45.2%、2015年(平成27年)で58.2%となっています。

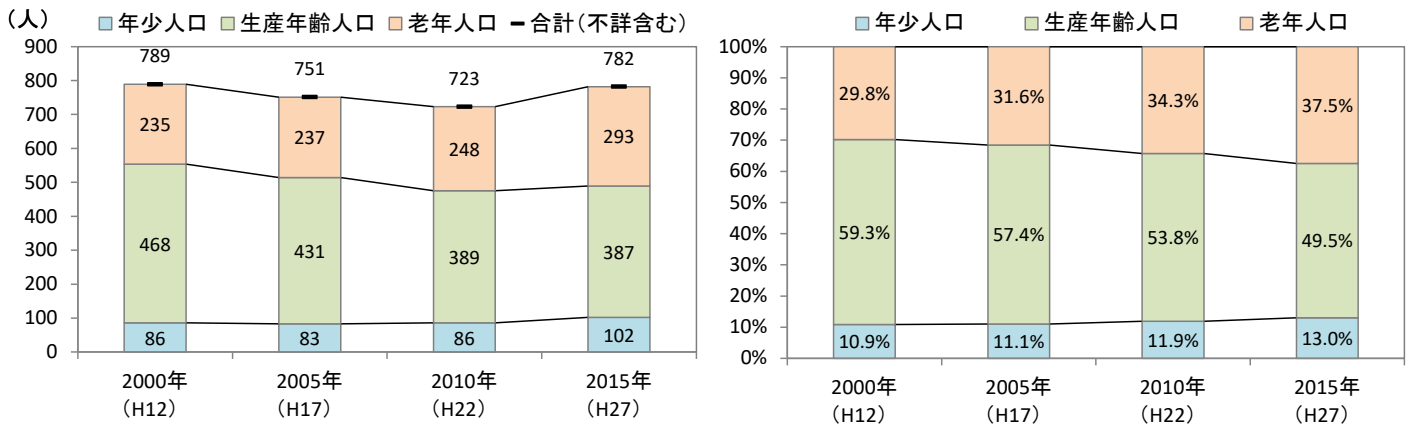


図 19 第二地域自治振興区の人口の推移

資料：総務省「国勢調査(小地域集計)」

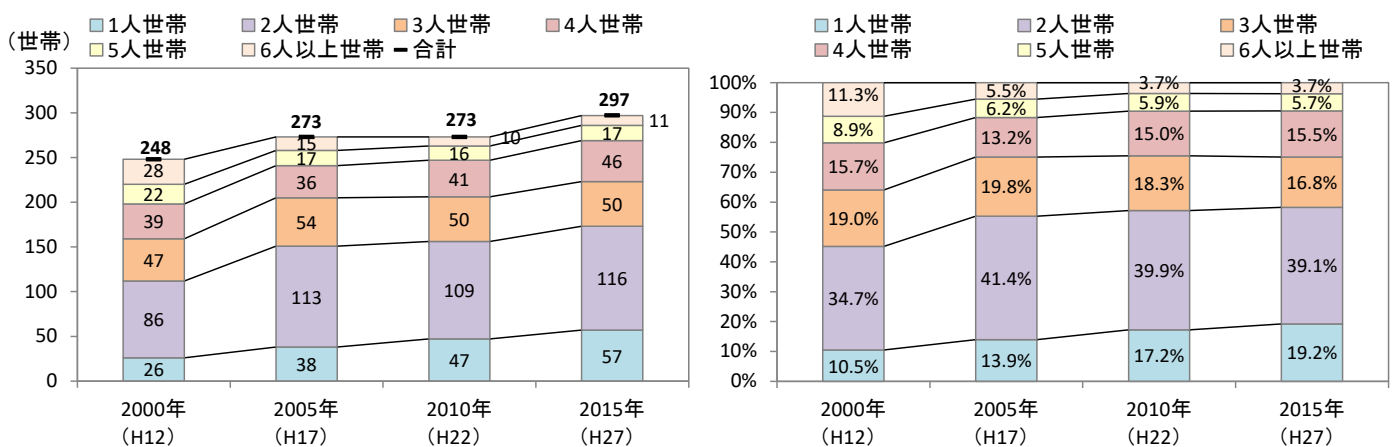


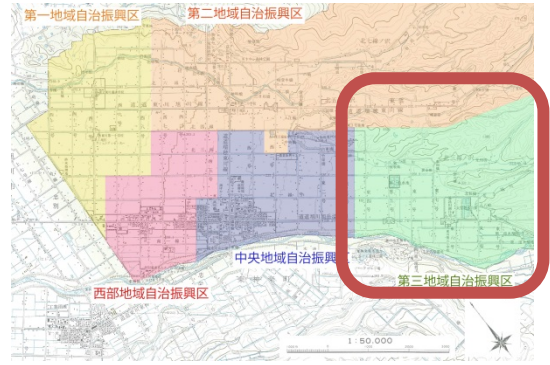
図 20 第二地域自治振興区一般世帯数の推移

資料：総務省「国勢調査(小地域集計)」

### 【第三地域自治振興区】

第三地域自治振興区の人口は、増減を繰り返し、2015年(平成27年)には525人(2000年(平成12年)の530人と同程度)となっています。

高齢化が進行している地区であり、高齢化率は2000年(平成12年)で26.4%、2015年(平成27年)で34.7%となっています。生産年齢人口は、2000年(平成12年)の353人から概ね減少傾向にあり、2015年(平成27年)では301人となっています。年少人口は2010年(平成22年)まで増加傾向にありましたが、2015年(平成27年)には減少し、42人となっています。



一般世帯数は2005年(平成17年)に252世帯と減少しましたが、その他の年は280世帯前後と概ね横ばいです。世帯人員別の割合をみると、2000年(平成12年)以降大きな変化はありませんが、1人および2人世帯の割合は80%弱であり、他の地域自治振興区と比較して世帯の小規模化が顕著な地区です。

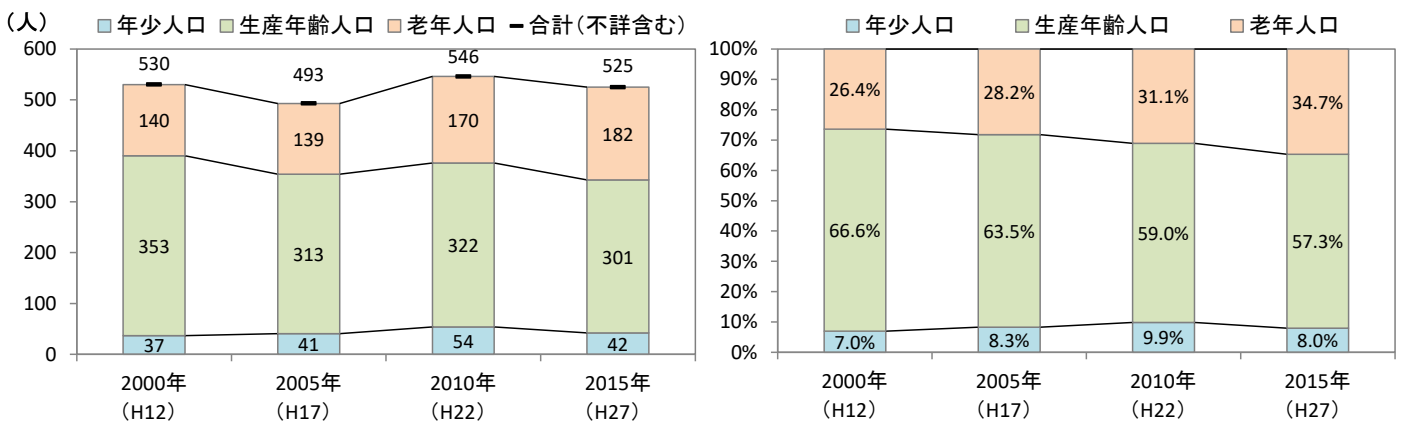


図 21 第三地域自治振興区の人口の推移

資料：総務省「国勢調査（小地域集計）」

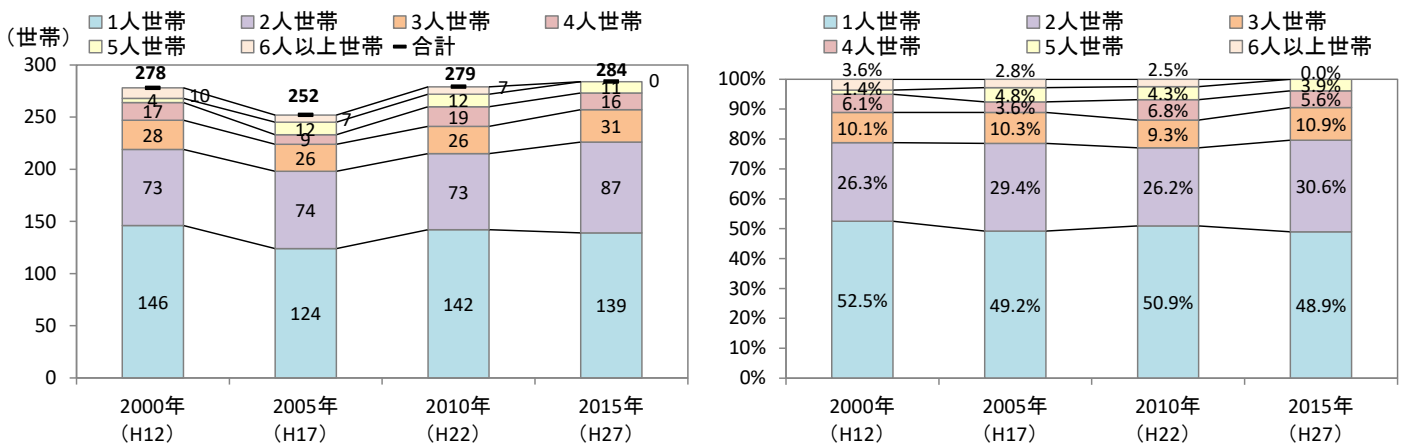


図 22 第三地域自治振興区の一般世帯数の推移

資料：総務省「国勢調査（小地域集計）」

## ⑥人口動態

1960年(昭和35年)以降の出生数・死亡数をみると、本町における出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向となっています。そのため1990年代前半までは自然増加でしたが、以降は自然減少に転じています。2014年(平成26年)には出生数が46人、死亡数は103人であり、合計57人の自然減少となっています。

一方、転入数と転出数をみると、転入数は1990年半ばから増加傾向、転出数は1980年代から横ばい傾向にあります。そのため、1995年(平成7年)より転入数が転出数を上回っており、2014年(平成26年)では転入数472人、転出数360人、合計112人の社会増加となっています。本町では自然減少よりも社会増加のほうが大きいため、人口が増加しています。

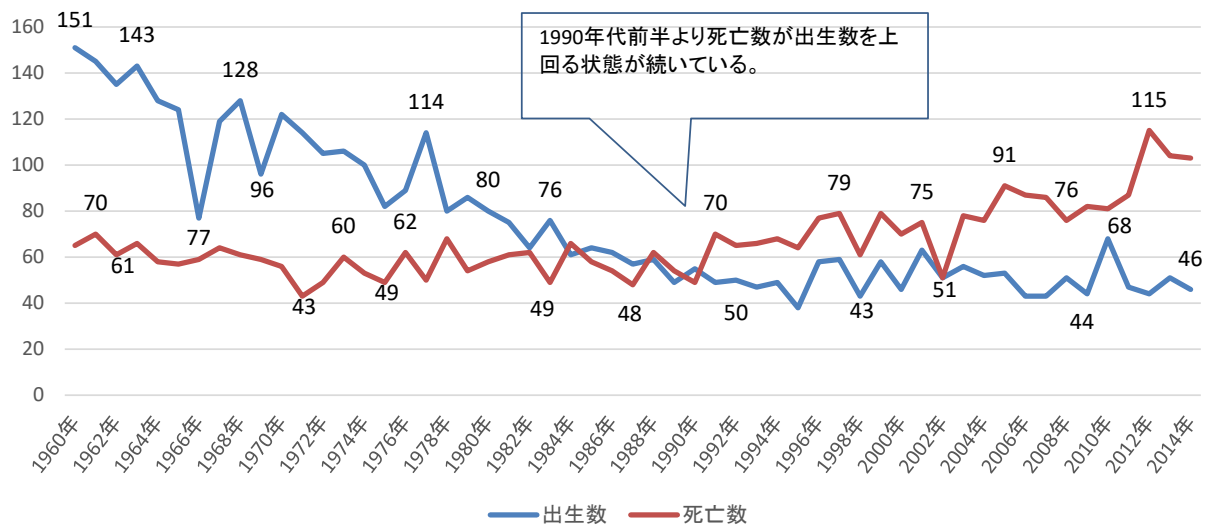


図 23 出生数と死亡数の推移

資料：東川町「写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」

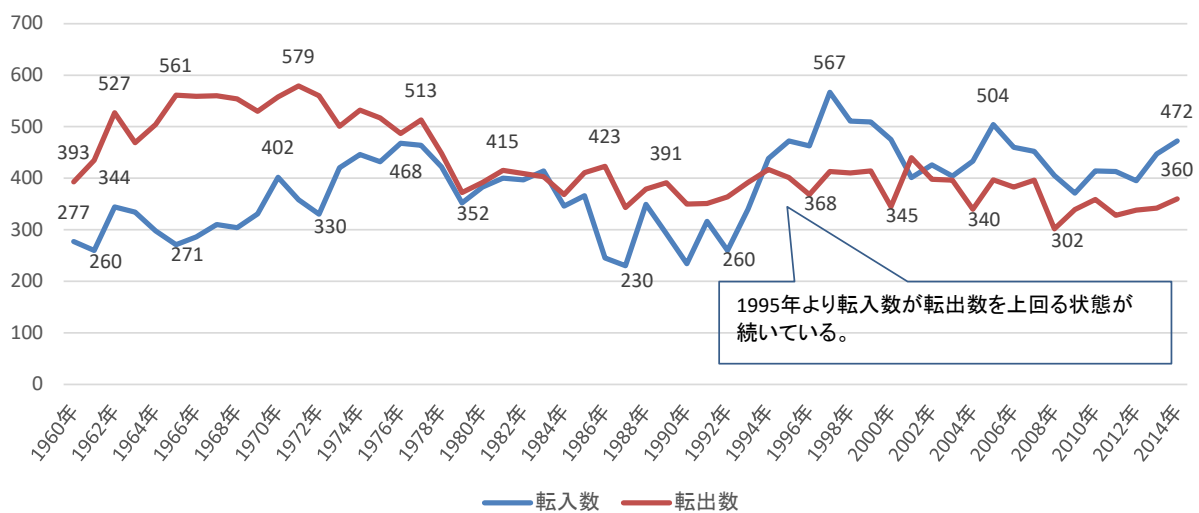


図 24 転入数と転出数の推移

資料：東川町「写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」

## ⑦近年の転入・転出の状況

2010年(平成22年)から2015年(平成27年)の5年間の人口の転入・転出の状況を見ると、転入者数が転出者数を722人上回り、社会増加となっています。

特に25歳～44歳の子育て世代の転入が多く、それに伴って0～14歳の年少人口の流入も多くなっています。

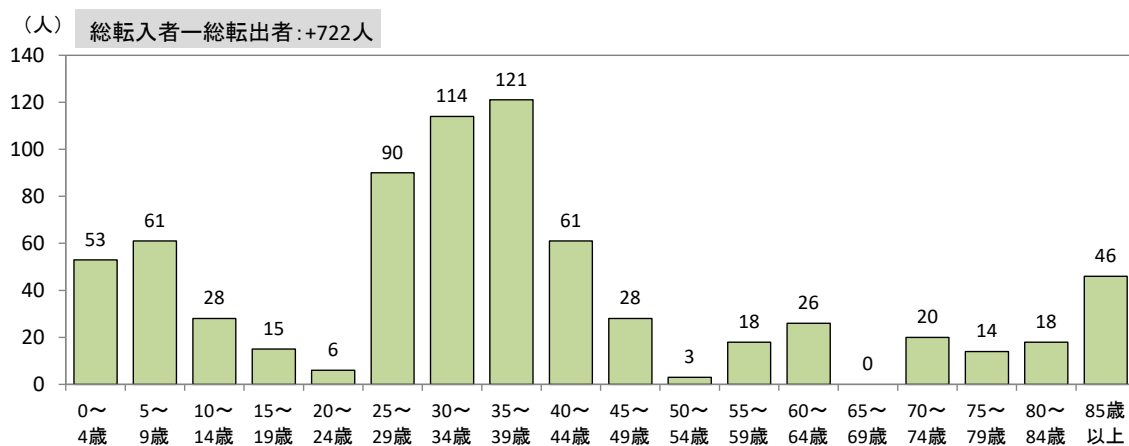


図 25 2010年～2015年の転入転出の状況（転入者数－転出者数）

資料：総務省「国勢調査」

### ⑧児童生徒数・園児数の推移

本町が有する小学校・中学校・高等学校の児童数・生徒数の合計は、2007年度(平成19年度)では906人でしたが、2012年度(平成24年度)には941人と微増しました。その後は微減傾向にあり、2016年度(平成28年度)で912人となっています。

また、幼児センターにおける園児数は、2007年度(平成19年度)では215人でしたが、その後増加し、近年は260人前後で推移しています。その内訳をみると、2007年度(平成19年度)では、長時間型(0～5歳児、保育時間11時間)と短時間型(3～5歳児、保育時間5時間)の園児数は同程度でしたが、その後長時間型の園児数が増加し、2016年度(平成28年度)では、全体の72%を占めています。

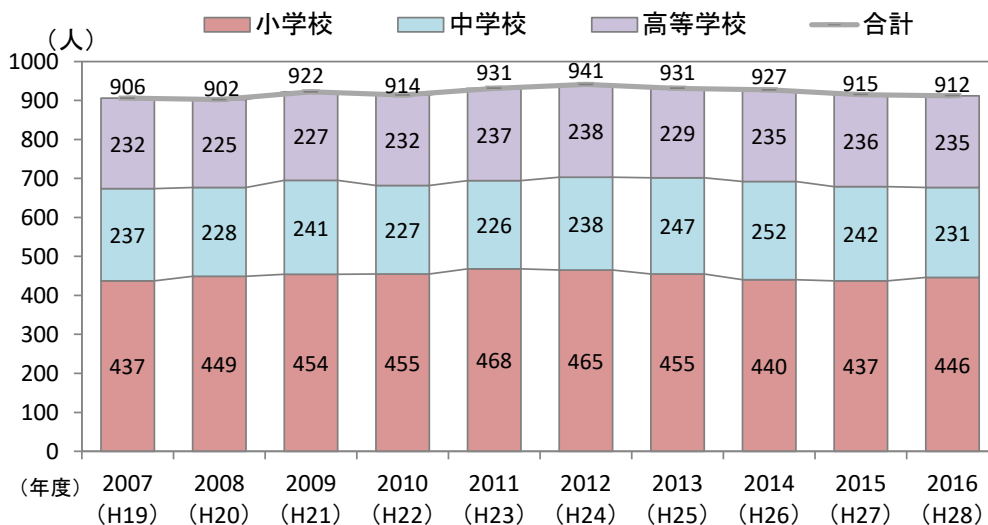


図 26 児童数・生徒数の推移

資料：文部科学省「学校基本調査」

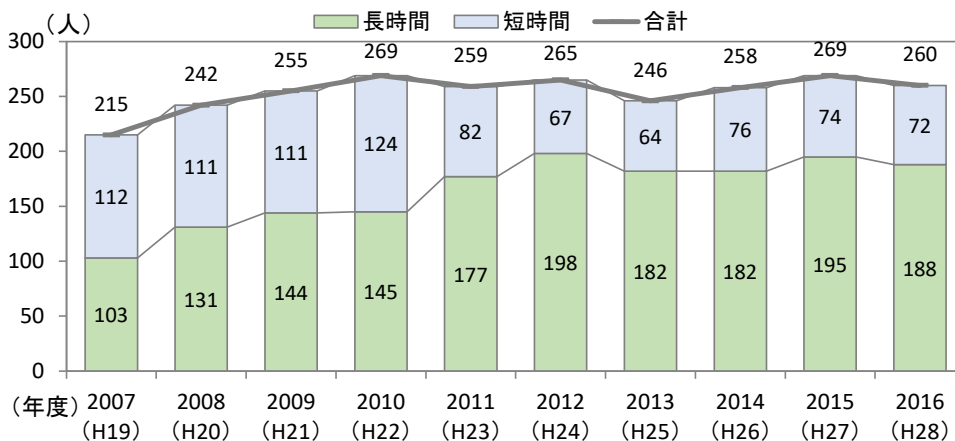


図 27 幼児センターにおける園児数の推移

資料：東川町調べ

### ⑨小学校別児童数の推移

本町の4つの小学校に通う児童の割合をみると、2007年度(平成19年度)以降その傾向は大きな変化がなく、80%前後が東川小学校、5~7%が東川第一小学校、8~11%が東川第二小学校、4~6%が東川第三小学校に通学しています。

それぞれの小学校の児童数をみると、東川小学校、東川第一小学校は概ね横ばい傾向で、それぞれ350人前後、25人前後で推移しています。一方、東川第二小学校は2011年度(平成23年度)の36人まで減少傾向でしたが、その後は微増傾向にあり、2016年度(平成28年度)には47人となっています。東川第三小学校は2007年度(平成19年度)の18人から2011年度(平成23年度)の28人まで増加傾向でしたが、その後は微減傾向にあり、2016年度(平成28年度)には22人となっています。

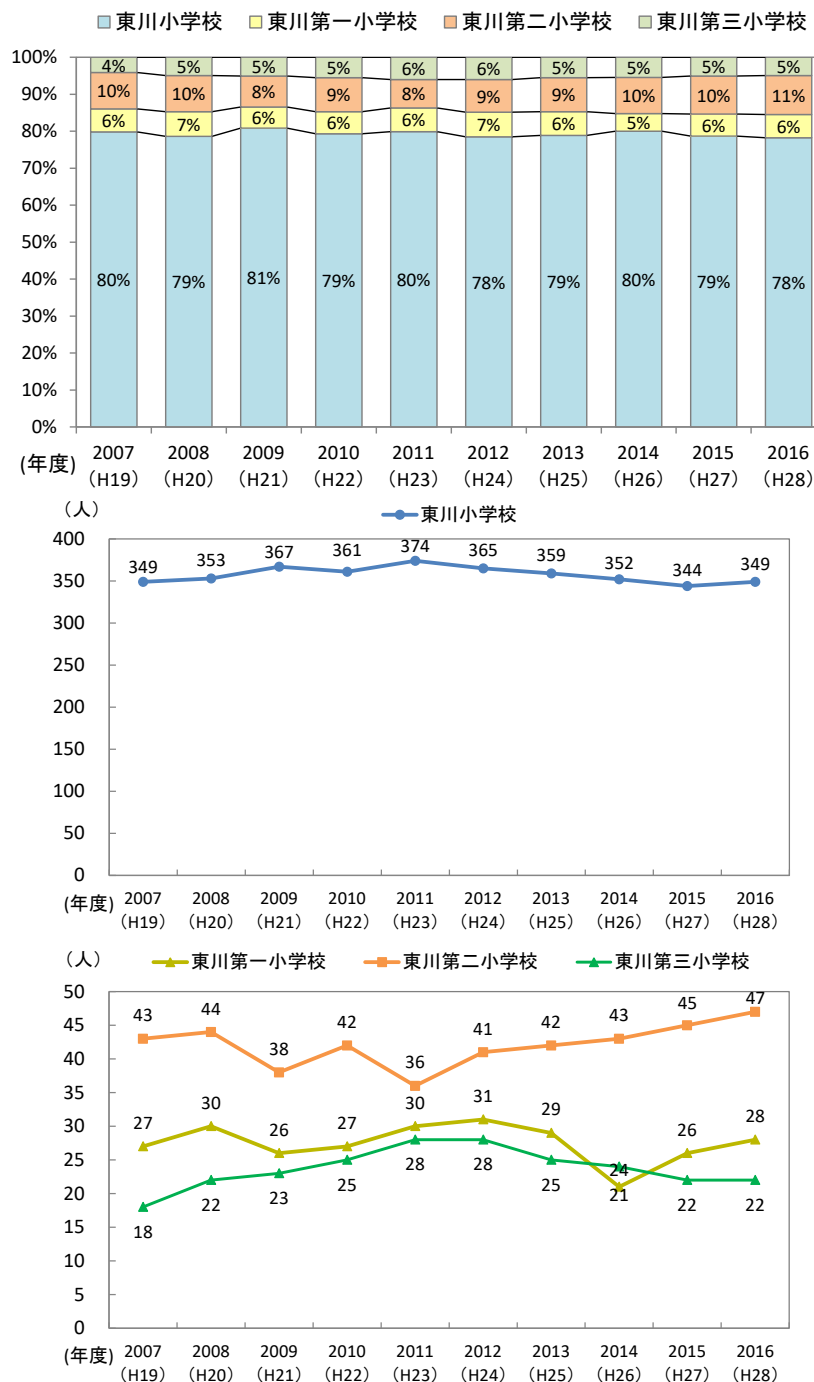


図 28 小学校別児童数の推移

資料：北海道教育委員会「北海道の学校一覧」



## (2) 産業

### ① 産業別の就業者数の推移

本町の就業者数は2000年(平成12年)の4,183人から2010年(平成22年)の3,775人まで減少傾向にありましたが、2015年(平成27年)では増加し、3,923人となっています。

第1次産業就業者数は減少傾向にあり、1995年(平成7年)の1,194人から2015年(平成27年)の817人と32%減少しています。しかし、2015年(平成27年)の第1次産業就業者割合20.8%は、全道平均7.0%と比較すると高い割合を占めています。

第2次産業就業者についても、1995年(平成7年)では1,026人でしたが、2015年(平成27年)には663人と減少傾向です。一方、第3次産業就業者数は、1995年(平成7年)の1,876人から2015年(平成27年)には2,387人と増加傾向であり、2015年(平成27年)の第3次産業就業者割合は60.8%と高い割合を占めています。

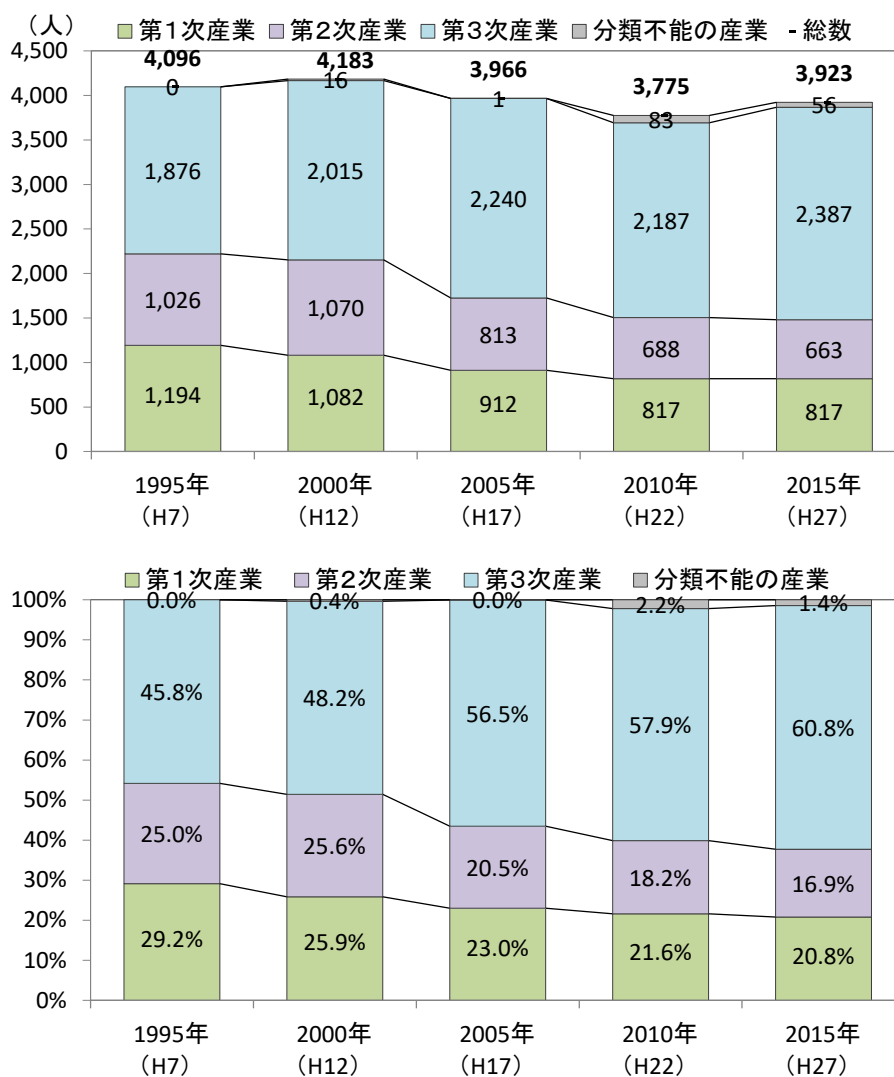


図 29 産業別就業者数の推移

資料：総務省「国勢調査」

また、2015年(平成27年)の産業大分類別就業者数をみると、農業、林業の就業者数が最も多く817人となっており、次いで、医療、福祉が463人、卸売業、小売業が434人となっています。

2005年(平成17年)から2015年(平成27年)の就業者数の推移をみると、最も増加数が多い産業は医療、福祉で211人増加、次いで教育、学習支援業で88人増加となっています。一方、最も減少数が多い産業は、建設業で216人減少、次いで農業、林業で71人減少となっています。

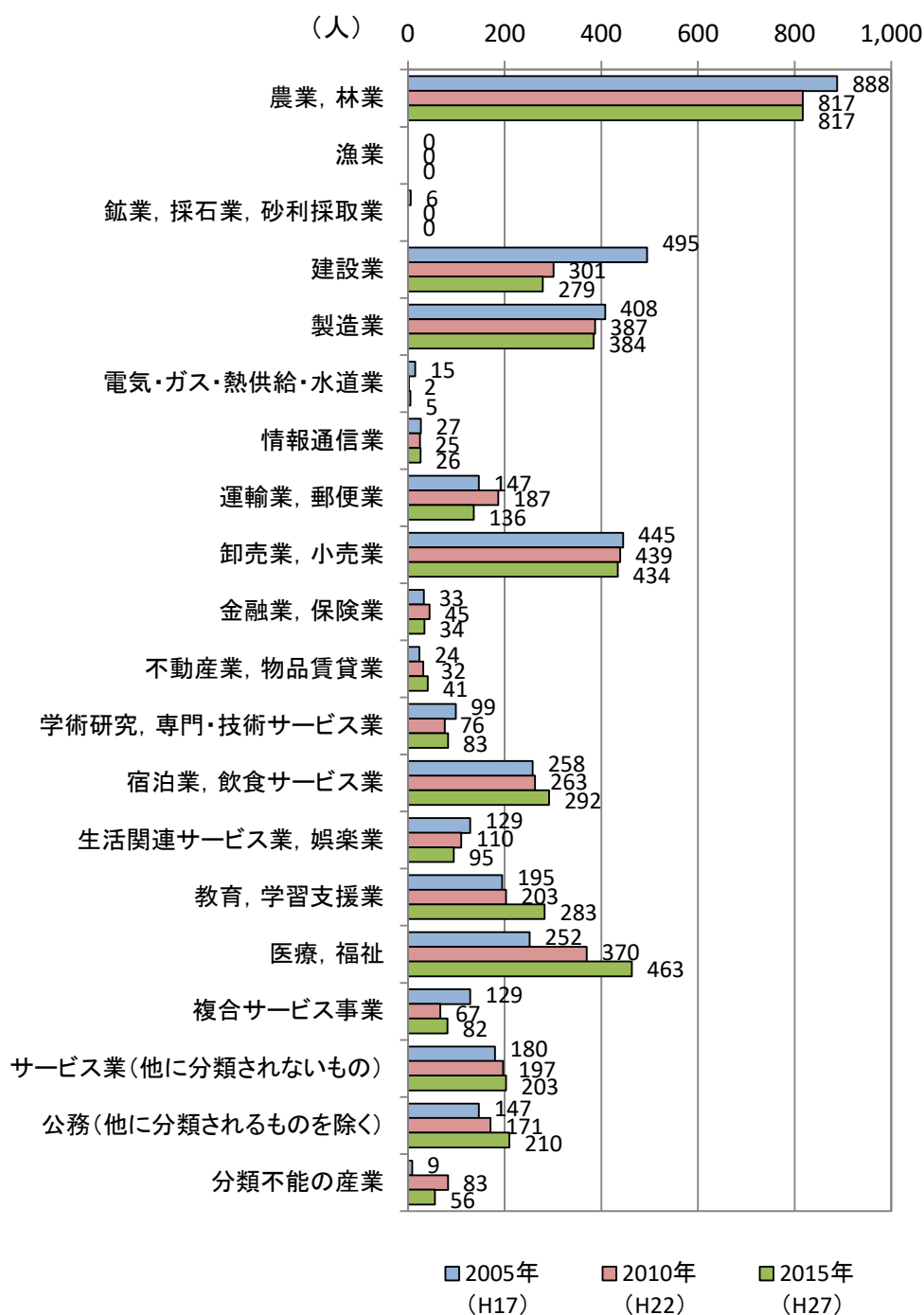


図 30 産業大分類別就業者数の推移

資料：総務省「国勢調査」

※平成27年国勢調査における産業分類とは、日本標準産業分類を基に編集したものであり、大分類は20分類、大分類を細分化した中分類は82分類である。

## ②産業別の売上高

2012年(平成24年)の東川町における産業中分類別の売上高をみると、木材・木製品製造業が最も大きく32.4億円、次いで家具・装備品製造業が25.7億円、農業が3番目に大きく19.3億円となっています。

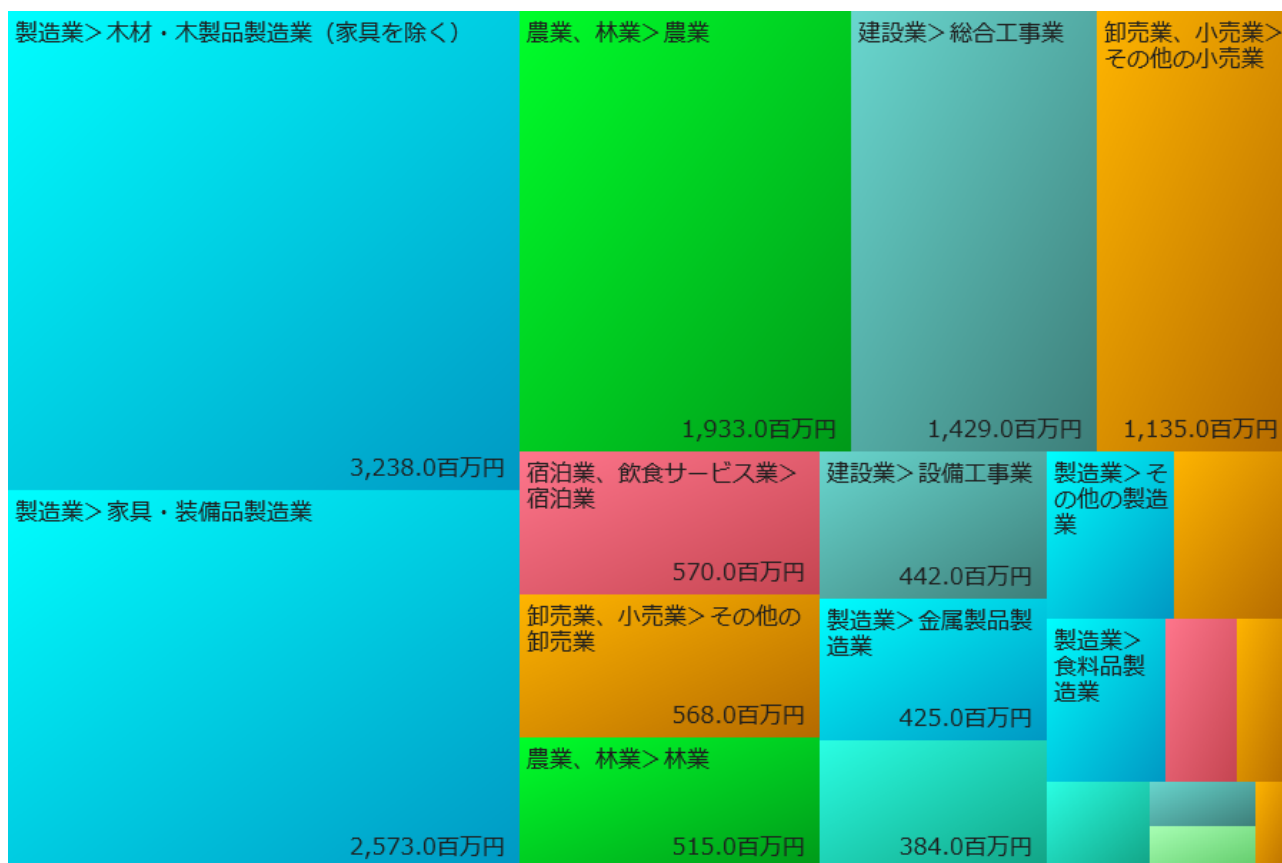


図 31 2012年(平成24年)の東川町における売上高

出典：経済産業省、内閣官房「地域経済分析システム (RESAS)」

※上記は、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」再編加工をしたものである。図中の四角の大きさと売上高は比例している。

※平成24年度経済センサスにおける産業分類とは、日本標準産業分類に基づいて分類されたものであり、大分類は18分類、大分類を細分化した中分類は95分類(ただし格付不能を除く)である。

### ③東川町の通勤・通学の状況

2015年(平成27年)において、東川町に住む就業者数は3,923人、東川町で働く就業者数は3,945人とほぼ同程度となっています。そのうち町内に住み町内で働く就業者数は2,307人で、それぞれ58.8%、58.5%と約6割を占めています。他市町に住み町内で働く就業者数1,594人のうち、旭川市は1,355人と85.0%を占め、同様に、町内に住み他市町で働く就業者数1,577人のうち、旭川市は1,282人と81.3%を占め、東川町は旭川市と密接な関係にあります。旭川市との流出入の状況をみると、旭川市から東川町への通勤(流入)が1,355人、町内から旭川市への通勤(流出)が1,282人と、流入が流出を73人上回っている状況にあります。

2010年(平成22年)と比較すると、町内で働く就業者数および町内に住む就業者数はともに増加しており、町内で働く就業者数が3,814人から3,945人と3.4%、町内に住む就業者数は3,775人から3,923人と3.9%増加しています。

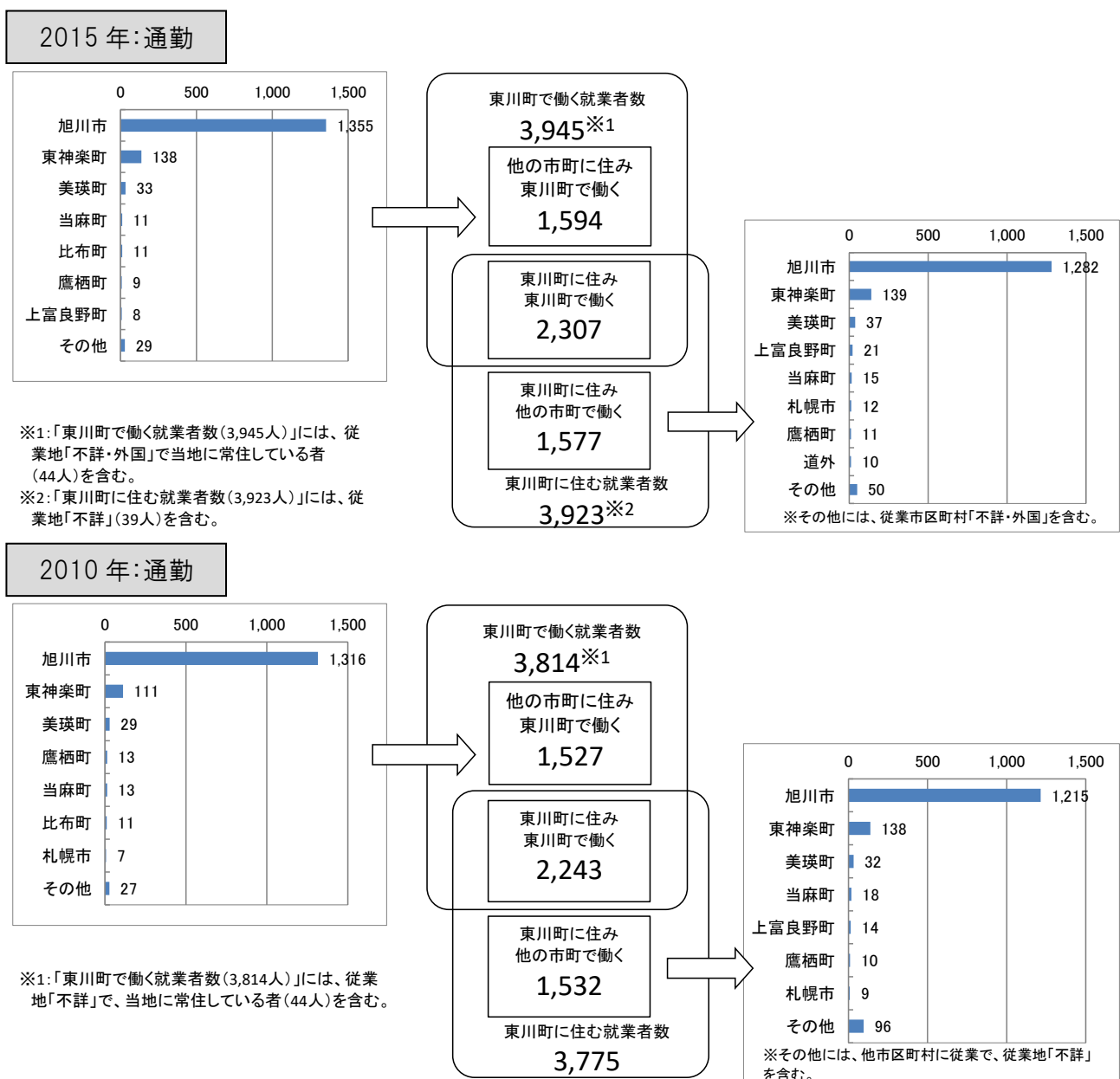


図 32 通勤の状況

資料:総務省「国勢調査」

通学者に関しては、2015年(平成27年)における、東川町に通学する通学者数は527人、東川町に住む通学者数は497人となっています。町内に住み町内に通学する通学者数は280人で、それぞれ53.1%、56.3%と半数以上を占めています。通学者に関しても、旭川市と密接な関係があり、他市町に住み町内へ通学する242人のうち、旭川市は192人と79.3%を占め、同様に、町内に住み他市町に通学する212人のうち、旭川市は190人と89.6%を占めています。

2010年(平成22年)と比較すると、東川町に住み他市町へ通学している通学者数は236人から212人に減少し、同様に他市町に住み町内に通学している通学者が325人から242人に減少していますが、町内に住み町内に通学する人が198人から280人と増加しています。

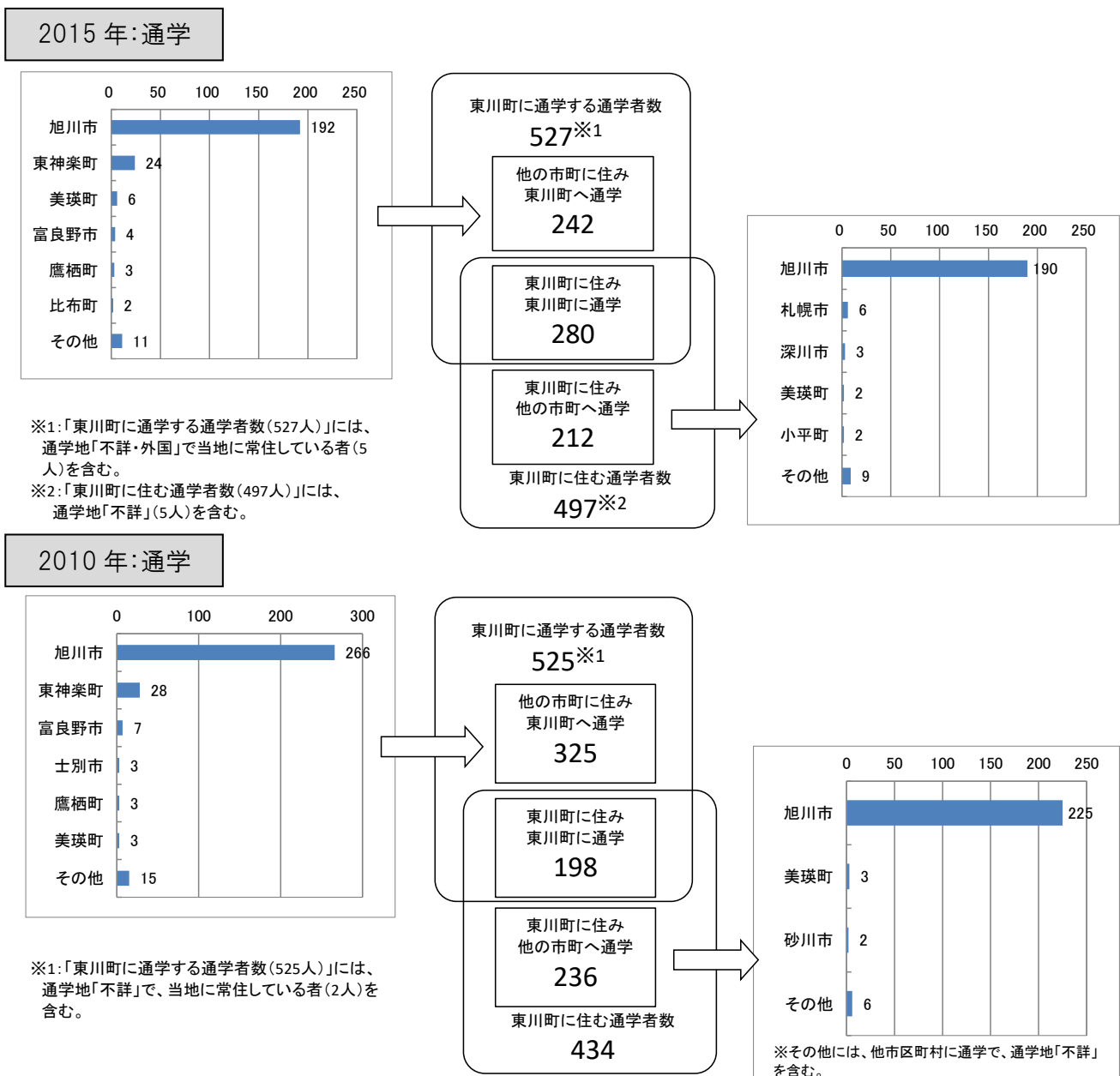


図 33 通学の状況

資料：総務省「国勢調査」



#### ④観光業

##### ア)観光資源

東川町の農村部や山間部では、旭岳温泉や天人峡温泉、旭岳、キャンモアスキービレッジ、キトウシ森林公園家族旅行村などの自然体験ができる場や、クラフト街道をはじめとする木製品や陶芸にふれることができる場、こだわりの食材を使用した飲食店など多様な観光資源を有しており、宿泊施設も整備されています。

一方、市街地では道草館や文化芸術交流センター等の観光資源が立地しているとともに、飲食店なども多く立地しています。また、ひがしかわどんとこいまつりや写真甲子園などの多くのイベントが開かれています。宿泊施設については、民間公共あわせて数件立地しています。



図 34 図 東川町全体の観光資源

資料：ひがしかわロードマップ（一般社団法人 ひがしかわ観光協会）

# ひがしかわ グランドマップ 郊外vet.



**1** ペンと地球菓子の店  
ペンメタル  
西10号北46番地  
0166-82-2693  
12:00~16:00 休/月~木  
フランスで修業したオーナーが  
焼くパンは噛むほど旨みが  
広がります。焼き菓も好評です。

**2** ドッグカフェ サニーズドット  
ワンちゃん用の  
メニューあり!!  
西11号北24番地  
0166-82-4004  
10~4月 10:30~18:00  
5~9月 10:30~19:00  
休/月、火、水  
ドッグランと利用の場合、混合ワン・雑種、  
狂犬病予防接種の証明書が必要。

**3** YO Shinohira coffee  
北町12丁目11-1  
0166-56-0099  
10:00~18:00 休/水、木  
コーヒーとスイーツを得意とする。が  
焙煎するコーヒーは香り高く、  
「特別」なコーヒーをいただける味。  
コーヒーはマイクアクトにできます。

**4** 平田とらふ店  
北町9丁目1-5  
0166-82-4148  
6:00~19:30  
木蘭山の休売水で作った商品は、  
水の美味い東川産のそばは一品一品。

**5** 平田とらふ店  
西町9丁目1-23  
0166-82-3301  
8:00~19:30  
道産大豆を使用し、厚揚げ、  
和かたで湯を材料は「健康」  
塩とごじ、たまご汁も好評です。

**6** 定食 おいめ  
西町9丁目1-24  
0166-82-5282  
11:30~14:00  
休/月、火、長期休業/月、7月  
いかに何回かの「お肉の健康」が、  
チキンの量は他が「健康」して「健康」

**7** 田舎そば ちよびばな  
西町9丁目4-6  
0166-82-2473  
11:00~18:00 休/火、水  
自家製麺の「そば粉100%」のそばは  
「健康」なそばです。

**8** ゴドド & DONUT  
西町6丁目20-8 (12号交差点)  
090-1093-4404  
11:00~16:00 休/月~木、第24金  
全粒粉と豆粉のドーナツに、  
チョコやカスタードをトッピングした  
お洒落なドーナツ!!

**9** お倉庫屋  
ほーとま  
北町5丁目4-6  
0166-82-3177  
11:00~15:00 (休日は予約のみ)  
休/不、休、長期休業 (要予約)  
そば、うどん、雑種のそば、  
「そば」が「健康」です。

**10** ぐまぐらー  
旭川ラフォーメン 東川店  
北町5丁目2-8  
0166-82-5721  
11:00~15:00 休/水

**11** 北の庄玉川製粉社 カフェ&ベーカリー  
東7号北7番地  
0166-82-4556  
休/水、木、土、日  
10:00~18:00  
10:00~16:00 L.O.F (食卓)  
17:00~19:00 L.O.F (ドリンク)  
17:30 close  
国産の食料を中心とした、地元の食材を使った  
作業が料理やパンを「健康」に「健康」

**12** 100%工房 メリハカン  
東7号北3  
0166-3534  
10:00~18:00 休/水、木、土、日  
米粉100%のパンは「健康」  
百利と「健康」な「健康」

**13** 100%工房 メリハカン  
東7号北3  
0166-3534  
10:00~18:00 休/水、木、土、日  
米粉100%のパンは「健康」  
百利と「健康」な「健康」

**14** じよんの味  
(超超濃厚なつけもの)  
東9号南5番地  
0166-82-3104  
農家のあひださんが「健康」  
「健康」な「健康」

**15** トムテ TOMTE  
東10号南5番地  
0166-82-6522  
11:00~15:00 休/水、木、土、日  
「健康」な「健康」

**16** ハルキッチン  
東11号南4番地  
0166-82-0131  
11:00~17:00  
休/水、木、土、日  
自然豊かな「健康」な「健康」  
「健康」な「健康」

**17** 茶房 道遠齋  
東2号北7番地 (行方街道)  
0166-82-2356  
12:00~16:00 休/月、水、木、土、日  
「健康」な「健康」

**18** 北の庄玉川製粉社 カフェ&ベーカリー  
東7号北7番地  
0166-82-4556  
10:00~18:00  
10:00~16:00 L.O.F (食卓)  
17:00~19:00 L.O.F (ドリンク)  
17:30 close  
国産の食料を中心とした、地元の食材を使った  
作業が料理やパンを「健康」に「健康」

**19** 北の庄玉川製粉社 カフェ HANA  
東7号北44番地 (東新井工業団地)  
0166-82-3859  
11:00~17:00 休/水、木、土、日  
森の中に佇むカフェ。  
「健康」な「健康」

**20** 東茶コメエス (相和工房)  
1号北44 (クラフト街道)  
0166-82-4125  
夏... 10:30~17:00 休/月、水、木、土、日  
冬... 11:30~16:00 休/月、水、木、土、日  
「健康」な「健康」

**21** jiko (ジコ)  
西4号北30  
080-9072-8994  
13:00~16:00 休/水、木、土、日、祝  
「健康」な「健康」

**22** 和食 藤原の森の小屋  
西5号北28番地  
0166-82-3822  
10:00~17:00  
休/4~11月... 月~土、日  
12~3月... 月~土、日  
「健康」な「健康」

**23** 田舎パン プレイジ  
西4号北19  
0166-82-4089  
「健康」な「健康」

図 35 東川町の郊外の飲食店

資料：一般社団法人 ひがしかわ観光協会



# ひがしかわ グルメマップ 市街地Vet.

H29. 3  
道草館 作成

**1** 一休ズル  
西町2丁目1-18  
0166-82-2752  
11:00~深夜  
休/土、日、祝、不定休  
ランチは16時から5時頃まで  
フーズは食事はとれませんが  
飲み放題あり

**2** 月の恩返し  
西町2丁目8-6  
0166-82-4685  
19:00~17:00 付/水、木  
骨董品、雑貨が手頃  
並ぶが、珍しいお宝も  
並ぶからぜひランチを  
楽しんで

**3** 焼肉 焔焼 大将  
居酒屋 大特  
西町1丁目1-9  
0166-82-2217  
17:00~25:00 休/月  
旬の肉を堪能できる  
で焼いていただきます

**4** coffee shop  
ロスター コーヒー  
西町1丁目1-13  
0166-73-7665  
月... 休  
日... 9:30~17:30  
火... 9:30~16:30  
フレッシュなコーヒーは  
コーヒーの味を楽しめます

**5** 株式会社 道草館  
ひがしかわ市街地Vet.  
北町1丁目1-1 (旧 朝川学校)  
道草館 交流センター内  
0166-74-6817 休/月  
11:00~17:00 (ランチは14:00)  
ランチは14時から16時頃まで  
朝川学校跡地にお宝が  
たくさんあります

**6** ロケットカフェ  
南町1丁目16-2  
080-4049-8883  
12:00~21:00 L.O. 20:00  
休/月、木  
道草館の隣にあり、  
ランチは14時から16時頃まで  
ドッグカフェも営業中

**7** ON THE TABLE  
南町1丁目1-6 (Less 2F)  
0166-73-6328  
月~木 ... 11:30~19:30  
金~日 ... 11:30~24:00  
休/水、木、土、日、火  
居酒屋、焼肉、和食、  
夜はお酒を飲みながら  
居心地の良い空間に  
なります

**8** >月産<  
南町1丁目1-3  
0166-82-3004  
8:30~20:00  
休/水、木、土、日、火  
朝川産米を使った  
おにぎり、お弁当、  
お惣菜、他にはお  
漬物の作り置きも  
あります

**9** 石炭焼 しゃぶしゃぶ 専門店  
パブリック  
南町1丁目1-1 0166-73-8255  
11:00~15:00 (L.O. 14:30)  
17:00~20:00  
休/水、木、土、日、火  
石炭を焚き上げた  
しゃぶしゃぶは  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**10** 煙草し  
南町1丁目2-4  
0166-82-2747  
11:00~14:00  
17:00~21:00  
休/水、木、土、日、火  
お肉以外にもお肉  
が柔らかく

**11** バストロ ぐり  
南町1丁目4-11  
0166-85-7530  
ランチは11:30~14:30 (L.O. 13:00)  
フーズは17:30~22:00 (L.O. 21:00)  
休/日、月 (月一回)  
ランチは11:30~14:30 (L.O. 13:00)  
フーズは17:30~22:00 (L.O. 21:00)  
休/日、月 (月一回)

**12** シのぼーが  
南町1丁目1-1  
0166-82-5333  
11:30~15:00 (L.O. 14:30)  
休/火、水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**13** 讃岐うどん 千草  
南町1丁目1-1  
0166-56-3060  
11:00~15:00 (L.O. 14:30)  
休/水、木、土、日、火  
居酒屋、焼肉、和食、  
夜はお酒を飲みながら  
居心地の良い空間に  
なります

**14** 石炭焼 しゃぶしゃぶ 専門店  
パブリック  
南町1丁目1-1 0166-73-8255  
11:00~15:00 (L.O. 14:30)  
17:00~20:00  
休/水、木、土、日、火  
石炭を焚き上げた  
しゃぶしゃぶは  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**15** 宮崎とろろ  
南町1丁目1-18  
0166-82-2543  
17:00~19:00 不定休  
休/水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**16** 石臼蕎麦 橋  
南町1丁目6-1  
0166-82-2116  
11:00~16:00 不定休  
休/水、木、土、日、火  
道草館の隣にあり、  
ランチは14時から16時頃まで  
ドッグカフェも営業中

**17** 居酒屋 リリシ  
南町1丁目6-14 (道草館2F)  
0166-82-4088 休/日  
17:00~24:00  
美味い料理と、  
お酒を飲みながら  
居心地の良い空間に  
なります

**18** 蝦夷ラーメン  
南町1丁目 0166-82-7237  
11:00~15:00 休/水、木、土、日、火  
17:00~20:00  
休/水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**19** 手づくりの加工場  
あらい社  
南町3丁目3-2  
0166-82-2310 休/火  
14:00~20:00 (ランチは14:00)  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**20** 大黒寿司  
南町2丁目3-3  
0166-82-2539  
17:00~21:00 不定休  
休/水、木、土、日、火  
新鮮な魚が  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**21** LOLO  
南町3丁目1-1 0166-85-6100  
12:00~19:00  
休/水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**22** 道草館 手作り料理 我流堂  
南町3丁目1-15  
0166-74-4853  
10:00~20:00 不定休  
休/水、木、土、日、火  
道草館の隣にあり、  
ランチは14時から16時頃まで  
ドッグカフェも営業中

**23** VCAI (ヴェイジ)  
南町2丁目3-3  
0166-99-005  
11:30~15:00 (L.O. 14:30)  
18:00~21:00 (L.O. 21:30)  
休/水、木、土、日、火  
新鮮な魚が  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**24** /ズド  
南町2丁目3-20  
0166-85-6100  
12:00~19:30  
休/水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**25** テカゴ (テカゴ)  
南町3丁目  
090-2873-2445  
11:00~16:00  
休/日、月、火、水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**26** キョウリ-中力工  
Zeta (ゼータ)  
南町3丁目3-2  
0166-82-2520  
10:00~17:30  
休/水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**27** RAKUDA CAFE  
カワ  
南町4丁目4-11  
0166-74-5415  
11:30~17:00 (ランチは14:00)  
休/水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**28** 玄米おこし  
ちやちや  
西2号北2番地  
0166-82-3887  
8:00~14:00 (11月~4月)  
休/水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**29** 自家製酵母のパンの店  
まのこ  
南町2丁目15-17  
080-6075-8088  
9:00~17:00 (祝祭日は11時)  
休/水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

**30** 朝川 共済コンクリート  
コンクリート 食堂  
南町1丁目7-10  
0166-82-2666  
9:00~13:30 休/水、木、土、日、火  
「お肉が柔らかく」  
お肉が柔らかく  
お肉が柔らかく

図 36 東川町の市街地の飲食店  
資料：一般社団法人 ひがしかわ観光協会

表 1 市街地での代表的なイベント

	概要	開催時期	会場
ひがしかわ どんとこいまつり	東川町の夏を代表するイベントです。約 2 千発の大花火大会が開催され、また道草館から羽衣公園までの道が歩行者天国となり、露店が並びます。さらに多数のステージイベントが開催される等、楽しいイベントが盛りだくさんです。 (1988 年より開催)	7 月下旬	羽衣公園付近
写真甲子園	全国の高等学校の写真部やサークルから選抜された高校生が、東川町や近隣地域を舞台に、テーマに沿った写真の撮影を行い、写真の技術を競い合って優勝校を決定するイベントです。 (1994 年より開催)	7 月下旬	メイン会場は 農村環境改善 センター
国際高校生写真 フェスティバル	東川町と交流のある国・地域より選抜された海外の高校生と日本から選抜された高校生が交流を広げるフェスティバルです。参加校は写真甲子園のように東川町周辺で撮影を行い、優秀作品は審査員により表彰等が行われます。 (2015 年より開催)	7 月下旬から 8 月上旬	主会場は東川 町文化芸術交 流センター
東川町国際写真 フェスティバル (フォトフェスタ)	「写真の町東川賞」の授賞式をメインとし、受賞作家作品展やシンポジウム等、写真に関連する様々なイベントが開かれます。 芸術としての写真から大衆的な写真とのかかわりまで、幅広いプログラムで写真文化の魅力を伝えるイベントです。 (1985 年より開催)	7 月下旬	農村環境改善 センター、文化 ギャラリー等
ひがしかわ 氷まつり	雪を活用した冬の祭典です。氷彫刻や大雪像、アイスキャンドル、ライトアップは冬の空間を演出します。その他にも、雪上綱引き大会や真冬の花火大会も開催されます。 (1974 年より開催)	1 月中旬	羽衣公園

## イ)観光入込客数

東川町での観光入込客数は、2006年度(平成18年度)の92万人から、2008年度(平成20年度)の84万人まで減少したものの、その後増加傾向となり、2013年度(平成25年度)では100万人を突破しました。その後、2015年度(平成27年度)に急激に増加し、134万人となっています。

近年の入込客数の傾向をみると、道内容が全入込客数の8割前後、日帰客が8割～9割程度を占めています。

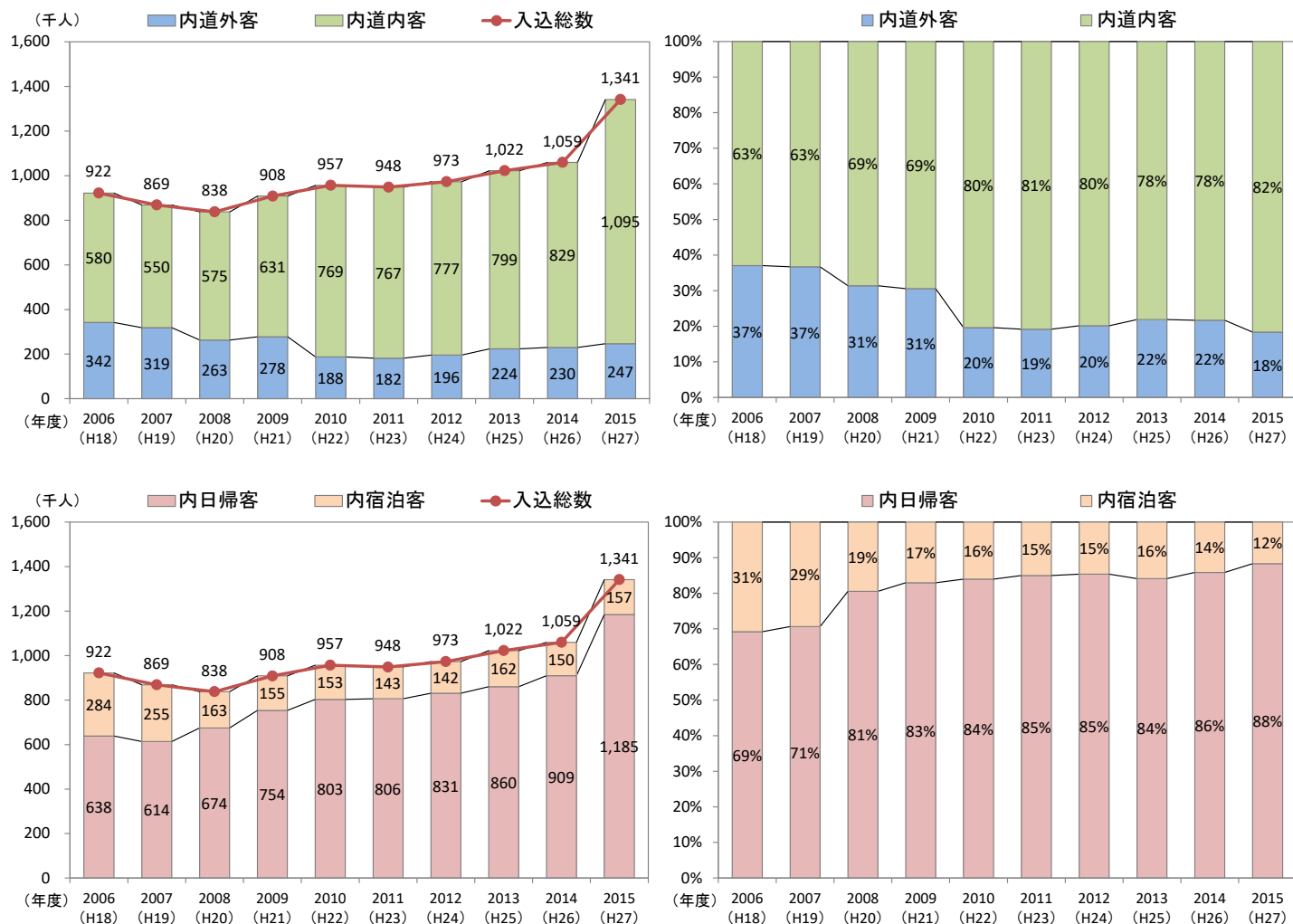


図 37 観光入込客数の推移

資料：北海道「北海道観光入込客数調査」

## ウ)訪日外国人宿泊客数

訪日外国人宿泊客数は2009年度(平成21年度)から2012年度(平成24年度)まで3,000人台で推移していましたが、2013年度(平成25年度)より増加傾向となりました。特に2015年度(平成27年度)では前年度の2倍以上にあたる13,883人が東川町で宿泊しました。

2015年度(平成27年度)の訪日外国人宿泊客数を国・地域別で見ると、香港が全体のうち31.3%と最も多く、次いで中国が23.0%を占めています。また、アジアの割合は約8割となっています。

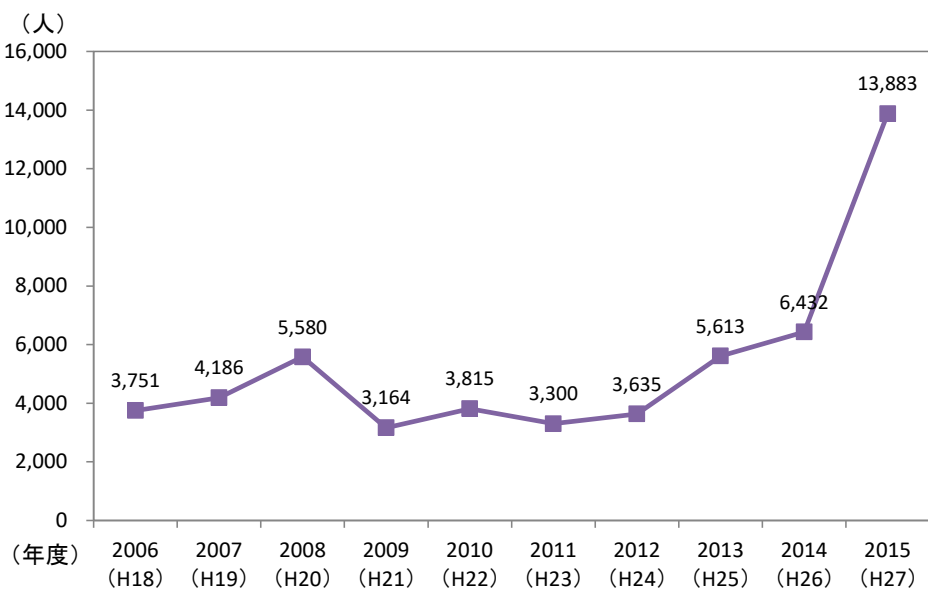


図 38 訪日外国人宿泊客数の推移

資料：北海道「北海道観光入込客数調査」

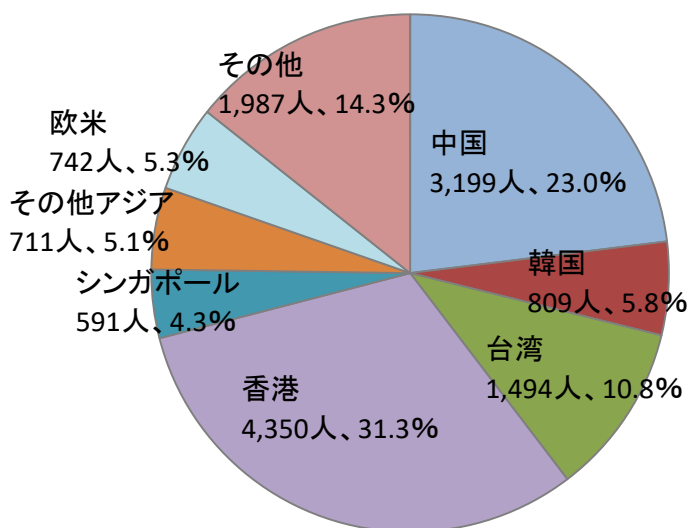


図 39 2015年度(平成27年)の国・地域別訪日外国人宿泊客数

資料：北海道「北海道観光入込客数調査」

### エ)中・長期滞在外国人施設

東川町は公立初となる日本語学校を有しているとともに、カナダのアルバータ州キャンモア町やラトヴィア共和国のルーイエナ州ルーイエナ町と姉妹提携を結んでいます。それに伴い、1987年(昭和62年)に設立されたマ・メゾンや2014年(平成26年)に設立された国際交流会館の2つの学生会館が立地しています。

### オ)留学生数・留学生宿泊延数の推移

2009年度(平成21年度)以降の留学生数をみると、2009年(平成21年)夏より開始した「短期日本語・日本文化研修事業」への留学生は概ね増加傾向にあります。また、2014年(平成26年)1月に開設された「北工学園日本語学科」、2015年(平成27年)10月に開設された「町立東川日本語学校」への留学生も増加傾向であり、2016年度(平成28年度)には合計して573人の留学生が訪れています。

また、留学生が町に滞在した宿泊延数に関しては、2013年度(平成25年度)より増加傾向にあり、2016年度(平成28年度)では合計で6.2万泊の宿泊があります。

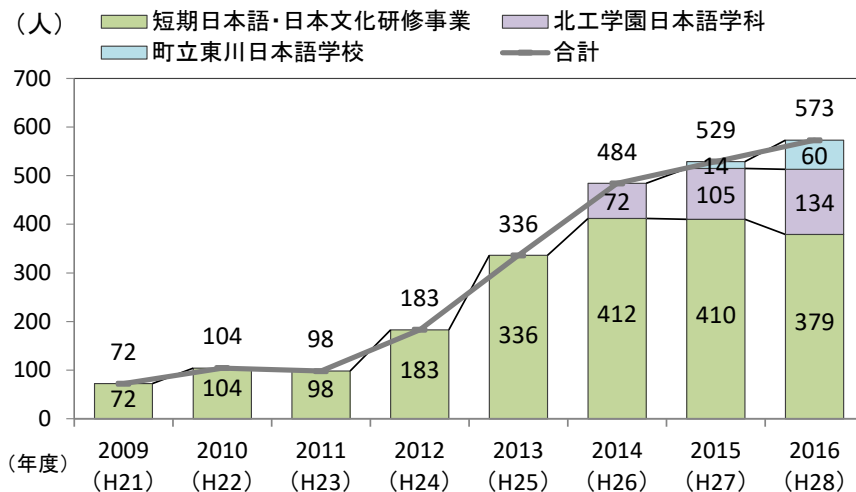


図 40 留学生数の推移

資料：東川町調べ

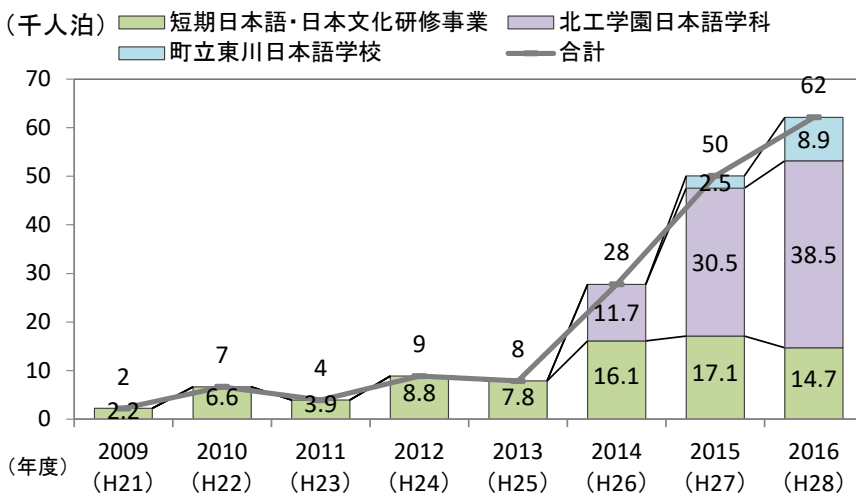


図 41 町に滞在した留学生の宿泊延数の推移

資料：東川町調べ

## カ)株主制度

東川町では、ふるさと納税にあたる制度として、「ひがしかわ株主制度」を実施しています。ひがしかわ株主制度とは、東川町を応援しようとする方が東川町への投資(寄付)によって株主となり、まちづくりに参加する制度です。ひがしかわ株主制度では、東川町ならではのプロジェクトの中から投資(寄付)したい事業を選択することができ、住環境に強く関係する投資事業としては、オーナーズハウス建設事業があげられます。オーナーズハウスの活用目的としては、東川町への撮影ツアーや写真関係来訪者のゲストハウス、写真甲子園出場選手の宿舎、また株主が東川町を訪れた際のオーナーズハウスとされています。投資目標は2019年3月までに3千万円としています。

# 1-3 東川町の住宅事情

## (1) 住まい方

### ① 住宅所有関係別の一般世帯数の推移

1995年(平成7年)以降における住宅に住む一般世帯についてみると、持ち家に居住する一般世帯数は1995年(平成7年)では1,638世帯でしたが、2015年(平成27年)には2,218世帯まで増加し、2015年(平成27年)では73.0%を占めています。公的賃貸住宅(公的借家)に居住する世帯数は1995年(平成7年)の302戸から2015年(平成27年)の350戸まで微増傾向にあります。一方、民間アパート・マンション(民間借家)に居住する世帯数は1995年(平成7年)の95戸から2015年(平成27年)の375戸まで4.0倍に増加しており、割合としても大幅な増加傾向にあります。

また、住宅所有関係別世帯割合を道内平均および旭川市と比較すると、持ち家および公的賃貸住宅(公的借家)に居住する世帯割合が高くなっています。

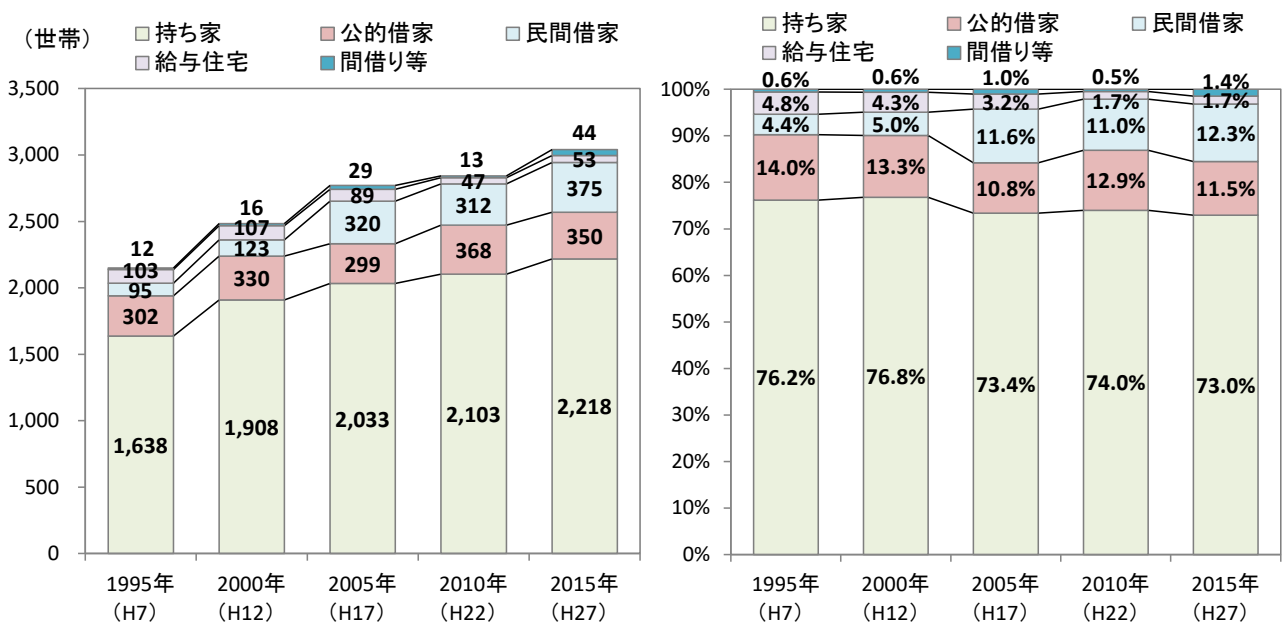


図 42 住宅所有関係別一般世帯数の推移

資料：総務省「国勢調査」

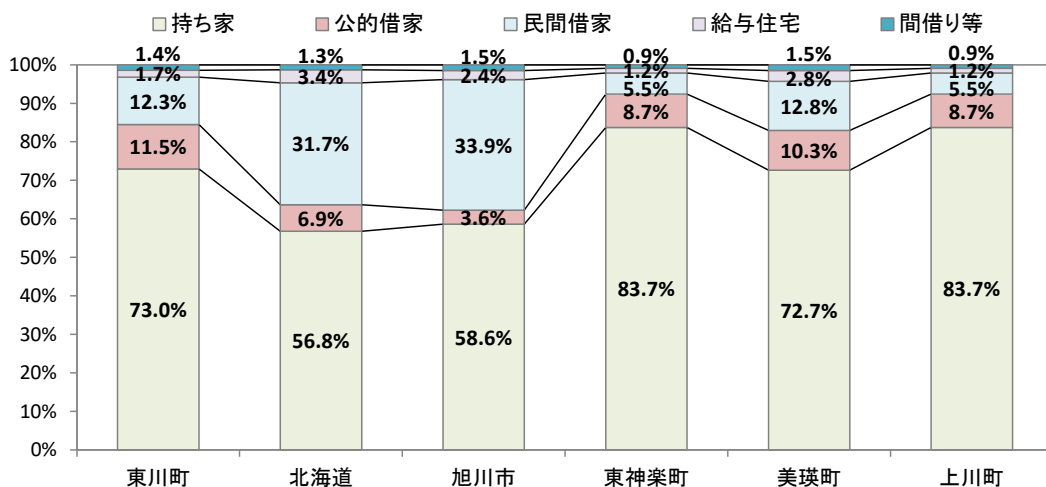


図 43 住宅所有関係別世帯割合の道内平均および近隣自治体との比較

資料：総務省「国勢調査」

## ②施設等の世帯人員の推移

施設等の世帯人員についてみると、2005年(平成17年)まで45人前後で推移していた社会施設の入所者数は、その後増加傾向にあり、2015年(平成27年)では294人(2005年比6.5倍)となっています。

また、寮・寄宿舎の学生・生徒に関しては、2005年(平成17年)まで減少傾向にありましたが、2015年(平成27年)に大きく増加し、206人(2010年比1.7倍)となっています。

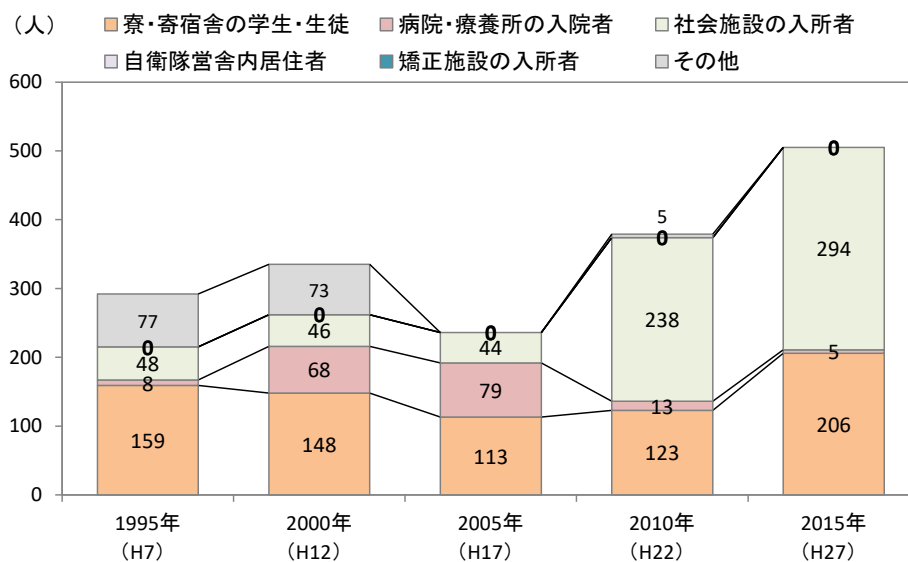


図 44 施設等の世帯人員

資料：総務省「国勢調査」



### ③建て方別の一般世帯数の推移

一戸建てに居住する一般世帯数は1995年(平成7年)では1,733世帯でしたが、2015年(平成27年)には2,368世帯となり、増加傾向にあります。2015年(平成27年)における一戸建てに居住する一般世帯割合は77.9%となっています。

また、共同住宅に居住する一般世帯数は1995年(平成7年)の154世帯から2015年(平成27年)の553世帯まで20年間で3.6倍と増加しているとともに、割合も増加傾向にあり、2015年(平成27年)では18.2%を占めています。

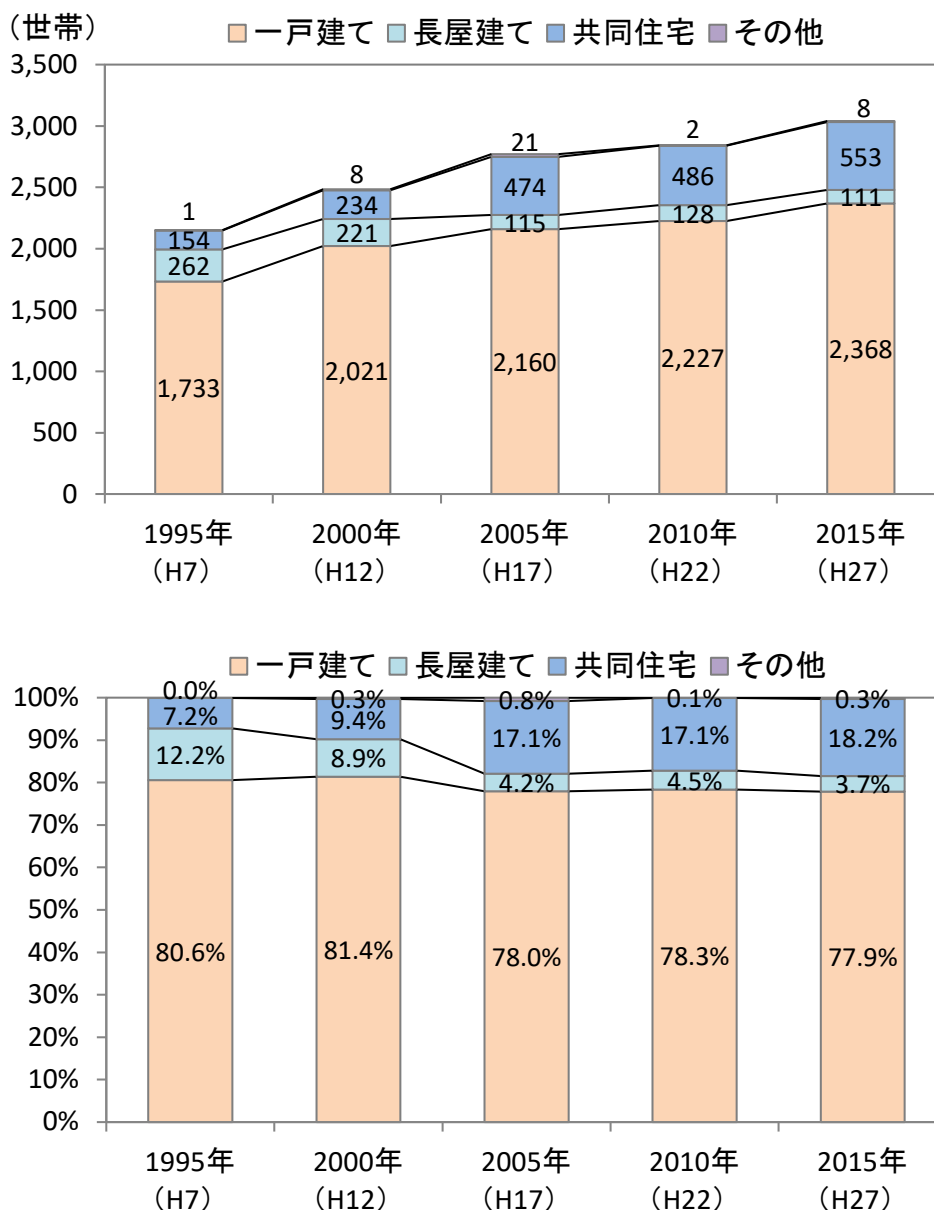


図 45 建て方別一般世帯数の推移

資料：総務省「国勢調査」

## (2)新築住宅着工棟数

居住専用住宅の着工棟数は、2013年(平成25年)を除いて、概ね50棟前後で推移しています。2013年(平成25年)には66棟と、例年と比較して多くの着工が見られました。着工床面積に関しては、2012年(平成24年)では4,737㎡でしたが、翌年2013年(平成25年)には9,784㎡と大幅に増加しました。しかし、その後は減少傾向にあり、2016年(平成28年)には5,659㎡となっています。

1棟あたりの床面積は、2013年(平成25年)以降減少傾向にあり、2016年(平成28年)では113㎡となっています。

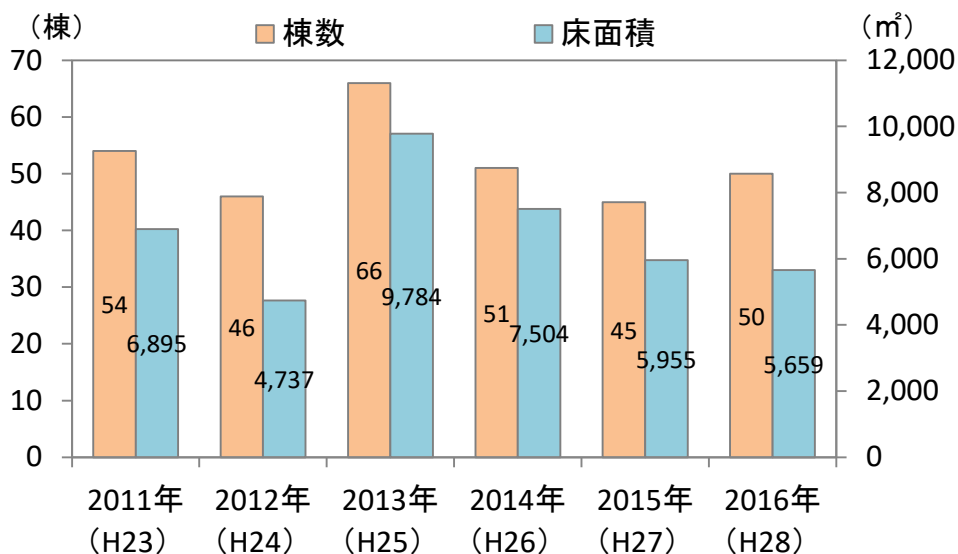


図 46 居住専用住宅の着工棟数および床面積

資料：国土交通省「建築着工統計調査」

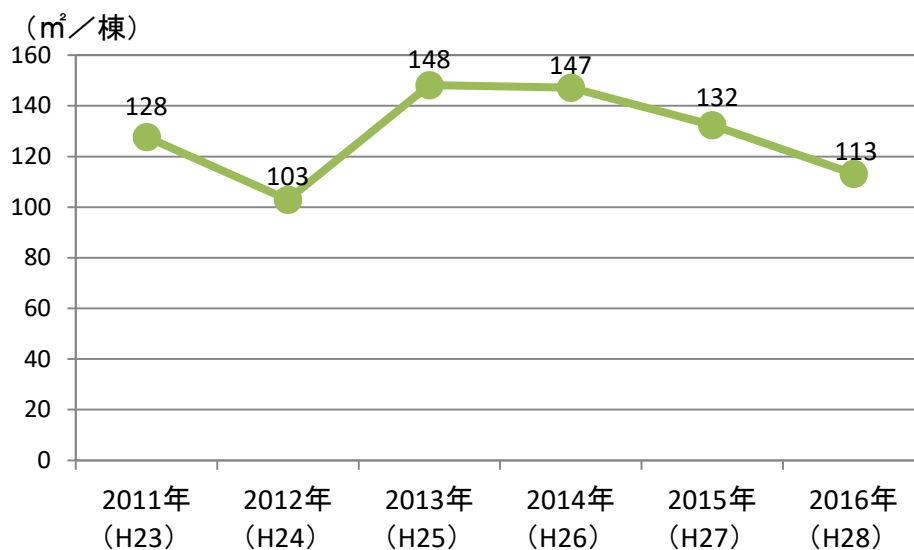


図 47 居住専用住宅の1棟あたりの平均床面積

資料：国土交通省「建築着工統計調査」

※居住専用住宅とは、もっぱら居住の用に供せられる建築物を指す。

### (3) 宅地の分譲実績

東川町土地開発公社による宅地造成・分譲として、現在までに 745 区画が造成および分譲されました。そのうち残区画数は 1 区画となっており、残存率(造成区画数に対する残区画数)は 0.1%となっています。

各団地の位置は、39 ページからの各種住宅・主要施設図に示しています。

表 2 東川町土地開発公社による宅地造成分譲実績

造成年度	団地名	造成区画数	残区画数	残存率
昭和48年度	忠別団地・清流団地(忠別)	42	0	0.0%
昭和50年度	公園団地(第1次)	31	0	0.0%
昭和53年度	西団地(第1次)	12	0	0.0%
昭和54年度	西団地(第2次)	24	0	0.0%
昭和57年度	清流団地(東)	55	0	0.0%
昭和57年度	清流団地(山地地先)	24	0	0.0%
昭和58年度	新栄団地(第1次)	16	0	0.0%
昭和59年度	西団地(東西線)	14	0	0.0%
昭和60年度	清流団地(江崎地先)	29	0	0.0%
昭和61年度	西川南団地(平田地先)	17	0	0.0%
平成3年度	清流西団地(第1次)	31	0	0.0%
平成4年度	清流西団地(第2次)	10	0	0.0%
平成6年度	新栄団地(第2次)	14	0	0.0%
平成6年度	公園団地(第2次)	12	0	0.0%
平成7年度	えぼっく101団地	43	0	0.0%
平成8年度	えぼっく102団地(第1次)	46	0	0.0%
平成10年度	えぼっく102団地(第2次)	47	0	0.0%
平成11年度	新栄団地(第3次)	19	0	0.0%
平成13年度	えぼっく102団地(第3次)	51	0	0.0%
平成16年度	イーストタウン	40	0	0.0%
平成18年度	グリーンヴィレッジ(第1期)	33	0	0.0%
平成20年度	グリーンヴィレッジ(第2期)	19	0	0.0%
平成20年度	新栄団地(第4次)	25	0	0.0%
平成23年度	ガーデンコート・キトウシ	18	0	0.0%
平成24年度	友遊団地	16	1	6.3%
平成24年度	グリーンヴィレッジ(第3期)	35	0	0.0%
平成28年度	グレースヴィレッジ	22	0	0.0%
合計		745	1	0.1%

資料：東川町調べ(2017年(平成29年)7月4日時点)

## (4)民間アパート・マンション

### ①住宅タイプ

2008年度(平成20年度)以降の東川町の民間アパート・マンション数をみると、増加傾向にあり、特に2012年度(平成24年度)から2017年度(平成29年度)の間に100戸以上増加しました。

2017年度(平成29年度)の民間アパート・マンションは352戸あり、住宅タイプ別の内訳としては、1R・1DK・1LDKが最も多く、146戸(全体の41%)となっています。次いで2LDKが121戸(全体の34%)となっており、3DK・3LDKが66戸(19%)立地しています。

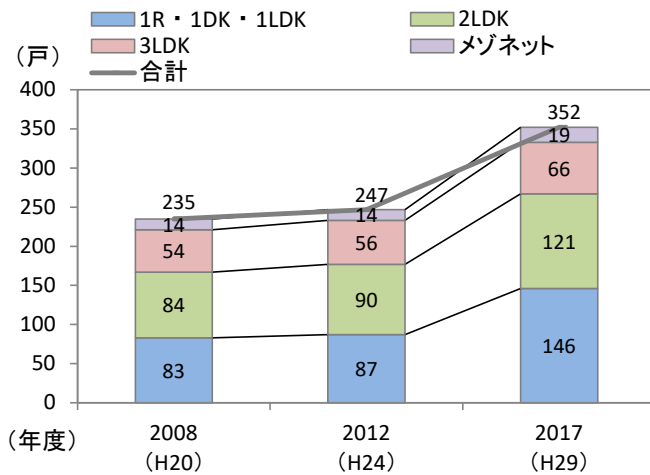


図 49 民間アパート・マンション数の推移

資料：東川町調べ (2017年(平成29年)9月1日時点)

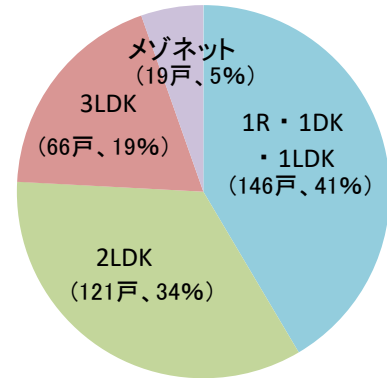


図 48 2017年度(平成29年度)の民間アパート・マンションの住宅タイプ

資料：東川町調べ (2017年(平成29年)9月1日時点)

### ②家賃

2017年度(平成29年度)の東川町の民間アパート・マンションの家賃分布のうち、最も割合が高いものは5万円以上5.5万円未満(22%)、次いで5.5万円以上6万円未満(18%)となっています。

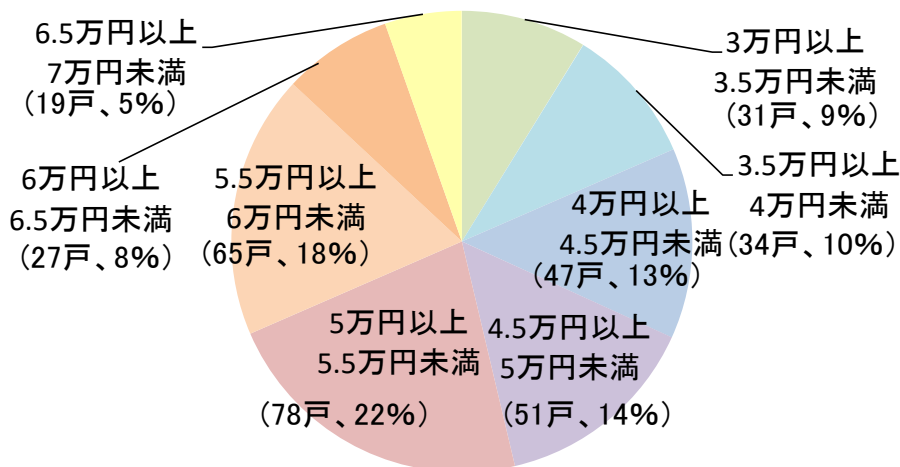


図 50 2017年度(平成29年度)民間アパート・マンションの家賃

資料：東川町調べ (2017年(平成29年)9月1日時点)

### ③住宅タイプ別家賃

2017年度(平成29年度)の住宅タイプ別家賃帯として、1R・1DK・1LDKの家賃は3万円から5.5万円未満、2LDKは4.5万円から6万円未満、3LDKは5万円から7万円未満、メゾネットは5.5万円から7万円未満に主に分布しています。

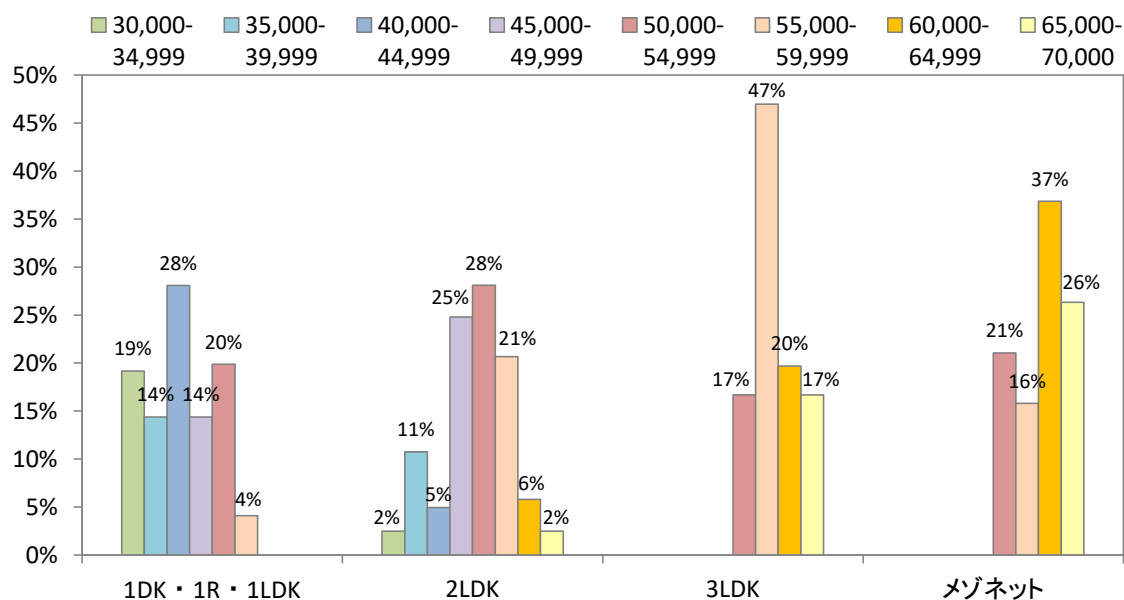


図 51 2017年度(平成29年度)民間アパート・マンションの住宅タイプ別家賃割合

資料：東川町調べ(2017年(平成29年)9月1日時点)

## (5)公的賃貸住宅

東川町には、公営住宅が311戸、特定公共賃貸住宅が28戸、地域優良賃貸住宅が8戸、町営住宅が39戸、合計で386戸の公的賃貸住宅が立地しています。また、その他公的住宅として、教員住宅が15戸、医師住宅が1戸立地しています。

公営住宅、特定公共賃貸住宅、地域優良賃貸住宅のうち、公園団地の36戸と南団地の16戸がすでに耐用年数を経過しており、耐用年数の1/2を経過している清流東団地の24戸、西8号団地の12戸と合わせると、25%を占めます。さらに、平成初頭や平成10年代半ばに建てられた住宅が、2022年頃より耐用年数の1/2を経過していくと考えられます。

表 3 公営住宅法における耐用年数

構造	耐用年数
簡平・木造	30年
簡二	45年
耐火	70年

表 4 公的賃貸住宅の団地別概要

区分	団地名	建設年次	構造工法	住棟数 (棟)	管理戸数 (戸)	敷地面積 (㎡)	備考	
公営住宅等 グループ	公営住宅	公園	S50～S53	簡平	9	36	7,380	
		東町4丁目	H19、H20	木造	8	16	4,703	
		清流	H22～H26	木造	9	18	9,041	
		清流東	S59～S62	簡二	3	24	6,283	
			H1	耐火	1	8		
		西8号	S60、S61	簡二	2	12	4,842	
			S63	耐火	1	12		
		清流中央	H13、H14	耐火	2	30	10,024	
		南	S54、S56	簡平	4	16	10,835	
			H9～H11	耐火	3	18		
	西	H15～H18	耐火	4	57	10,738		
	北	H2～H7	耐火	6	52	8,972		
	南町1丁目	H28、H29	木造	6	12	9,377		
	小計			58	311	82,194		
	特定公共賃貸住宅	西町	H6、H11	耐火	2	16	1,798	
		南	H9～H11	耐火	3	12	—	1階:公営住宅、2階:特公賃
		小計			5	28	1,798	
	地域優良賃貸住宅	西町2丁目	H20	木造	2	2	872	
		西町5丁目	H20、H25	木造	4	4	357	
		ガーデンコートキトウシ	H25	木造	1	1	389	
友遊		H25	木造	1	1	596		
小計				8	8	2,214		
<b>合計</b>				<b>71</b>	<b>347</b>	<b>86,207</b>		
町営住宅 グループ	帰ってこいよ住宅	新栄	H21	木造	4	4		
		東町D	S51	木造	1	1		
	定住促進住宅	西町5丁目	H24	木造	1	1		
		新栄	H24	木造	1	1		
		ガーデンコートキトウシ	H23	木造	3	3		
		友遊	H24	木造	1	1		
	一般住宅	東町A	S42	簡平	1	1		
		東町B	S53	簡平	1	1		
		東町C	S50、S53	簡平	2	4		
		第1小学校	S57、H1	簡平	2	3		
		第2小学校	H2	簡平	1	2		
		東8号	S52、S54	簡平	2	2		
	低家賃住宅	西町1丁目	S46	簡平	2	3		
		北町1丁目	S49～S52	簡平	7	11		
東8号		S52	簡平	1	1			
<b>合計</b>				<b>30</b>	<b>39</b>			
<b>合計</b>				<b>97</b>	<b>386</b>			
その他公的 住宅	教員住宅	第1小学校	H4、H12	木造	2	2		
		第2小学校	H6、H10	木造	2	2		
		東8号	H1	簡平	1	1		
			H26	木造	1	1		
		友遊	H25、H29	木造	2	2		
		清流東	H7	木造	2	2		
		北町2丁目	H8	木造	2	2		
		西町	H4、H5	木造	2	3		
	小計			14	15			
	医師住宅	医師	H21	木造	1	1		
		小計			1	1		
<b>合計</b>				<b>15</b>	<b>16</b>			

## (6)東川町の各種住宅、主要施設

東川町の市街地、および全町における各種住宅および主要施設の位置は以下のようになっています。

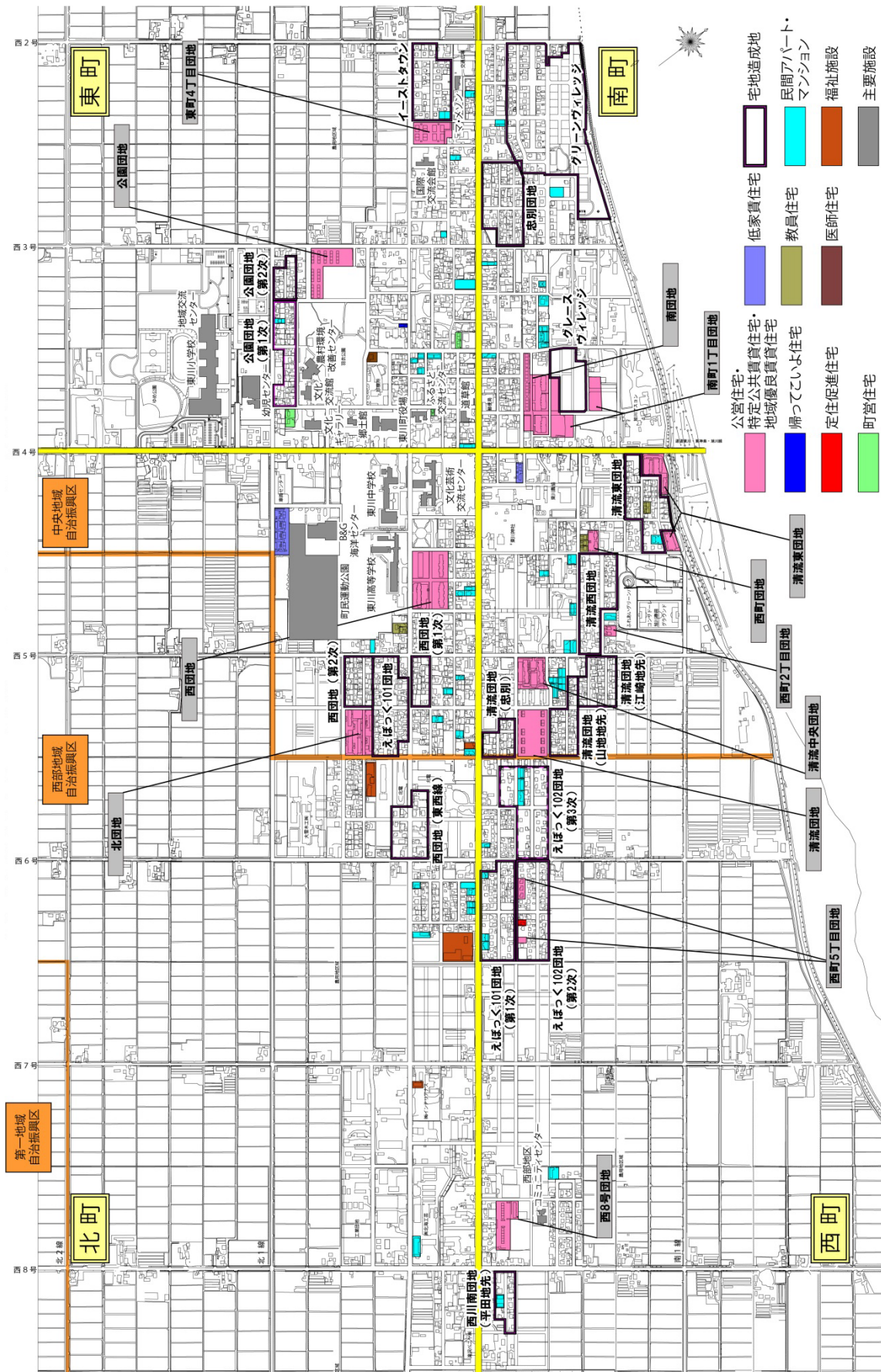


図 52 市街地における各種住宅、主要施設位置図



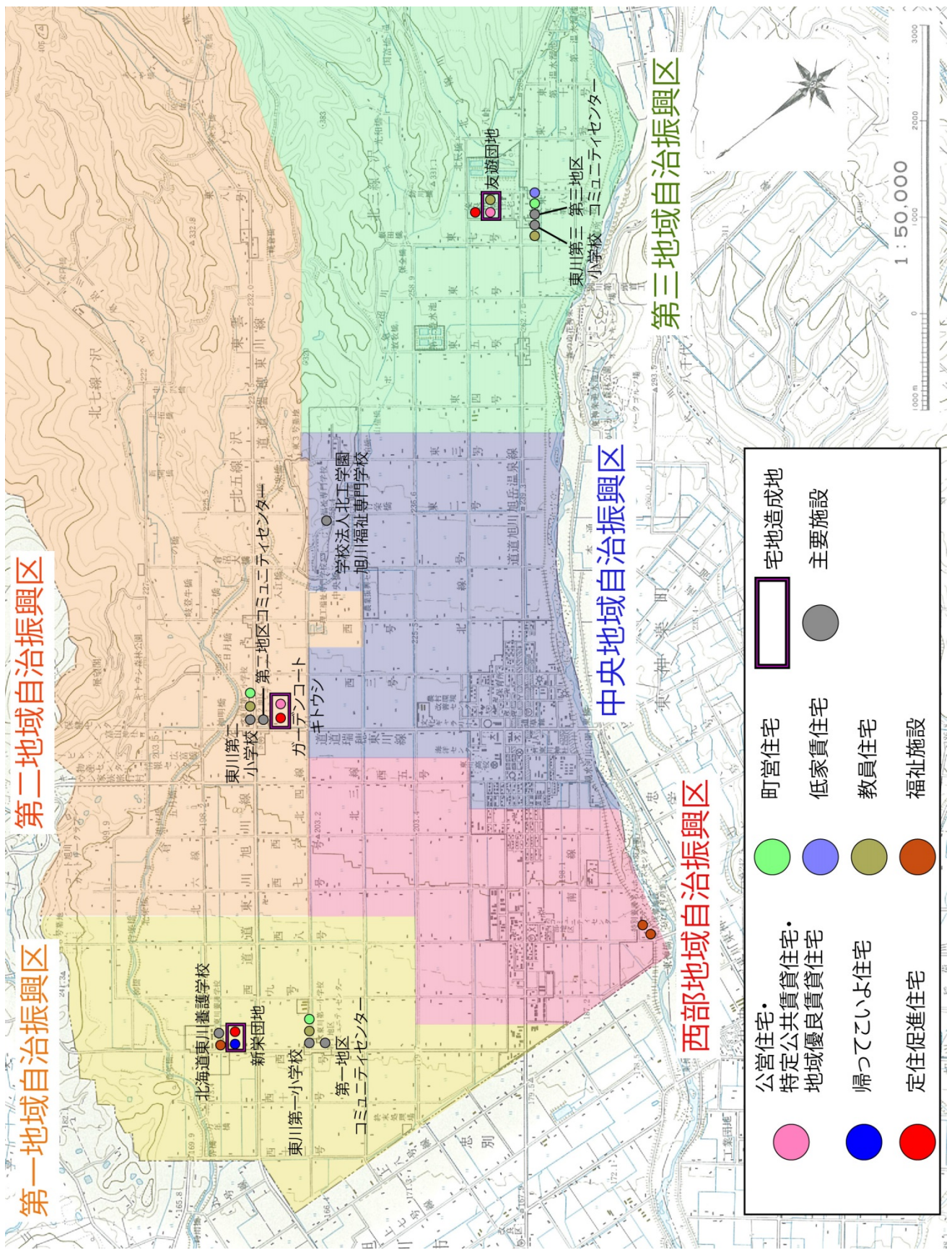


図 53 全町における各種住宅、主要施設位置図

表 5 全町における各種住宅リスト

## ▼公営住宅

地区	団地	完成年度	構造	階数	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	5LDK	6LDK	Σ	備考
東町	公園	S50	CB	1			12								12	
		S51	CB	1			8								8	
		S52	CB	1			8								8	
		S53	CB	1			8								8	
		H19	W	1							4	4				8
西町	東町4丁目	H20	W	1						4	4				8	
		H22	W	1						2	2				4	
	清流	H23	W	1						2	2				4	
		H24	W	1						2	2				4	
		H25	W	1						2	2				4	
		H26	W	1						1	1				2	
	清流東	S59	CB	2											8	
		S61	CB	2								8			8	
		S62	CB	2								8			8	
		H1	CB	2								8			8	
西8号		S60	CB	1								6			6	
		S61	CB	1								6			6	
	S63	CB	1								12			12		
清流中央	H13	RC	2					5	8	2				15		
	H14	RC	2					5	8	2				15		
南町	南	S54	CB	1			8								8	
		S56	CB	1			8								8	
		H9	RC	2					2	4					6	
		H10	RC	2					2	4					6	
	H11	RC	2					2	4					6		
	南町1丁目	H28	W	1						3	3				6	
		H29	W	1						3	3				6	
北町		北	H2	CB	2							8				8
	H3		CB	2						4	4				8	
	H4		CB	2						4	4				8	
	H5		CB	2						4	4				8	
	H6		CB	2								8			8	
	H7		CB	2								12			12	
	H15		RC	2					5	6	4				15	
	西	H16	RC	2					5	6	4				15	
		H17	RC	2					5	6	4				15	
		H18	RC	2					4	6	4				12	集会所併設
									52	35	87	137				311

## ▼特定公共賃貸住宅

地区	団地	完成年度	構造	階数	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	5LDK	6LDK	Σ	備考
西町	西町	H6	CB	2					8						8	
		H11	RC	2					8						8	
南町	南	H9	RC	2							4				4	
		H10	RC	2							4				4	
		H11	RC	2								4			4	
		H11	RC	2								4			4	
								16		12					28	

## ▼地域優良賃貸住宅

地区	団地	完成年度	構造	階数	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	5LDK	6LDK	Σ	備考
西町	西町2丁目	H20	W	1							2				2	
		H20	W	1								3			3	
		H20	W	1								1			1	
第2	ガーデンコートキトウシ	H25	W	1							1			1		
第3	友遊	H25	W	1							1			1		
											4	4			8	

## ▼帰ってこいよ住宅

地区	団地	完成年度	構造	階数	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	5LDK	6LDK	Σ	備考
第1	新栄	H21	W	1							2				2	
		H21	W	2							2				2	
東町	東町D	S51	W	2							1				1	中古物件買取
											5				5	

## ▼定住促進住宅

地区	団地	完成年度	構造	階数	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	5LDK	6LDK	Σ	備考
西町	西町5丁目	H24	W	1							1				1	
第1	新栄	H24	W	1							1				1	
第2	ガーデンコートキトウシ	H23	W	1							3				3	
第3	友遊	H24	W	1							1				1	
											6				6	

## ▼町営住宅

地区	団地	完成年度	構造	階数	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	5LDK	6LDK	Σ	備考
東町	東町A	S42	CB	1				1							1	旧医師住宅
	東町B	S53	CB	1							1				1	
	東町C	S50	CB	1							2				2	旧消防
		S53	CB	1							2				2	旧消防
第1	第1小学校	S57	CB	1							2				2	旧教員
	H1	CB	1								1				1	旧教員
第2	第2小学校	H2	CB	1								2			2	旧教員
第3	東8号	S52	CB	1			1								1	旧児童館横
		S54	CB	1									1			1
							1	1			10	1			13	

## ▼低家賃住宅

地区	団地	完成年度	構造	階数	1DK	2DK	3DK	4DK	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	5LDK	6LDK	Σ	備考	
西町	西町1丁目	S46	CB	1								1			1	2戸1	
		S46	CB	1				2							2		
北町	北町1丁目	S49	CB	1								1			1	2戸1	
		S49	CB	1				1							1		
		S50	CB	1									1			1	2戸1
		S50	CB	1				1								2	2戸1
		S52	CB	1				2								2	
		S52	CB	1				2								2	
		S52	CB	1				2								2	
第3	東8号	S52	CB	1			1								1	旧児童館横	
							11				4				15		



## 1-4 上位計画・関連計画の整理

### (1) 住生活基本計画(全国計画)

平成18年(2006年)6月に施行された住生活基本法に基づき、平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの10年間における、国民の住生活の安定の確保および向上の促進に関する基本的な計画として、住生活基本計画(全国計画)が同年9月に閣議決定されました。

国は同計画に基づき住宅政策を展開してきましたが、同計画において、「今後の社会経済情勢の変化および施策の効果に対する評価を踏まえて、概ね5年後に見直し、所要の変更を行う」としており、平成22年度(2010年度)の見直しを経て、平成27年度に新たな「住生活基本計画(全国計画)」を閣議決定しました。以下に、基本的な施策の概要について抜粋します。

策定年度:平成27年度(2015年度) 計画期間:平成28年度(2016年度)～平成37年度(2025年度)

#### 1. 基本的な方針

少子高齢化・人口減少社会を正面から受け止め、多様な視点に立って新たな住宅政策の方向性を以下に示すように提示し、総合的に実施する。

#### 2. 目標

##### ①「居住者からの視点」

- 目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- 目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現
- 目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

##### ②「住宅ストックからの視点」

- 目標4 住宅すごろく\*を超える新たな住宅循環システムの構築
- 目標5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
- 目標6 急増する空き家の活用・除却の推進

##### ③「産業・地域からの視点」

- 目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長
- 目標8 住宅地の魅力の維持・向上

住生活基本計画(全国計画)

平成28年3月18日

\*「住宅すごろく」とは、「親の家(同居)」→「賃貸住宅(1人暮らしや結婚初期)」→「住宅購入でゴール」という流れをいう。

## (2)北海道住生活基本計画

北海道住生活基本計画は、住生活基本法第17条第1項に規定する都道府県計画として、北海道における住宅施策の目標、施策の方向性、重点的な取り組みを定め、具体的な住宅施策を推進することを目的とするものです。本計画は、平成28年度(2016年度)に策定された全国計画の見直しを受け、平成23年度(2011年度)に策定された北海道住生活基本計画を見直したものであります。以下に、基本的な施策の概要について抜粋します。

策定年度:平成28年度(2016年度) 計画期間:平成28年度(2016年度)～平成37年度(2025年度)

### 1. 住宅施策の目標

- ① 「安全で安心な暮らし」の創造
- ② 「北海道らしさ」の創造
- ③ 「活力ある住宅関連産業」の創造

### 2. 住宅施策の方向性

- ① 若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- ② 地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現
- ③ 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
- ④ 「きた住まいる」制度を活用した新たな住宅循環システムの構築
- ⑤ リフォームによる安全で質の高い住宅ストックの更新
- ⑥ 空き家等の活用・適正管理の推進
- ⑦ 地域を支える住宅関連産業の振興
- ⑧ 魅力ある持続可能な住環境の維持・向上



### 3. 住宅施策における重点的な取り組み

<b>① 安心して子どもを生み育てることができる住まい・環境づくり</b>	
(1)子育て世帯などに配慮した公的賃貸住宅の供給促進	○子育て支援住宅などの整備推進 ○子育て世帯に配慮した優先入居の推進 ○公営住宅団地における子育て環境の充実
(2)民間アパート・マンションを活用した重層的な住宅セーフティネットの構築	○民間アパート・マンションを活用した子育て世帯などへの入居支援
<b>② 空き家等を含む住宅ストックの有効活用や流通の促進</b>	
(1)空き家情報バンクによる空き家の活用の促進	○北海道空き家情報バンクの活用 ○空き家活用等に向けた市町村等における取組支援
(2)住宅ストックの性能向上と流通促進に向けた仕組みづくり	○「きた住まいる」制度を活用した総合的な住宅循環システムの構築 ○質の高い住宅ストックの市場形成に向けた環境整備
<b>③ 子どもから高齢者まで誰もが地域で住み続けられる住環境や産業の形成</b>	
(1)安心して住み続けられる地域づくりに向けた住宅の供給	○公営住宅などの再配置によるまちなか居住やコンパクトなまちづくりの推進 ○地域の拠点形成などによる地域コミュニティと利便性の向上の促進 ○サービス付き高齢者向け住宅の全道展開の促進
(2)地域を支える住宅生産体制の整備	○地域の住宅事業者による地域における良質で持続的な住まいづくりに向けた環境整備 ○地域の住まいづくりを通じた地域経済や環境負荷低減に寄与する資源の域内循環の促進

### (3)プライムタウンづくり計画 21-II

プライムタウンづくり計画 21-II とは今後の東川町のまちづくりの方向を示すもので、まちづくりの最上位に位置付けられる計画です。以下に、基本的な施策の概要と住宅分野に関連する施策を抜粋します。

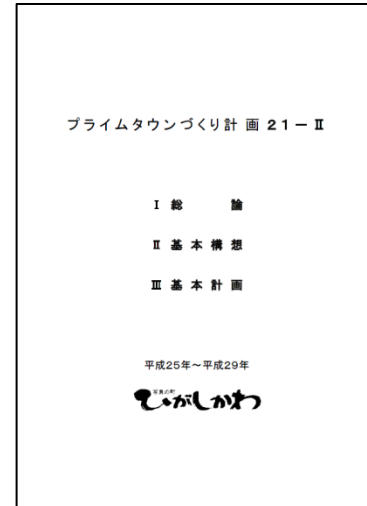
策定年度：平成 24 年度(2012 年度) 計画期間：平成 25 年度(2013 年度)～平成 29 年度(2017 年度)

#### 1. まちづくりの基本理念

人と自然がおりなす 輝きの大地 ひがしかわ

#### 2. まちづくりの基本目標

- 1.人と文化を育むまちづくり ～輝きのある人づくり(教育・文化施策の目標)
- 2.人にやさしく健康をささえるまちづくり ～安心安全な暮らしづくり(保険・医療・福祉、生活環境施策の目標)
- 3.人と自然が共生するまちづくり ～美しい環境づくり(土地利用・基盤整備施策の目標)
- 4.経済基盤の確かなまちづくり ～活力ある産業づくり(産業振興施策の目標)
- 5.参加と対話で築くまちづくり ～コミュニティづくり(地域社会・行財政施策の目標)



#### 3. 主要目標(抜粋)

人口・世帯(平成 29 年)…人口 8,000 人、世帯 3,700 世帯、1 世帯当たりの人員 2.16 人  
 産業別就業人口(平成 29 年)…第 1 次産業 612 人、第 2 次産業 420 人、第 3 次産業 2,227 人  
 住宅建設(平成 29 年)…公営住宅 367 戸、教職員住宅 18 戸、町職員住宅 2 戸

#### 4. 住宅分野に関連する施策の方向(抜粋)

1.人と文化を育むまちづくり ～輝きのある人づくり	
義務教育	教員住宅の適切な維持・管理
3.人と自然が共生するまちづくり ～美しい環境づくり	
住生活	公営住宅等の団地の適正配置と既存ストックの有効活用
	公営住宅等の長寿命化型改善および修繕
	定住対策における適正な住宅確保。空き家対策事業の模索
	宅地の景観向上・民間住宅施策の推進
	耐震改修の促進・啓蒙
宅地造成	景観行政団体に相応しい宅地造成の実施
	景観と調和した住環境の整備
	移住定住希望者への販売促進
	地域の意向に沿った宅地開発の実施

※2018 年度(平成 30 年度)にプライムタウンづくり計画 21-III を見直し予定

#### (4)写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 27 年(2015 年)8 月に策定された「東川町まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」は、東川町の人口の現状と将来を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向を提示することを目的としているものです。

##### ①写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン

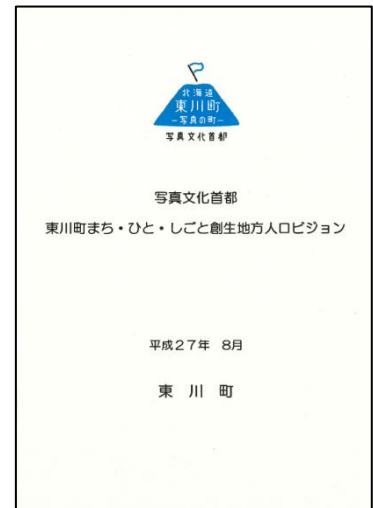
策定年度:平成 27 年度 計画期間:なし

###### 1. 人口の推計方法と結果

人口ビジョンでは、2060 年までの人口をパターン 1~4 とパターン 4 のうち出生率を変えたものを 2 つ、主に合計 6 つのシナリオを作成している。ここでは、人口の将来目標に関わるパターン 4 の推計方法を概略する。

###### 【推計方法】

○パターン 4 ベース(出生率を目標値 1.8 まで上昇)…パターン 4 のうち、2020 年、2060 年の合計特殊出生率がそれぞれ 1.5、1.8 まで上昇すると仮定。



###### 【推計結果】

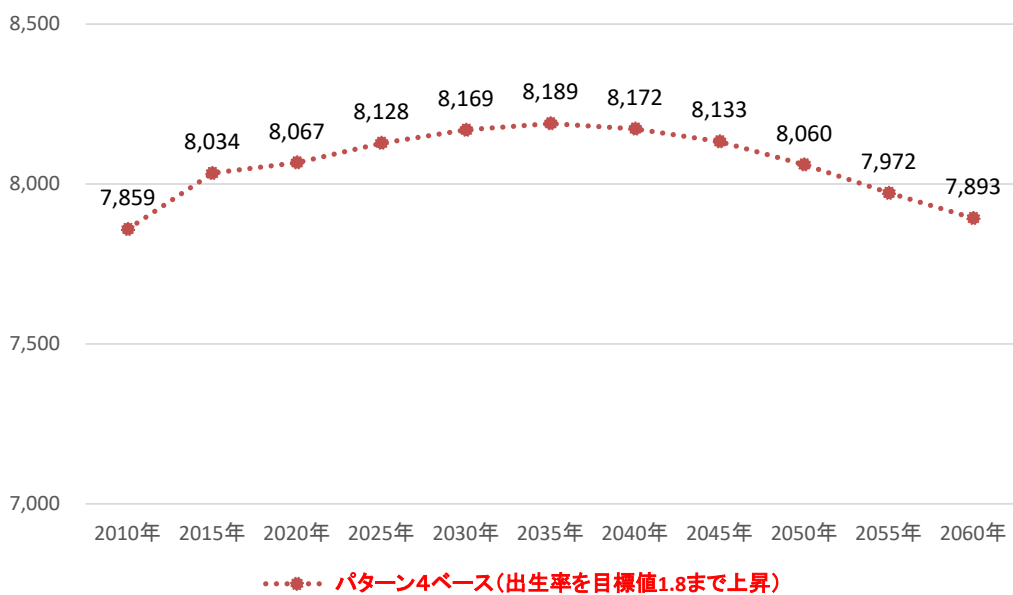


図 人口の将来推計

資料：東川町「写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」

###### 2. 総人口の将来目標

パターン 4 ベース(出生率を目標値 1.8 まで上昇)を目標値として設定。

具体的には、8,067 人(2020 年)、7,893 人(2060 年)とし、人口 8,000 人前後を維持できるよう、社会増・自然増に対する施策を積極的に取り組むとしている。

## ②写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 27 年(2015 年)に策定された「東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口ビジョンを踏まえ、東川町の「まち・ひと・しごと」創生に向けた基本的な考え方や目標、具体的な施策をまとめたものです。

策定年度:平成 27 年度(2015 年度) 計画期間:平成 27 年度(2015 年度)～平成 31 年度(2019 年度)

### 1. めざすべき姿

「多くの人が集い、誰もが生き生きと暮らす文化あふれる写真文化首都の創造

(プライムタウン ～人と自然が織りなす輝きの大地 ひがしかわ～)」

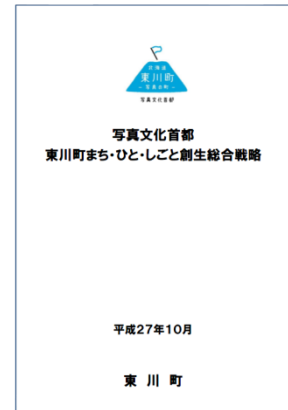
### 2. 施策の方向性

基本目標1 人々が集う写真文化首都の創造(ひとの流れ)

基本目標2 豊かな暮らしと文化を生み出すしごとづくり(しごとづくり)

基本目標3 こどもの笑顔あふれるまちづくり(結婚・出産・子育て)

基本目標4 誰もが安心して生活できるまちづくり(まちづくり)



### 3. 住宅分野に関連する重点プロジェクト(抜粋)

基本目標1 人々が集う写真文化首都の創造(ひとの流れ)	
移住・定住、UJタウン等の促進	公営住宅及び民間アパート・マンションのストック活用及び整備
	空き家、民間住宅等を活用した住居の供給
	公の賃貸住宅空き家の利用促進
	景観に配慮した住宅建設に対する支援
	住宅地の造成
	子育て世代や小さな子どもをもつ世帯に対する移住・定住支援
	日本語学校事業の推進による外国人留学生の招致
	療養型観光の推進
他地域の企業会員や企業職員等を対象とした滞在の推進	
基本目標2 豊かな暮らしと文化を生み出すしごとづくり(しごとづくり)	
安心安全な子育て環境の創出	二世帯居住の推進
基本目標4 誰もが安心して生活できるまちづくり(まちづくり)	
時代にあった生活基盤の維持・確保	公営住宅及び民間アパート・マンションのストック活用及び整備
	空き家、民間住宅等を活用した住居の供給
	公の賃貸住宅空き家の利用促進
いきいきとした暮らしの応援	高齢者世帯への住宅改修支援
	高齢者向け住宅の建設支援

### 4. 住宅分野に関連する重点プロジェクトの最重要業績評価指標(抜粋)

公的賃貸住宅ストック数 394 戸

二世帯居住件数 10 件



## (5)東川町景観計画

東川町景観計画は、大雪山国立公園を擁するなどの地域特性をふまえ、環境に配慮し景観の良いまちづくりを町民・事業者・行政の協働により実現し、次の世代へと引き継ぎ、「写真の町」にふさわしい写真映りの良い町を将来にわたり保全・形成していくことを目的としています。以下、特に住環境に関わる概要を抜粋します。

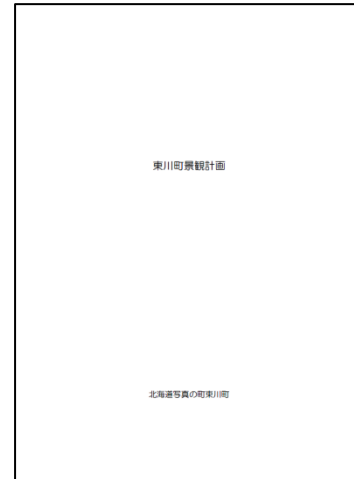
策定年度:平成 18 年度(2006 年度) 計画期間:なし

### 1. 基本理念

人と自然がおりなす輝きの大地ひがしかわ

### 2. 全域における基本方針

- (1)生態系に配慮し、大雪山の山並みを背景に美しい田畑が広がる東川町固有の景観の保全及び形成を図る。
- (2)平地や里山地区の農地・山林・河川など総合的な景観や環境の保全を図る。
- (3)歴史や文化を尊重し個性と風情のある景観をつくる。
- (4)写真の町・大雪山の伏流水の町に相応しい環境と景観に配慮したまちづくりを図る。
- (5)開発行為や建築物の景観・環境への配慮など規制や誘導を行う。
- (6)建築物の建築に際しては、東川風住宅設計指針を尊重する。
- (7)環境や景観教育に力を入れ、町民参加のもとに生活風景や生物の多様性・固有性を大切にされた暖かみのある景観をつくる。



### 3. 地域別基本方針(抜粋)

地域	方針
市街地域－ 商店街地域	自然を背景とした大雪山麓のまちなみ ・ 広場などオープンスペースの設置と楽しく美しいデザインによる空間づくりを図る。 ・ 住民や来訪者が親しみやすい美しいデザインの建築計画(デザインや色彩を推進する。 ・ 空き店舗対策を進め、賑わいのある商業地空間をつくる。
市街地域－ 住宅地区	大雪山の山並みと調和するゆとりとうるおいのある住宅地環境の形成 ・ 居住者の安全や福祉、防犯、防災などに配慮した住宅地づくりを図る。 ・ 降雪期に配慮した空間の確保を図る。 ・ 緑地や公園、並木道など公共空間の地域住民との協働管理を推進する。 ・ 道路に面する宅地部分の半公共空間への植栽推進による景観対策を図る。 ・ 景観に配慮した建築計画(デザインや色彩)の採用など規制や誘導を図る。 ・ 付属建物や構築物など周囲の調和についての規制や誘導を行う。
市街地域－ 工場地区	東川の入口部にふさわしい景観と住宅地との共存に配慮した環境づくり ・ 点在する工場跡地の適正な管理と利活用を図る。 ・ 付属建物や構築物など周囲の調和についての規制や誘導を行う。
市街地域－ 公共施設地区	大雪山の町、写真の町の中心部に相応しい文化の香りが漂う公共空間づくり ・ 利用者にとって安全快適で美しい空間づくりを進める。 ・ 周囲の環境や景観に配慮し緑豊かで写真の町に相応しい整備を推進する。 ・ 旧東川駅跡地区にある古い倉庫群の保全と利活用を図る。
農村地区－ 中央地区	生活者と農業と他産業の共存調和の環境づくり ・ 農家住宅や納屋・機械庫などは遠景の山並みや周辺農地景観に配慮する。
農村地区－ 第1地区	大雪山の眺望を活かしたゆとりある環境と福祉のまちづくり ・ 農家住宅や納屋・機械庫などは遠景の山並みや周辺農地景観に配慮する。 ・ 小市街集落地はゆとりある敷地を活かし、花木植栽など美しい住宅地づくりを図る。

地域	方針
農村地区一 第2地区	<p>岐登牛山の眺望を活かしたゆとりある環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家住宅や納屋・機械庫などは遠景・近景の山並みや周辺農地景観に配慮する。</li> <li>・ 小市街集落地はゆとりある敷地を活かし、花木植栽など美しい住宅地づくりを図る。</li> <li>・ 地域のシンボルとなる岐登牛山の景観に配慮した地域づくりを推進する。</li> </ul>
農村地区一 上岐登牛地区	<p>農業と森林と芸術が調和する創作工芸の里</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家住宅や納屋・機械庫、創作工房などは付近の山並みや周辺農地景観に配慮する。</li> <li>・ 創作工芸活動を行う人たちが暮らすこの地域の環境や景観特性を極力保全し、美しい山間集落地帯づくりを推進する。</li> <li>・ 「百年記念の森公園」などの景観環境に配慮した地域づくりを推進する。</li> <li>・ 地域のシンボル「旧第5小学校」の保存と適正な管理を図る。</li> </ul>
農村地区一 第3地区	<p>自然と農業が共存しゆとりある田園住宅地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家住宅や納屋・機械庫などは遠景の山並みや周辺農地景観に配慮する。</li> <li>・ 小集落地や優良田園住宅地区はゆとりある敷地を活かし、花木植栽など美しい住宅地づくりを図る。</li> <li>・ 地域のシンボル「遊水公園」などの景観環境に配慮した地域づくりを推進する。</li> </ul>
大雪山地域等一 忠別ダム地区	<p>大雪のふもとの自然と景観と交流の湖水面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物、構築物は大雪の山並みを背景に清冽な水をたたえるダム湖景観に配慮する。</li> </ul>
大雪山地域等一 旭岳温泉地区	<p>日本一本格的で、美しく、親しまれるノルディックの森</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物、構築物、案内サインなどは周囲の美しい山岳森林自然景観に最大限配慮する。</li> </ul>
大雪山地域等一 天人峡温泉地区	<p>神秘性を秘めた天人峡の美しい原風景の保存と共存</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物、構築物、案内サインなどは美しい峡谷の自然景観に最大限配慮する。</li> </ul>

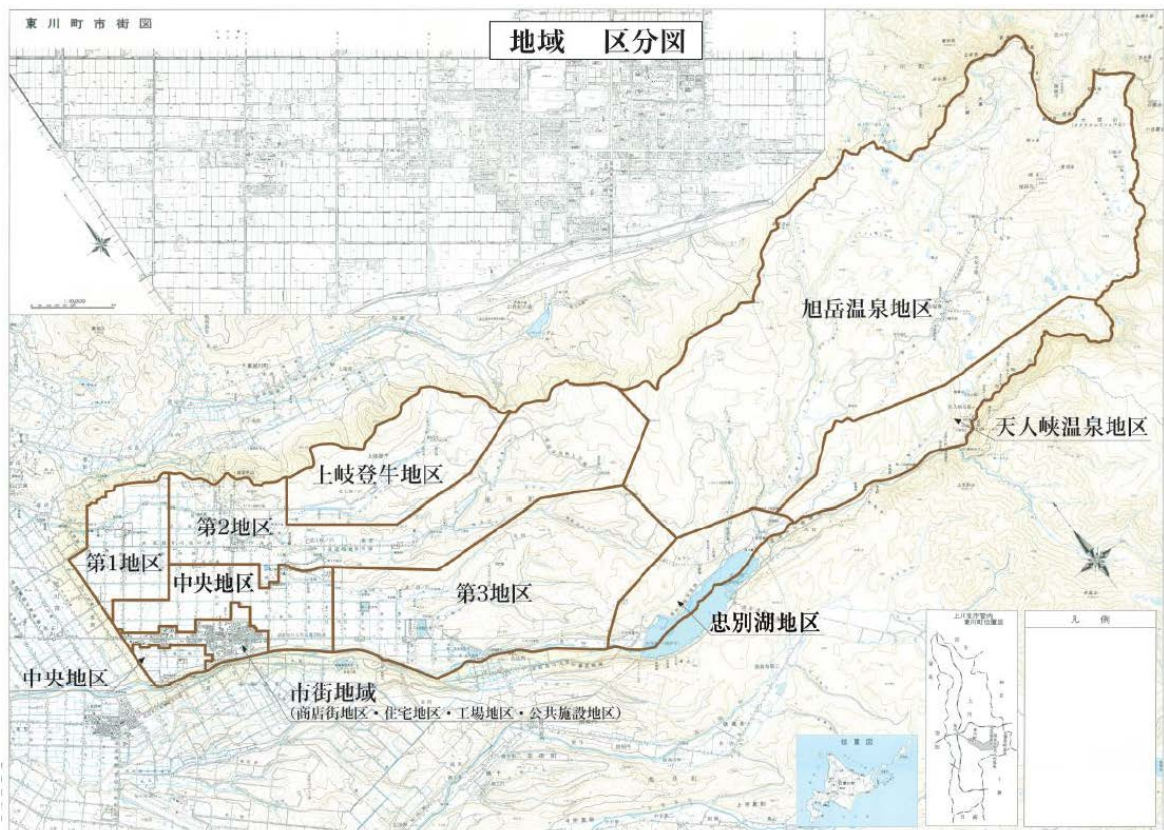


図 東川町景観計画における地域区分図

資料：東川町景観計画リーフレット

## (6)東川町耐震改修促進計画

東川町耐震改修促進計画は、東川町において大規模地震が発生した場合にそなえ、東川町に存在する新耐震基準導入以前の既存建築物について、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進することにより、東川町の安全なまちづくりを目指すことを目的としたものです。

策定年度:平成 19 年度(2007 年度) 計画期間:平成 20 年度(2008 年度)～平成 29 年度(2017 年度)

### 1. 基本理念

地震災害に強い住宅・建築物の確保と、安全で安心なまちづくり

### 2. 数値目標

住宅の耐震化率:90%

### 3. 施策の基本目標および施策

基本目標1 災害避難拠点・特定建築物の耐震化の推進

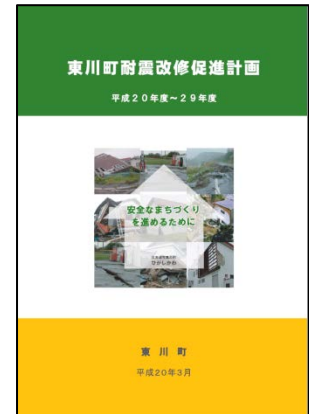
基本施策1 災害避難拠点・特定建築物の耐震化の推進

基本目標2 地震に強い住宅・建築物の確保

基本施策2 地震に強い住宅・建築物の確保

基本施策3 耐震改修、地震防災に対する住民意識の啓発

基本施策4 耐震改修に係わる関連技術者の支援



### 4. 住宅分野に関連のある施策

#### 基本施策2 地震に強い住宅・建築物の確保

耐震改修に関する相談・情報提供体制の確保	耐震診断、耐震改修に関する相談窓口の設置
	町のホームページに耐震診断に関する情報を提供
	北海道及び専門機関が行う相談窓口の紹介
	北海道「北の住まい情報プラザ」、「住まいのポータルサイトDo住まい」の紹介
耐震改修、耐震診断を促進する支援環境の確保	上川支庁「戸建て木造住宅を対象とした耐震診断(無料)」の紹介
	住宅耐震改修減税のための診断改修証明の発行
	住宅所有者等に対する耐震診断費用の助成の検討
	住宅等耐震改修費用の助成の検討
耐震性能のある住宅・建築物を取得しやすい環境づくり	専門機関が行う「建物取引時における耐震性能の情報把握、説明」の紹介
	北海道が行う「講習会等を通じた減税等制度の普及啓発等」の紹介
地震被害に強い市街地整備、安全対策の推進	建築確認申請時における天井崩落対策の確認
	窓ガラス等の落下物対策の実態調査及び所有者への指導
	広報誌やパンフレット等を活用した総合的な建築物の安全対策の周知

#### 基本施策4 耐震改修に係わる関連技術者の支援

耐震改修工法のための技術取得の支援	北海道(北方建築総合研究所)「耐震診断・耐震改修工法及び住宅・建築物の地震防災対策に関する研究開発情報」の紹介
	北海道「性能向上リフォーム講習会」の紹介
	北海道「性能向上リフォーム手引き」の紹介
耐震改修を担う技術者の支援	耐震診断・改修技術講習会の紹介
	行政、地域住民、専門技術者による共同の体験学習、先進地視察
	北海道「講習会受講技術者名簿の閲覧(北海道ホームページ)」の紹介
住宅リフォームとの連携	北海道リフォーム推進協議会「各種消費者保護サービス」の紹介

## (7)写真文化首都「写真の町」東川町 公共施設等総合管理計画

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的としています。

策定年度：平成 28 年度(2016 年度) 計画期間：平成 29 年度(2017 年度)～平成 58 年度(2046 年度)

### 4. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### 1. 適正管理に向けた基本的な考え方

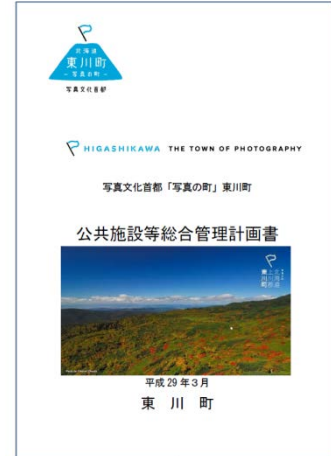
- ①本町が保有する公共施設は、類似施設の重複保有という状態ではなく、類似施設の統廃合・集約化によって生じた余剰施設を縮減する対応は考えづらい。
- ②計画的な耐震化改修を進める。
- ③財源は余剰金を計画的に積み立てる。

#### 2. 公共施設マネジメントの基本方針

- ①公共施設等の情報一元化
- ②公共施設等の総量適正化
- ③財政負担の軽減・平準化

#### 3. 住宅分野に関連する方針

②公共施設等の総量適正化	
全体最適の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設の総量はむやみに増やさず、本町の適正な総量の範囲内となるように全体最適の視点で検討する。</li> <li>・ 既存施設の更新にあたり、現状よりもダウンサイジングを図る等総量が増加しないように努める。</li> </ul>
まちづくりの視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設は、コミュニティ形成や防災等の拠点となるまちづくりの根幹となるものであり、まちづくりに必要なサービスをいかに効果的かつ効率的に提供していくかという視点で検討する必要がある。</li> </ul>



## (8)東川町高齢者福祉計画

東川町高齢者福祉計画は、今後高齢者が増加すると考えられることを踏まえ、高齢者の方々が生きる喜びを持ち、「住み慣れた地域で生きがいを持って自立した日常生活を営むことができるようなまちづくり」を進めるべく、東川町の健康と福祉分野の目標実現を行っていくための実施計画とされています。

策定年度：平成 23 年度(2011 年度) 計画期間：平成 24 年度(2012 年度)～平成 26 年度(2014 年度)

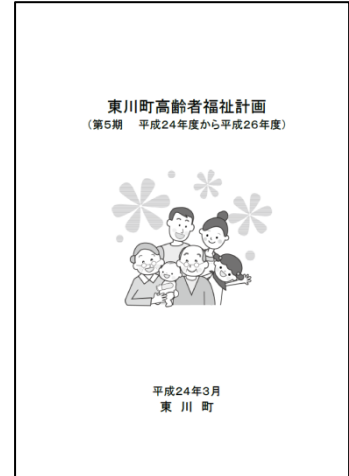
### 1.基本目標

テーマ：人にやさしく健康をささえるまちづくり

目指す地域：高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし、明るく楽しい生活を送ることができる地域づくり

### 2.計画策定の視点

- ①いつまでも元気で暮らせるための地域づくりと生きがいづくり
- ②介護が必要になっても住み慣れた地域で自立した生活が送れる体制の強化
- ③地域生活支援のための総合的な地域ケア対策の推進
- ④高齢者の人権尊重及び権利擁護



### 3.住宅分野に関連する計画

高齢者福祉施設・生きがい対策等の推進	
高齢者向け住まいの整備	・元気高齢者から見守り支援が必要な方まで誰もが安心して暮らし続けることができる多様な幅広いニーズに対応したサービス付高齢者住宅や賃貸住宅などの整備を検討していきます。

※東川町高齢者福祉計画が 2017 年度（平成 29 年度）に新しく策定予定

## 第2章 東川町の住環境における現状と課題のまとめ

### 2-1 全町における現状

第1章で記載した東川の住環境を取り巻く現況をまとめます。なお、以下のまとめで着目している期間は、第1章で分析している期間と一致します。

項目	現状のまとめ
人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口は増加傾向で推移し、人口ビジョンにおいては今後も一定程度人口増加が進むと推計しているが、将来的には緩やかに人口減少が進むと推計。 (2020年:8,067人→2040年:8,172人→2060年:7,893人)</li> <li>・ 2000年(平成12年)以降、地域自治振興区ごとの人口の割合に大きな変化はない。</li> <li>・ 近年は自然減少と社会増加で推移し、社会増加が自然減少を上回っているため、人口増加傾向にある。</li> <li>・ 近年は特に、子育て世代と子どもの転入が多くなっている。</li> <li>・ 外国人はここ15年で約200人増加しており、日本語学校の設立や国際交流の取組みの効果が見られる。</li> </ul>
人口構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年少人口は近年横ばいであり、将来的にも横ばいと推計。 (1995年(平成7年):967人→2015年(平成27年):1,057人→2035年:1,152人)</li> <li>・ 生産年齢人口は減少しており、将来的にさらに減少すると推計。 (1995年(平成7年):4,718人→2015年(平成27年):4,450人→2035年:4,286人)</li> <li>・ 長期的にみると高齢化が進んでおり、2025年には団塊世代の高齢化に伴い後期高齢者が増加し、高齢化がさらに進行すると推計。 (1995年(平成7年):21.2%→2015年(平成27年):32.1%→2035年:33.6%)</li> <li>・ 地域自治振興区ごとに年齢階層は異なるが、総じて市街地は年少人口割合が高く、農村部は高齢化率が高い傾向にある。 【中央】高齢化率は最も低く(27.8%)、年少人口割合が最も高い(14.1%) 【西部】年少人口割合は2番目に高い(13.1%) 【第一】高齢化率が最も高い(42.2%) 【第二】高齢化率が2番目に高い(37.5%) 【第三】年少人口割合が最も低い(8.0%) ※ ()内は2015年(平成27年)の値である。 ※ 年少人口は15歳未満、生産年齢人口は15~64歳、老年人口は65歳以上の人口を指す。 高齢化率は人口のうち、老年人口が占める割合を指す。</li> <li>・ 学校別児童数の割合は概ね一定。(2007年度(平成19年度)~2016年度(平成28年度)) 【東川小学校・東川第一小学校】児童数は横ばい傾向 【東川第二小学校】児童数は微増傾向 【東川第三小学校】児童数は微減傾向</li> </ul>
世帯数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯数は増加傾向。</li> <li>・ 2005年(平成17年)以降の1世帯あたり平均人員は2.6人前後で横ばい傾向。</li> <li>・ 1人世帯・2人世帯は増加傾向。</li> </ul>

項目	現状のまとめ
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次産業、第2次産業就業者は減少傾向。</li> <li>・ 2015年(平成27年)の産業大分類別就業者数で最も多いのは農業・林業。</li> <li>・ 就業者の増加数が多いのは、医療・福祉であり、次いで教育・学習支援業。減少数が多いのは、建設業、農業・林業。</li> <li>・ 産業中分類別の売上額を見ると、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、農業の売上額が大きい。</li> <li>・ 2015年(平成27年)の通勤の状況としては、東川町に住む就業者数および東川町で働く就業者数のうち、6割弱が東川町に住み東川町で働いている。2010年(平成22年)と比較すると、町内で働く就業者数および町内に住む就業者数はともに増加。</li> <li>・ 2015年(平成27年)の通学の状況としては、東川町に住む通学者数および東川町に通学する通学者数のうち、5割強が東川町に住み東川町へ通学している。2010年(平成22年)と比較すると、東川町に住み他市町へ通学する通学者数、他市町に住み東川町に通学している通学者数は減少し、東川町に住み東川町へ通学する通学者数が増加している。</li> <li>・ 市街地内外に多くの観光資源を有し、観光者数は入込客数、訪日外国人宿泊客数ともに増加傾向。特に2014年度(平成26年度)から2015年度(平成27年度)にかけて急増。</li> <li>・ 留学生数および留学生の宿泊延数は増加傾向。</li> </ul>
住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道平均および旭川市と比較すると、持ち家及び公的賃貸住宅(公的借家)割合が高い。</li> <li>・ 2015年(平成27年)の施設等の世帯人員としては、社会施設の入所者数が2005年(平成17年)比で6.5倍、寮・寄宿舎の学生・生徒数が2010年(平成22年)比で1.7倍に増加。</li> <li>・ 新築住宅着工棟数は2011年(平成23年)以降概ね毎年50棟前後で推移。</li> <li>・ 民間アパート・マンションは2012年度(平成24年度)から2017年度(平成29年度)の間に100戸以上増加。</li> <li>・ 民間アパート・マンションの住宅タイプは1R・1DK・1LDKが最も多く、次いで2DK・2LDKが多い。</li> <li>・ 公営住宅・特定公共賃貸住宅、地域優良賃貸住宅のうち25%が耐用年数を経過、または耐用年数の1/2を経過している。</li> </ul>

## 2-2 地域自治振興区ごとにおける現状

### (1) 中央地域自治振興区

中央地域自治振興区が位置する地域は、市街地の中心部を含み、役場や文化芸術交流センター、町立診断所、幼児センター等が立地する利便性の高い地域です。

市街地内には、戸建て住宅や民間アパート・マンション、公的賃貸住宅が多く集積しています。東川町土地開発公社によって2016年度(平成28年度)に造成されたグレースヴィレッジは全区画22区画が分譲終了しています。

2015年(平成27年)の中央地域自治振興区の人口は4,164人(全町のうち51.3%)、世帯数は1,650世帯(全町のうち52.7%)となっており、最も人口が集積している地区です。人口は2000年(平成12年)の4,112人から2005年(平成17年)の3,893人まで減少傾向でしたが、その後は増加傾向にあります。

高齢化が進行していますが、高齢化率は2015年(平成27年)で27.8%と、全地域自治振興区の中で最も低く、年少人口の割合は2015年(平成27年)で14.1%と最も高くなっています。

### (2) 西部地域自治振興区

西部地域自治振興区が位置する地域は、市街地の西部を含む地域で、市街地内には戸建て住宅ならびに道道旭川旭岳温泉線の沿道に民間アパート・マンション、公的賃貸住宅が集積しています。

2015年(平成27年)の西部地域自治振興区の人口は2,036人(全町のうち25.1%)、世帯数は674世帯(全町のうち21.5%)となっており、2番目に人口が集積している地区です。2000年(平成12年)の人口は1,576人でしたが、2005年(平成17年)には1,927人と急増し、その後もゆるやかな増加傾向にあります。

高齢化が進行している地区であり、高齢化率は2000年(平成12年)で24.8%、2015年(平成27年)で35.2%となっています。また、年少人口の割合は2015年(平成27年)で13.1%であり、全地域自治振興区中2番目に高くなっています。

### (3) 第一地域自治振興区

第一地域自治振興区が位置する地域は、旭川市に隣接した農村部にあたるとともに、広域的な交通利便性の高いことが特徴です。農家住宅が主体ですが、公的賃貸住宅においては、「帰ってこいよ住宅」が4戸、定住促進住宅が1戸あります。また、東川町土地開発公社によって2008年度(平成20年度)より第4次造成された新栄団地は、全区画25区画が分譲終了しています。

2015年(平成27年)の第一地域自治振興区の人口は604人(全町のうち7.4%)、世帯数は227世帯(全町のうち7.2%)となっています。人口は2000年(平成12年)の664人から減少傾向でしたが、2015年(平成27年)に微増しました。

2015年(平成27年)の高齢化率は42.2%と全地域自治振興区のうち最も高齢化が進んでいるとともに、2010年(平成22年)の高齢化率33.6%と比較すると、急激に高齢化が進んでいます。



#### **(4)第二地域自治振興区**

第二地域自治振興区が位置する地域は、工作作家のアトリエやカフェが散在し、大雪山などの眺望がよい農村部です。農家住宅や工芸作家の住宅が主体ですが、公的賃貸住宅においては、地域優良賃貸住宅が1戸、定住促進住宅が2戸あります。また、東川町土地開発公社によって2011年度(平成23年度)に造成されたガーデンコート・キトウシは全区画18区画が分譲終了しています。

2015年(平成27年)の第二地域自治振興区の人口は782人(全町のうち9.6%)、世帯数は297世帯(全町のうち9.5%)となっており、農村部3地域の中では最も人口規模が大きい地域となっています。人口は2000年(平成12年)の789人から2010年(平成22年)の723人まで減少傾向でしたが、2015年(平成27年)に増加しました。

2000年(平成12年)の高齢化率は29.8%、2015年(平成27年)は37.5%と高齢化が進んでいるとともに、2015年(平成27年)の高齢化率は第一地域自治振興区に次いで高くなっています。

#### **(5)第三地域自治振興区**

第三地域自治振興区が位置する地域は、農村部にあたるとともに、大雪山国立公園に近いことが特徴です。農家住宅と現役生活を早期引退した人を中心とした一般住宅(優良田園住宅)が主体ですが、公的賃貸住宅においては地域優良賃貸住宅が1戸、定住促進住宅が1戸あります。また、2012年度(平成24年度)に造成された友遊団地は、造成区画数16区画のうち、残区画数は1区画となっています。

2015年(平成27年)の第三地域自治振興区の人口は525人(全町のうち6.5%)、世帯数は284世帯(9.1%)となっています。2000年(平成12年)以降の人口をみると、増減を繰り返しています。

高齢化が進行しているとともに、2015年(平成27年)の年少人口割合は8.0%(42人)と全地域自治振興区の中で最も低くなっています。

## 2-3 住環境における課題

### (1) 東川町の居住者からの視点

#### 【課題1：高齢化に対応した住環境の整備】

本町では、人口は増加している一方で、長期的には高齢化が進行すると予測されており、特に団塊世代の高齢化に伴った後期高齢者が急増すると推計されています。

また、近年は転入人口が転出人口を上回り、社会増加となっていますが、その転入人口には、定年後に移住する方も多く、今後さらなる高齢化率の上昇が見込まれます。

地域ごとにみると、農村部では、市街地に比べて、高齢化率が高いことから、住み慣れた東川や地域で住み続けることができるよう、ライフステージや身体状況に応じた住み替えや住み続けに向けた住宅を整備するとともに、高齢者向けの生活支援や暮らしやすい住環境の整備が求められます。

- 長期的にみると高齢化が進行すると予測されている(特に後期高齢者が急増)
- 転入人口には、定年後に移住する方も多い
- 農村部は、市街地に比べると高齢化率が高い

#### 課題1：高齢化に対応した住環境の整備

##### 対策例・施策アイデア

##### ＜高齢者向けの住まいの整備・支援＞

- 優良な住宅ストック形成に向けた住宅のリフォーム・改修の支援(改修費用の助成、安心できる事業者の紹介など)
- 高齢者向け住宅の整備促進
- 既存住宅の売買、賃貸の支援(福祉施設へ入所などに伴う不動産の流通化など)

##### ＜住環境の整備＞

- 乗り合いタクシーなど、移動手段の維持・確保
- 除雪支援
- 道路や建築物のバリアフリー化
- 空き家対策・利活用の推進

※サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅を指す。

## 【課題2：子育て世代の移住・定住促進に向けた住環境の整備】

本町では、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少傾向にあり、将来的に地域活力の衰退や財政状況の悪化につながる事が予測されます。

一方、近年は子育て世帯の転入も進んでおり、宅地分譲による新たな住宅立地が進むとともに、民間賃貸住宅についても他町と比べると比較的立地している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、人口ビジョンでは、2060年の出生率を1.8まで上昇させることを目指し、2020年の目標人口を8,067人、2060年の目標人口を7,893人に設定し、人口を8,000人前後を維持できるよう、社会増・自然増に対する施策を積極的に取り組むとしています。また、総合戦略においては、子育て世代の移住・定住、UIJターンの促進を行うとともに、安心安全な子育て環境の創出に取り組むとしています。

そのため、今後も新たな人口流入を促進するためには、人を惹きつける“東川らしい”魅力的な居住環境や景観の維持・向上を図り、子育て世帯向けの多様な住宅や魅力ある住宅を形成していくことが求められます。

- 生産年齢人口が減少傾向にあり、将来的に地域活力の衰退、財政状況の悪化に繋がる可能性がある
- 子育て世代の転入が進んでおり、宅地分譲による住宅立地及び民間賃貸住宅も比較的立地が進んでいる
- 人口ビジョン・総合戦略において、将来的に8000人前後を維持するため、社会増・自然増に向けた子育て世代の移住・定住等に取り組むとしている

## 課題2：子育て世代の移住・定住促進に向けた住環境の整備

### 対策例・施策アイデア

#### ＜子育て世帯向けに多様な住宅形態・宅地供給＞

- 計画的で良質な宅地分譲の推進
- 優良な住宅ストック形成に向けた住宅の改修・リフォーム支援
- 民間アパート・マンションのリフォーム支援
- 若年世代や子育て世代向けの公的賃貸住宅の整備、入居の促進

#### ＜移住・定住の促進＞

- 空き家対策・利活用の推進 ※再掲

## (2)東川町の住宅ストックからの視点

### 【課題3:優良な住宅ストックの形成・不動産流通の活発化】

本町は、近年人口流入が進み、人口増加で推移していますが、将来的には緩やかに人口減少段階に移行していくと推計されています。

特に、農村部では人口減少により管理不全による危険家屋の発生も見られ、将来的には市街地においても人口減少の進行に伴い、空き家の発生が予想されます。

そのため、住宅のリフォーム・改修などによって、優良な住宅ストックの形成を図り、空き家の発生を抑制するとともに、既存住宅や空き家・空き地などの不動産流通の活発化を図ることが必要です。

- 人口増加で推移しているが、将来的には人口減少に転じると予測されており、市街地でも空き家の発生が懸念される
- 農村部では管理不全の危険廃屋が発生

### 課題3:優良な住宅ストックの形成・不動産流通の活発化

#### 対策例・施策アイデア

##### 《優良な住宅ストックの形成》

- 優良な住宅ストック形成に向けた住宅のリフォーム・改修の支援(安心・信頼できる事業者の紹介) ※再掲
- 民間アパート・マンションのリフォーム支援 ※再掲
- 地震に強い住宅の建設・改修促進
- きた住まいる制度の普及・促進

##### 《既存住宅の流通を促進》

- 既存住宅の流通促進に向けた情報提供(インスペクション、住宅履歴情報保存の普及啓発、住宅情報の収集、マッチング) ※再掲

##### 《空き家の利活用》

- 空き家等対策計画の策定・推進
- 滞在施設等の確保(短期、中長期滞在施設、寮など)

#### 【課題4: 公的賃貸住宅の適切な管理・活用】

本町は、北海道平均や旭川市と比較して、公的賃貸住宅に居住する世帯割合が多く、需要が高い状況となっており、計画的に老朽化した団地の建替えや改善を実施しています。

一方、耐用年数を経過または1/2経過している住棟もあるため、今後の公的賃貸住宅の需要を見通した上で、引き続き計画的な修繕や改善、建替えを行い、ライフサイクルコストを削減していくことが求められます。

また、活用度が低く遊休化している公的不動産については、公的賃貸住宅への転用も含め、まちづくりと一体となって、効果的に活用していくことが必要です。

- 北海道平均や旭川市と比較して、公的賃貸住宅へ居住する世帯割合は多い
- 公的賃貸住宅のうち、耐用年数を経過または1/2経過している住棟がある
- 活用度が低く遊休化している公的不動産は、まちづくりと一体となった活用が必要

#### 課題4: 公的賃貸住宅の適切な管理・活用

##### 対策例・施策アイデア

- 公的賃貸住宅の計画的な修繕による維持管理
- 公的賃貸住宅の計画的な改善(長寿命化・居住性向上・安心安全の確保)
- 住宅セーフティネットとしての公的賃貸住宅の供給
- 耐用年数が過ぎた公的賃貸住宅の建替推進
- 若年世代や子育て世代向けの公的賃貸住宅の整備、入居の促進 ※再掲

### (3)東川町の地域・産業からの視点

#### 【課題5：産業・交流を支える多様な住まい・滞在環境の充実】

本町の基幹産業である農業は、就業者数が減少傾向となっていますが、今後もまちの基幹産業として担い手を確保し、さらなる活性化を図るとともに、東川の美しい自然と田園風景を保全し、農業を支える住環境の整備が必要です。

特に、東川町にはUIJターンの就農が一定程度あるため、今後もUIJターン就農者への住宅支援を行っていくことが求められます。

また、豊かな自然環境を有する中で、旭川空港まで約13分と至近の距離にある交通利便性を活かし、町の特色である「写真の町」の取組みや家具デザイン、クラフト等の産業の活性化や交流人口の拡大を図るため、町に関わりのあるビジネスパーソンが短期滞在できる環境の充実が求められます。

さらに、本町では、近年外国人の留学生や観光客が増加しており、公立初となる日本語学校の設立や国際交流の取組みの効果が見られます。今後もこれらの取組みの活発化を図るため、急増する外国人のニーズに応える滞在環境の充実が求められます。

住宅着工件数は概ね横ばい傾向で推移していますが、建設業の就業者数は減少しており、地域経済の活性化に寄与する住宅関連産業の振興策も求められています。

このように既存住宅ストックや遊休化している住宅ストックを活用しながら、町の産業や交流を支える多様な住まい・滞在環境の充実を図ることが必要です。

- 東川町の基幹産業である農業の就業者数は減少傾向にあるが、UIJターン就農者は一定程度いる
- 「写真の町」の取組みや家具デザイン、クラフト等の産業の活性化、交流人口の拡大に向けた短期滞在環境の充実が求められる
- 外国人の留学生や観光客が急増しており、急増する外国人のニーズに応える滞在環境の充実が求められる
- 建設業の就業者数は減少傾向

#### 課題5：産業・交流を支える多様な住まい・滞在環境の充実

##### 対策例・施策アイデア

- 産業後継者向けの支援住宅の整備
- 滞在施設等の確保(短期、中長期滞在施設、寮等) ※再掲
- 産業の活性化と移住・定住の促進に寄与する住環境の整備(就農者向けのUIJターン用住宅等)
- 移住・定住・子育て住情報の提供
- 民間アパート・マンションの空き情報提供
- 東川を支える住宅・関連産業の振興
- 東川家具への助成(土地開発公社が実施)

## 【課題6:自然と調和した住環境の整備】

本町では、東川風住宅設計指針や景観計画を策定し、自然と調和する東川らしい景観づくりを進めています。今後も東川らしさを維持し、魅力を高めていくためには、住宅分野においても官民が協働し、一体感のある美しい住環境を整備することが求められます。

加えて、地球環境との共生を目指した低炭素型社会の形成に向けて、住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及が求められており、東川の資源を活用し、自然と調和した住環境の整備が求められます。

また、大自然が蓄えた雪解け水による地下水や大雪山の見事な眺望が本町の財産であり、これらの貴重な自然環境と調和した、道路や公園、上水(地下水利用も含む)、下水などの都市基盤施設の整備や維持管理が求められています。

- 東川風住宅設計指針や景観計画による、自然と調和する東川らしい景観づくりを推進
- 低炭素型社会の形成に向けて、住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及が必要
- 恵まれた自然環境と調和する都市基盤施設の整備や維持管理が必要

## 課題6:自然と調和した住環境の整備

### 対策例・施策アイデア

#### ＜自然と共生共存する住宅ストックの形成＞

- 東川町景観計画の推進
- 東川風住宅設計指針に基づく美しい住宅、住宅地の形成
- 東川風住宅設計指針に基づく公的賃貸住宅の整備
- 地域材利用の推進
- 省エネルギー・再生可能エネルギー活用の促進

#### ＜自然環境と調和した住環境の整備＞

- 東川町都市計画に基づく住環境の保全と計画的な市街地整備
- 安全な飲料水の安定的供給
- 農村地域における合併浄化槽の設置推進

## 第3章 住宅・住環境施策の理念と目標

### 3-1 住宅・住環境施策の理念・目標

#### (1) 住宅・住環境施策の基本理念

プライムタウンづくり計画 21-Ⅱでは、基本理念を「人と自然がおりなす 輝きの大地 ひがしかわ」としており、土地利用・基盤整備施策の基本目標として、「人と自然が共生するまちづくり」を掲げています。

平成 24 年度に策定した第 2 期東川町住生活基本計画では、プライムタウンづくり計画 21-Ⅱの基本目標を共有し、「人と自然が共生するまち、東川の住宅づくり」を基本理念とし、東川町の自然・風景に調和し、様々な人が暮らしやすい住宅・住環境づくりに努め、まちの魅力を向上させてきました。

第 3 期東川町住生活基本計画では、より一層の魅力的な住宅・住環境づくりを進めていくために、プライムタウンづくり 21-Ⅲと目標を共有することを基本とし、住宅・住環境施策の基本理念を以下のように設定します。

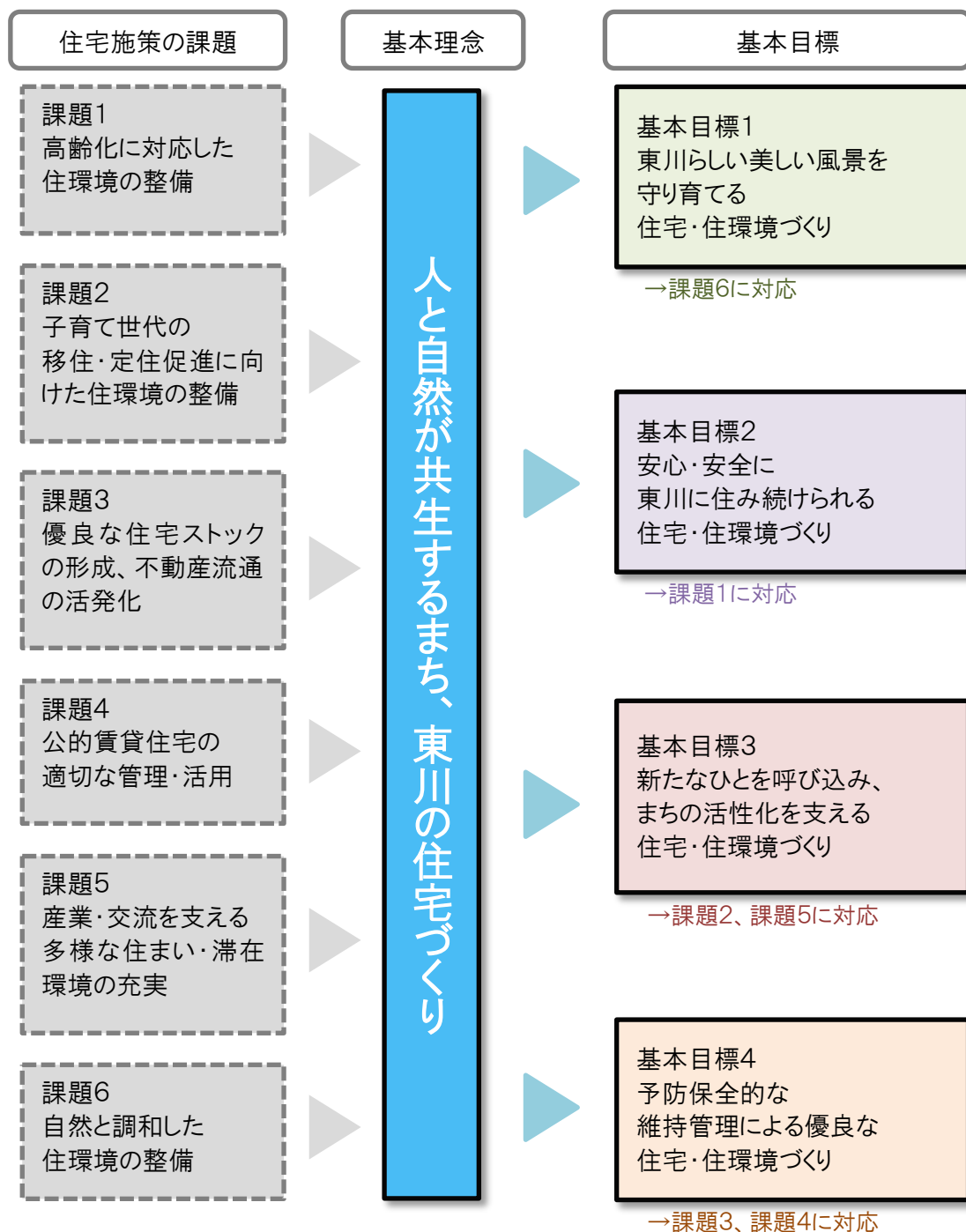
第 3 期東川町住生活基本計画の基本理念(目指す方向)

**人と自然が共生するまち、東川の住宅づくり**



## (2)住宅・住環境施策の基本目標

基本理念の実現に向けて、第2章で整理した東川町の現状、課題を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。これらの基本目標は、東川町の今後の住宅・住環境づくりの理念を具体的に示すものであり、この目標の実現を通じ、基本理念の達成を図ります。



## 基本目標1

### 東川らしい美しい風景を守り育てる住宅・住環境づくり

東川町では、これまで「東川風住宅設計指針」や「東川町景観計画」を策定し、大雪山や田園風景と調和する東川らしい風景づくりを進め、魅力の向上に努めてきました。

今後も東川町民が誇りや愛着を持てる風景づくり、また町外から人を惹きつける美しい風景づくりを進めていくため、東川の風景に馴染む住宅・住環境づくりを目指します。

具体的には、「東川町景観計画」の推進や「東川風住宅設計指針」に基づく美しい住宅・住宅地の形成などを図る「基本施策 1-1 人を惹きつけ、自然と共生共存する美しい住宅・住環境の形成」を位置付けます。また、計画的な市街地整備や安心安全な飲料水の供給などを推進する「基本施策 1-2 東川の魅力を活かした、快適な住環境の保全・整備」を行います。

#### 基本目標1に対応する基本施策

基本施策1-1 人を惹きつけ、自然と共生共存する美しい住宅・住環境の形成

基本施策1-2 東川の魅力を活かした、快適な住環境の保全・整備

## 基本目標2

### 安心・安全に東川に住み続けられる住宅・住環境づくり

東川町では、長期的には高齢化が進行する見込みであり、今後は特に後期高齢者が増加すると考えられます。また、東川町の基幹産業である農業を支える農村部では、市街地と比較して高齢化率が高い傾向にあります。このような状況を受けて、高齢者が住み慣れた東川や各地域自治振興区に住み続けられる住宅・住環境づくりが求められています。

そのため、高齢者をはじめとする町民が希望する地域、住宅形式で、安心安全に暮らせる住宅・住環境づくりを目指します。

具体的には、住宅リフォーム・改修の支援や高齢者向け住宅の整備促進などを図る「基本施策 2-1 ライフステージに応じた住まいの環境整備」を位置付けます。また、それに併せて、移動手段の維持・確保や除雪支援などの暮らしやすい住環境の整備を進める「基本施策 2-2 安心安全な住環境の整備」を位置付け、ハード面、ソフト面の両面から安心安全な住宅・住環境づくりを行います。

#### 基本目標2に対応する基本施策

基本施策2-1 ライフステージに応じた住まいの環境整備

基本施策2-2 安心安全な住環境の整備

### 基本目標3

### 新たなひとを呼び込み、まちの活性化を支える住宅・住環境づくり

「写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、子育て世代の移住・定住、Uターン促進を行うとともに、安心安全な子育て環境の創出に取り組むとしており、住宅・住環境施策と一体となり、総合的に進めていくことが求められています。また、まちの基幹産業である農業の担い手の確保や町外人材との交流、国際交流のさらなる活性化を支える住宅・住環境づくりも求められています。

そのため、子育て世代や若者、農業・産業後継者、ビジネスパーソン、外国人などの新たな人々を惹きつけ、産業の活性化や多様な交流を促進し、まちの活性化を支える住宅・住環境づくりを目指します。

具体的には、宅地分譲の推進、戸建て住宅や民間アパート・マンションの住宅リフォーム・改修支援などを促進する「基本施策 3-1 多様な住宅形態・宅地供給」を位置付けます。また、産業後継者向けの支援住宅の整備や滞在施設の確保などを図る「基本施策 3-2 産業・交流など地域の活性化を支える住宅・住環境づくり」を進めます。

#### 基本目標3に対応する基本施策

基本施策3-1 多様な住宅形態・宅地供給

基本施策3-2 産業・交流など地域の活性化を支える住宅・住環境づくり

### 基本目標4

### 予防保全的な維持管理による優良な住宅・住環境づくり

東川町では、今後人口・世帯数は一定程度増加すると見込まれていますが、将来的には緩やかに人口減少に転じると推計されています。そのため、空き家の発生を抑制するとともに、既存住宅、空き地・空き家などの不動産流通の活性化を図ることが重要であり、公的賃貸住宅においては、ライフサイクルコスト削減に向けて、計画的な修繕や改善、建替えが求められています。

そのため、将来を見通した予防保全的な住宅ストックの管理を推進し、優良な住宅ストックの形成を図り、魅力的な住環境の維持向上を目指します。

具体的には、民間住宅においては、戸建て住宅や民間アパート・マンションの住宅リフォーム・改修支援やきた住まいる制度の活用などを促進する「基本施策 4-1 優良な民間住宅ストックの形成」を位置付けます。また、公的賃貸住宅においては、長期的な視点に立った修繕・改善や建替えを進める「基本施策 4-2 計画的な公的賃貸住宅の維持管理」を行います。

#### 基本目標4に対応する基本施策

基本施策4-1 優良な民間住宅ストックの形成

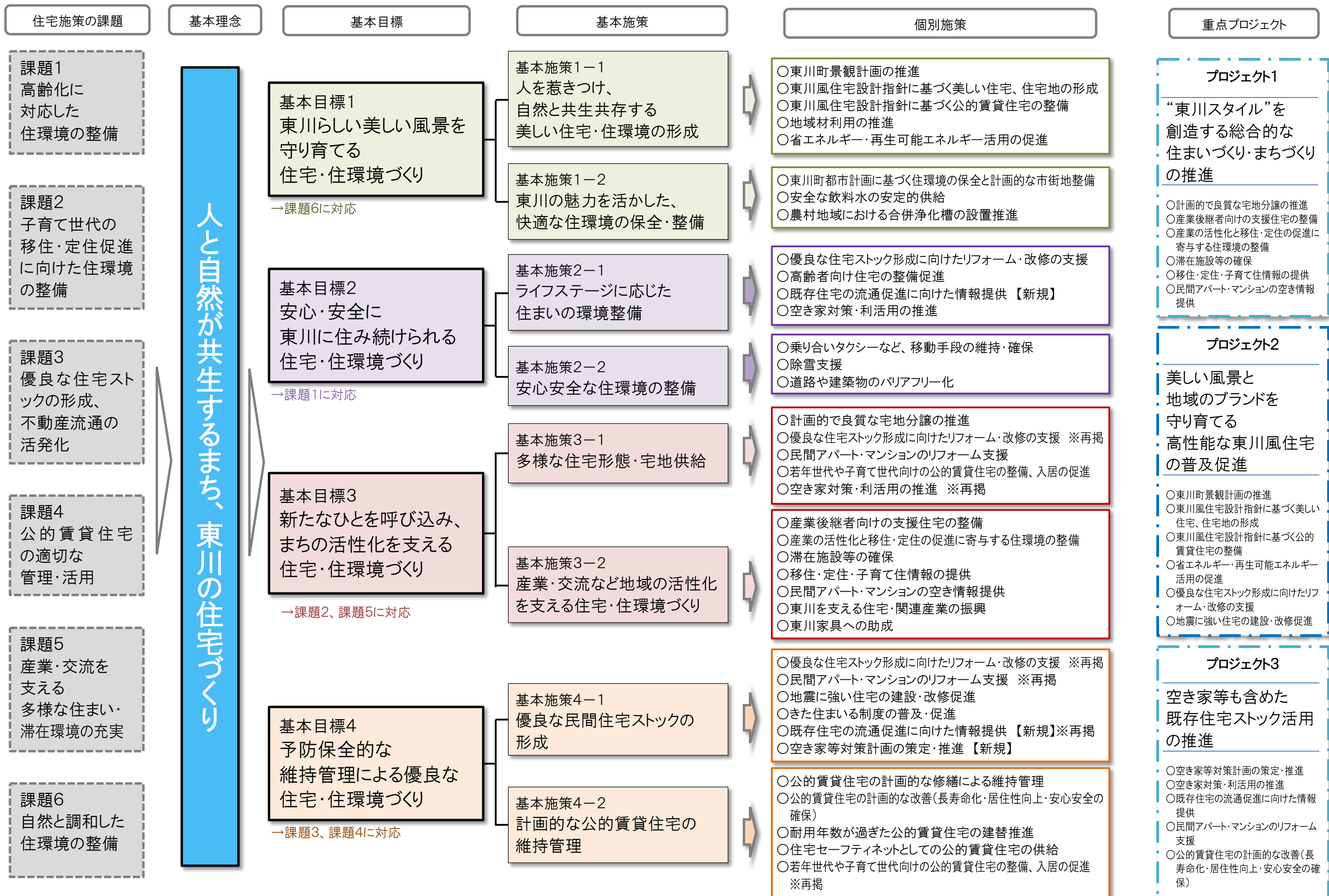
基本施策4-2 計画的な公的賃貸住宅の維持管理

## 重点プロジェクト

基本理念の具体化および基本目標の明確な達成を目指し、以下の3つの重点プロジェクトを設定します。重点プロジェクトとは、各個別施策をプロジェクトとして一体的に行うことで、個別施策間の相乗効果を狙い、より効果的な住宅・住環境づくりを目指すものです。

### 重点プロジェクト

- プロジェクト1 “東川スタイル”を創造する総合的な住まいづくり・まちづくりの推進
- プロジェクト2 美しい風景と地域のブランドを守り育てる高性能な東川風住宅の普及促進
- プロジェクト3 空き家等も含めた既存住宅ストック活用の推進



(ページ調整用白紙ページ)

## 3-2 住宅供給フレームの検討

### (1)人口の設定

「写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」では、2025年および2030年の将来目標人口をそれぞれ8,128人、8,169人としています。

そのため、本計画の目標年次(2027年)における人口については、2025年と2030年の人口を直線で近似した8,144人とします。

	実績値			推計値		
	2005年 (平成17年) (国勢調査)	2010年 (平成22年) (国勢調査)	2015年 (平成27年) (国勢調査)	2025年 (人口ビジョン)	2030年 (人口ビジョン)	2027年 目標年次 (推計)
総人口(人)	7,701	7,859	8,111	8,128	8,169	8,144

図 54 目標年次の人口の設定

### (2)一般世帯数、住宅に住む一般世帯数の設定

ストック推計プログラム(国土交通省)を用いて、「写真文化首都東川町 まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」の将来目標人口をベースに、将来の一般世帯数を推計すると、2025年および2030年ではそれぞれ3,351世帯、3,362世帯と推計されます。

そのため、目標年次(2027年)における一般世帯数については、2025年と2030年の一般世帯数を直線で近似した、3,355世帯とします。

そのうち、目標年次(2027年)の住宅に住む一般世帯数に関しては、2015年(平成27年)の一般世帯数に占める割合97.1%を適用して、3,257世帯と設定します。

		実績値			推計値		
		2005年 (平成17年) (国勢調査)	2010年 (平成22年) (国勢調査)	2015年 (平成27年) (国勢調査)	2025年 (ストック推計 プログラム)	2030年 (ストック推計 プログラム)	2027年 目標年次 (推計)
一般世帯数	(世帯)	2,921	2,965	3,132	3,351	3,362	3,355
うち、住宅に住む 一般世帯数	(世帯)	2,770	2,843	3,040			3,257
	(割合)	94.8%	95.9%	97.1%			97.1%

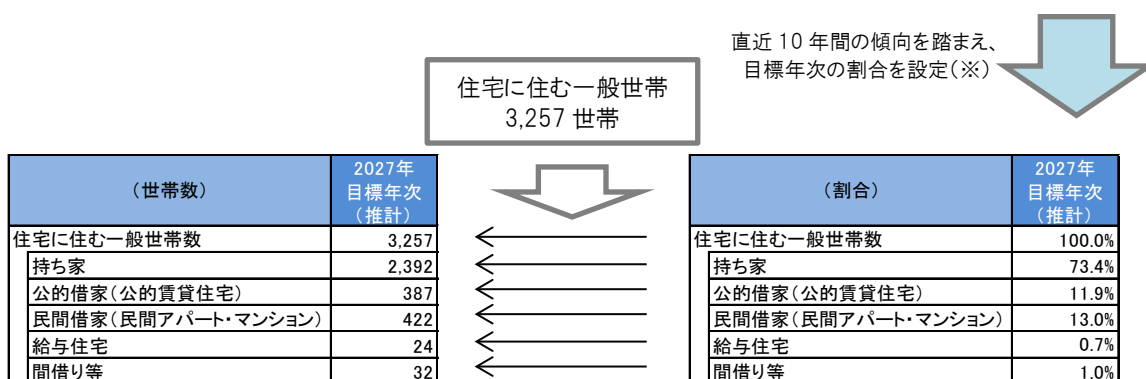
図 55 目標年次の一般世帯数、住宅に住む一般世帯数の設定

### (3)住宅所有関係別住宅供給フレーム

目標年次(2027年)における各種住宅(持ち家、公的借家、民間借家、給与住宅、間借り等)に住む世帯数の推計は、目標年次の各種住宅に住む世帯数割合を設定し、住宅に住む一般世帯数 3,257 世帯に乗じることにより推計します。

この結果、目標年次(2027年)における公的借家(公的賃貸住宅)の供給フレームは 387 世帯と推計されます。管理戸数は、公営住宅等長寿命化計画の検討と相互に整合を取りながら設定します。

(世帯数)	2005年 (平成17年) (国勢調査)	2010年 (平成22年) (国勢調査)	2015年 (平成27年) (国勢調査)	(割合)	2005年 (平成17年) (国勢調査)	2010年 (平成22年) (国勢調査)	2015年 (平成27年) (国勢調査)
住宅に住む一般世帯数	2,770	2,843	3,040	住宅に住む一般世帯数	100%	100%	100%
持ち家	2,033	2,103	2,218	持ち家	73.4%	74.0%	73.0%
公的借家(公的賃貸住宅)	299	368	350	公的借家(公的賃貸住宅)	10.8%	12.9%	11.5%
民間借家(民間アパート・マンション)	320	312	375	民間借家(民間アパート・マンション)	11.6%	11.0%	12.3%
給与住宅	89	47	53	給与住宅	3.2%	1.7%	1.7%
間借り等	29	13	44	間借り等	1.0%	0.5%	1.4%



※目標年次における、住宅に住む一般世帯数に占める、各種住宅に住む世帯数の割合の設定

- ・持ち家:直近 10 年間通じて横ばい傾向であるため、10 年間の平均値により算出。
- ・民間借家(民間アパート・マンション):直近 10 年間で微増傾向にあるため、1 次関数近似により算出。
- ・給与住宅:直近 10 年間で減少傾向であるため、指数関数近似により算出。
- ・間借り等:10 年間の平均値により算出。
- ・公営住宅(公的賃貸住宅):上記割合の合計を 100%から差し引き算出。  
【100%-(持ち家割合+民間借家割合+給与住宅割合+間借り等割合)】

図 56 住宅所有関係別住宅供給フレームの設定

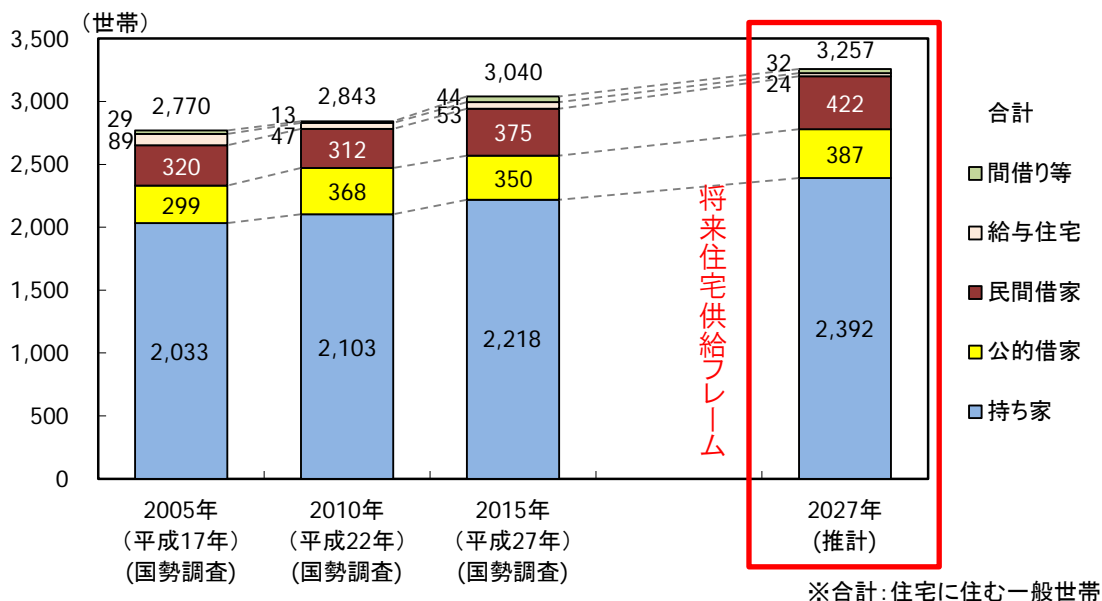


図 57 住宅所有関係別住宅供給フレーム



## 第4章 住宅・住環境施策の展開方針

### 4-1 基本目標1 東川らしい美しい風景を守り育てる住宅・住環境づくり

#### (1)基本施策1-1 人を惹きつけ、自然と共生共存する美しい住宅・住環境の形成

東川町では、これまで、大雪山や田園風景と調和する、東川らしい風景づくりに努め、魅力の向上に努めてきました。今後も、これまで培われてきた美しい風景を引き継ぎ、町内外の人を惹きつけるように、さらに高めていくことが求められます。

そのため、以下の5つの施策を推進します。

#### 【個別施策】

##### ○東川町景観計画の推進

・「写真の町」に相応しい写真うつりの良い町を将来にわたり保全・形成するため、東川町景観計画に基づく景観づくりを進めます。

##### ○東川風住宅設計指針に基づく美しい住宅、住宅地の形成

・住宅は“まち”を構成する要素であり、町民が住宅外観の社会性を理解し、共同意識を持った住宅づくりを行うことを推進するため、東川風住宅設計指針の普及と指針に基づく設計誘導により、大雪山の山並みと調和するゆとりとうるおいのある景観づくりを進めます。

・北海道が推進する、北国の気候風土に適した「北方型住宅」をはじめとした「きた住まいるブランド住宅」や、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する「長期優良住宅」などとも連携・活用を図りながら、東川の風土に合った住まいづくりを進めます。

##### ○東川風住宅設計指針に基づく公的賃貸住宅の整備

・公的賃貸住宅が景観と調和した住宅のモデルとなるよう、東川風住宅設計指針を踏まえた新規整備や建替え、改善事業の実施に努めます。

##### ○地域材利用の推進

・広大な森林面積を有する北海道において、森林・林業の再生や雇用の創出、地球温暖化の防止などへ貢献するため、東川町における公的賃貸住宅や公共施設をはじめ、民間住宅も含め、地域全体で地域材<sup>※</sup>の積極的な利用を推進します。

※地域材…北海道内の森林から算出され、道内で加工された木材を指す。

##### ○省エネルギー・再生可能エネルギー活用の促進

・環境問題に配慮した生活と環境にやさしいまちづくりを推進するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用を促進します。

・民間住宅に対する住宅省エネルギー基準への適合や薪ストーブの設置など間伐材の利活用を促進するとともに、公的賃貸住宅においては省エネルギー化など、環境共生に配慮した住宅整備を進めます。

## (2)基本施策1-2 東川の魅力を活かした、快適な住環境の保全・整備

本町の財産の一つとして、大雪山からの銘水である地下水や大雪山の眺望などがあげられる中で、今後もこれらの貴重な自然環境と調和した、住宅・住環境整備や都市基盤整備を行うことにより、本町の財産を保全・活用した住環境の整備を行っていくことが求められます。

そのため、以下の3つの施策を推進します。

### 【個別施策】

#### ○東川町都市計画に基づく住環境の保全と計画的な市街地整備

- ・東川町が独自に定めている東川町都市計画に基づき、市街地の土地利用や道路配置を定め、計画的な市街地の整備により、良好な住環境を確保します。
- ・緩衝緑地の確保など、工業地と住宅地との共存を図る対策や、宅地造成にあわせた生活道路の整備、町道の計画的な整備とネットワーク化、公園の整備・管理と遊具の設置・更新により、町民の住環境向上に繋がる環境整備を推進します。

#### ○安全な飲料水の安定的確保

- ・東川町の大きな財産となっている地下水について、今後も安全性の確認を続け、飲料水として活用できるように、安定的な確保に努めます。

#### ○農村地域における合併浄化槽の設置促進

- ・生活環境の保全および公衆衛生向上のため、農村地域などの下水処理区域外において、合併浄化槽の設置や検査費用の助成を行い、合併浄化槽の普及や適切な維持管理を促進します。

## 4-2 基本目標2 安心・安全に東川に住み続けられる住宅・住環境づくり

### (1) 基本施策2-1 ライフステージに応じた住まいの環境整備

東川町では、長期的には高齢化が進むと見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができるよう、ライフステージや身体状況に応じた住み替えや、リフォーム・改修による住環境づくりを支援することが求められます。

そのため、個別施策として、以下の4つの施策を推進します。

#### 【個別施策】

##### ○優良な住宅ストック形成に向けたリフォーム・改修の支援

- ・優良な住宅ストックを形成し、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、既存住宅のリフォーム・改修に関する支援を行います。
- ・ライフステージに応じた住み替えの実現に向けて、既存住宅の売却・賃貸などの活用や空き家に関する相談対応・情報提供に努めます。

##### ○高齢者向け住宅の整備促進

- ・生活に必要な支援やサービスを受けながら、高齢者が住み慣れた地域で、安心安全に住み続けられるように、福祉部局と連携し、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど、高齢者向け住宅の整備を促進します。
- ・高齢者等が安心して民間アパート・マンションなどに円滑に入居できるよう、国が進める新たな住宅セーフティネット制度や北海道が実施する北海道あんしん賃貸支援事業など、各施策や事業と連携・活用しながら、入居や住まいに関する情報提供、相談体制などの充実を図ります。

##### ○既存住宅の流通促進に向けた情報提供【新規】

- ・既存住宅の売買や賃貸など、不動産流通を促進するため、町内に有する住宅情報を町ホームページに掲載するなど、既存住宅に関する情報提供に努めます。

##### ○空き家対策・利活用の推進

- ・移住・定住の促進や産業の活性化、景観の改善やコミュニティの活性化など、町のまちづくりを推進するために活用を図るべき空き家や空き地については、必要な改修を行った上で利活用を推進します。
- ・危険廃屋をはじめとする適切に管理されていない不良住宅・空き家については、安全性の低下や公衆衛生の悪化などの影響を及ぼすため、所有者に協力を仰ぎ、不良住宅・空き家の除却等を推進します。

## (2)基本施策2-2 安心安全な住環境の整備

高齢者が安心・安全に住み続けられる住宅・住環境を整備していくためには、各住宅の整備をはじめとするハード整備に加え、安心して外出できるようなソフト整備も必要不可欠となります。

そのため、以下の3つの施策を進め、東川町全体として、高齢者が安心安全に暮らせる住環境の整備を目指します。

### 【個別施策】

#### ○乗り合いタクシーなど、移動手段の維持・確保

- ・ 町民の生活の足として、乗り合いタクシーや町営スクールバス・民営路線バスなど、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保に努めます。

#### ○除雪支援

- ・ 冬季も安全安心に暮らせるように、高齢者や障がい者など、自力での除雪が困難な世帯を対象とした除雪サービスの実施による支援を行います。

#### ○道路や建築物のバリアフリー化

- ・ 東川町全体として安心・安全な住環境の整備を促進していく上では、各住宅のみならず、公共施設や道路などのインフラもあわせてバリアフリー化の推進を図る必要があります。そのため、他部局との横断的な協力体制により、安心・安全な住環境の整備に寄与する、各公共施設や道路等の改修を図ります。

## 4-3 基本目標3 新たな人を呼び込み、まちの活性化を支える住宅・住環境づくり

### (1) 基本施策3-1 多様な住宅形態・宅地供給

子育て世代などの新たな人を呼び込むためには、様々なライフスタイルに応じて、多種多様な住宅形態(戸建、民間アパート・マンション、公的賃貸住宅など)から、その人に合った住宅を選択できる住宅・住環境づくりが求められます。

そのため、個別施策として、以下の5つの施策を推進します。

#### 【個別施策】

##### ○計画的で良質な宅地分譲の推進

- ・町土地開発公社や民間開発事業者による、計画的で良質な宅地造成・宅地分譲を推進・促進します。
- また、「美しい東川の風景を守り育てる条例」に基づく開発指導と良質な宅地開発、住環境の確保を行います。

##### ○優良な住宅ストック形成に向けたリフォーム・改修の支援 (※基本施策2-1(P79)の再掲)

- ・優良な住宅ストックを形成し、子育て世代などの移住・定住を促進するため、既存住宅のリフォーム・改修に関する支援を行います。(二世帯住宅など)
- ・既存住宅の売買・賃貸などの活用や空き家に関する相談対応・情報提供を行います。

##### ○民間アパート・マンションのリフォーム支援

- ・民間アパート・マンションを優良な住宅ストックとして長期間活用するため、改修に関する情報提供やバリアフリー化や外壁改修に対する助成など、改修・リフォームに関する支援を検討します。

##### ○若年世代や子育て世代向けの公的賃貸住宅の整備・入居の促進

- ・若年世代・子育て世代の移住・定住を促進し、居住の安定確保に向けて、公的賃貸住宅の新規整備・建替えを推進します。
- ・また、公的賃貸住宅の募集において、若年世代・子育て世代の優先入居に配慮します。

##### ○空き家対策・利活用の推進 (※基本施策2-1(P79)の再掲)

- ・移住・定住の促進や産業の活性化、景観の改善やコミュニティの活性化など、町のまちづくりを推進するために活用を図るべき空き家や空き地については、必要な改修を行った上で利活用を図ります。
- ・危険廃屋をはじめとする適切に管理されていない不良住宅・空き家については、安全性の低下や公衆衛生の悪化などの影響を及ぼすため、所有者に協力を仰ぎ、不良住宅・空き家の除却等を推進します。

## (2)基本施策3-2 産業・交流など地域の活性化を支える住宅・住環境づくり

農業の担い手確保や産業の活性化に向けて、住宅・住環境施策として、就業者の希望を考慮した住宅整備や町内事業者の支援が求められます。

また、町外人材との交流、国際交流のさらなる活性化など、新たな人を呼び込むために、施設整備や情報提供など、ハード・ソフト両面から、効果的に事業を行っていくことが求められます。

そのため、個別施策として、以下の7つの施策を推進します。

### 【個別施策】

#### ○産業後継者向けの支援住宅の整備

・UIJターンで東川町に居住する、農業や商工業などの産業後継者に向けた住環境づくりを支援するため、市街地や農村地域において地域優良賃貸住宅の新規整備を推進します。

#### ○産業の活性化と移住・定住の促進に寄与する住環境の整備

・産業の活性化及び安全安心な暮らしによる豊かなコミュニティを創造するため、二世帯住宅などを希望するUIJターン者や産業後継者、町内で開業する新規出店者向けの住宅整備の推進や住宅取得に対する支援を行います。

#### ○滞在施設等の確保

・旭川空港に近接する交通利便性や東川らしい豊かな自然環境を活かし、移住希望者や外国人、学生・留学生、イベント参加者、観光客などが短期または中長期で町内に滞在できる施設を確保に努めます。

#### ○移住・定住・子育て住情報の提供

・転入希望者が安心して転入でき、また町民が快適に暮らすことができるよう、移住・定住・子育て支援に関する情報を提供します。

#### ○民間アパート・マンションの空き情報提供

・民間アパート・マンションの空き室解消と入居希望者の住宅確保を促進するため、民間アパート・マンション管理者との連携を図りながら、民間アパートマンションの空き情報を提供します。

#### ○東川を支える住宅関連産業の振興

・建設業の就業者数が減少傾向にある中、東川町の経済や雇用を支える、住宅関連産業の振興に向けて、地域材の活用を図るとともに、東川町が助成する事業に対しては町内事業者による施工を要件とするなど、産業振興を図ります。

#### ○東川家具への助成

・東川町の経済と雇用を支える家具製造業の振興を図るとともに、東川家具の文化を守り育てることに努めます。

## 4-4 基本目標4 予防保全的な維持管理による優良な住宅・住環境づくり

### (1)基本施策4-1 優良な民間住宅ストックの形成

今後人口減少が予測されている東川町では、既存住宅の不動産流通の活性化などを通じた、空き家や空き地の発生抑制が求められています。そのため、将来を見通した予防保全的な住宅ストックの整備促進により、不動産流通に資するような優良な住宅ストックの形成を目指します。

そのため、以下の6つの施策を推進します。

#### 【個別施策】

##### ○優良な住宅ストック形成に向けたリフォーム・改修の支援（※基本施策2-1(P79)、3-1(P81)の再掲）

- ・優良な住宅ストックを形成するため、既存住宅のリフォーム・改修に関する支援を行います。
- ・既存住宅の売買・賃貸などの活用や、空き家に関する相談対応・情報提供を行います。

##### ○民間アパート・マンションのリフォーム支援（※基本施策3-1(P81)の再掲）

- ・民間アパート・マンションを優良な住宅ストックとして長期間活用するため、改修に関する情報提供やバリアフリー化や外壁改修に対する助成など、改修・リフォームに関する支援を検討します。

##### ○地震に強い住宅の建設・改修促進

- ・優良な住宅ストックとして、安全性を確保した住宅整備を進めていくため、既存住宅への耐震改修工事への助成を行うなど、「東川町耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化を推進します。

##### ○きた住まいる制度の普及・促進

- ・良質な住宅を安心して取得し、維持管理できる環境づくりを進めるため、北海道が推進する「きた住まいる」制度を推進します。

##### ○既存住宅の流通促進に向けた情報提供【新規】（※基本施策2-1(P79)の再掲）

- ・既存住宅の売買や賃貸など、不動産流通を促進するため、町内に有する住宅情報を町ホームページに掲載するなど、既存住宅に関する情報提供に努めます。

##### ○空家等対策計画の策定・推進【新規】

- ・老朽化した危険廃屋への対応や既存住宅ストックを有効活用するため、民間住宅の流通状況や空き家の発生状況を見ながら、空家等対策計画の策定を検討し、計画的な除却または空き家・空き地の活用を推進します。

## (2)基本施策4-2 計画的な公的賃貸住宅の維持管理

公的賃貸住宅においては、ライフサイクルコスト削減が求められる中、計画的な修繕や改善、建替えが重要となります。「第2期公営住宅等長寿命化計画」の内容について、社会環境の変化などを踏まえて着実に実行していくとともに、町営住宅等についても、将来を見通して予防保全的に管理していくことが必要となります。

そのため、個別施策として、以下の5つの施策を推進します。

### 【個別施策】

#### ○公的賃貸住宅の計画的な修繕による維持管理

- ・長期にわたって良好に維持管理していくため、定期点検や日常点検を実施し、点検結果に基づき、経年劣化に応じた適時適切な修繕を計画的に実施して計画的に修繕を実施します。

#### ○公的賃貸住宅の計画的な改善(長寿命化・居住性向上・安心安全の確保)

- ・住宅の長寿命化や居住性の向上、入居者の安心安全な生活の確保などを進めるため、「第2期公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善を行います。
- ・町営住宅等についても、住棟の耐用年数や劣化の状況に応じて改善事業を検討します。

#### ○耐用年数が過ぎた公的賃貸住宅の建替推進

- ・「第2期公営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐用年数を経過し、老朽化が進んでいる団地の再生を推進します。

#### ○住宅セーフティネットとしての公的賃貸住宅の供給

- ・公的賃貸住宅の建替えに伴い、町内で低家賃の住宅が減少しているため、住宅セーフティネットとしての住宅を確保するため、安心して居住できる低家賃の公的賃貸住宅の確保に努めます。
- ・公的賃貸住宅に対する需要は高い状況にあり、今後も住宅セーフティネットとして希望者を受け入れるため、将来人口や住宅供給フレームを踏まえた上で、公的賃貸住宅の新規整備を努めます。

#### ○若年世代や子育て世代向けの公的賃貸住宅の整備、入居の促進 (※基本施策3-1(P81)の再掲)

- ・若年世代・子育て世代の移住・定住を促進し、居住の安定確保に向けて、公的賃貸住宅の新規整備・建替えを推進します。
- ・また、公的賃貸住宅の募集において、若年世代・子育て世代の優先入居に配慮します。





(ページ調整用白紙ページ)

## 4-5 重点プロジェクト

### (1)プロジェクト1 “東川スタイル”を創造する総合的な住まいづくり・まちづくりの推進

大雪山の壮大な自然に抱かれ、美しい田園風景を形成する豊かな環境の中で、東川ならではの多様なライフスタイルや価値基準が展開する“東川スタイル”の創造を支え、その“東川スタイル”への共感と波及を生むため、ハード・ソフト両面から総合的な住まいづくりとまちづくりの推進を図ります。

具体的には、移住・定住・子育て住情報のほか、民間アパート・マンションの空き情報などの情報提供により、“東川スタイル”に共感する移住者を呼び込む情報発信を図るほか、滞在施設等の確保により、東川町での多様な暮らし方・過ごし方を支え、交流人口の拡大を図ります。

また、住宅の受け皿として、宅地分譲を推進するとともに、農業や商工業などの産業後継者や新規開業者など、産業の活性化と移住・定住の促進に寄与する住環境の整備を図り、“東川スタイル”の創造を支える住宅・住環境づくりを展開します。

基本施策 3-1 計画的で良質な宅地分譲の推進

基本施策 3-2 産業後継者向けの支援住宅の整備

基本施策 3-2 産業の活性化と移住・定住の促進に寄与する住環境の整備

基本施策 3-2 滞在施設等の確保

基本施策 3-2 移住・定住・子育て住情報の提供

基本施策 3-2 民間アパート・マンションの空き情報提供

### (2)プロジェクト2 美しい風景と地域のブランドを守り育てる高性能な東川風住宅の普及促進

本町では、これまで東川景観計画や東川風住宅設計指針に基づき、大雪山や田園風景と調和する住宅・住宅地を形成し、地域のブランドとして住宅・住環境を整備してきました。

一方で、高齢化社会や低炭素社会など、社会経済環境の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、これまでの風景に調和した住宅・住環境を「つくる」段階から、美しい風景と地域のブランドを「守り育てる」段階へ展開させていくことが求められます。

具体的には、東川町景観計画の推進と東川風住宅設計指針に基づく美しい住宅、住宅地づくりをベースとしながら、優良な住宅ストック形成に向けた既存住宅のリフォームや改修、地震に強い住宅の建設・改修、省エネルギー・再生可能エネルギーの活用を促進し、長寿命かつ省エネルギーで環境負荷を低減する、高性能で質の高い東川風住宅の普及促進を図ります。

基本施策 1-1 東川町景観計画の推進

基本施策 1-1 東川風住宅設計指針に基づく美しい住宅、住宅地の形成

基本施策 1-1 東川風住宅設計指針に基づく公的賃貸住宅の整備

基本施策 1-1 省エネルギー・再生可能エネルギー活用の促進

基本施策 2-1、3-1、3-2、4-1 優良な住宅ストック形成に向けたリフォーム・改修の支援

基本施策 4-1 地震に強い住宅の建設・改修促進

### (3)プロジェクト3 空き家等も含めた既存住宅ストック活用の推進

本町では、長期的には人口減少が予測され、将来的には空き家の増加が想定されることから、既存住宅の不動産流通の活発化を図り、空き家を含めた既存住宅ストックの有効活用を推進します。

具体的には、既存住宅の流通促進に向けた情報提供により、空き家発生を防止するとともに、民間アパート・マンションのリフォーム支援、公的賃貸住宅の改善事業の推進により、既存住宅ストックの有効活用を図ります。

また、空家等対策計画の策定を検討し、計画に基づき、危険家屋の除却を進める一方で、既に発生している空き家の利活用を図ります。

基本施策 4-1 空き家等対策計画の策定・推進

基本施策 2-1、3-1 空き家対策・利活用の推進

基本施策 2-1、4-1 既存住宅の流通促進に向けた情報提供

基本施策 3-1、4-1 民間アパート・マンションのリフォーム支援

基本施策 4-2 公的賃貸住宅の計画的な改善(長寿命化・居住性向上・安心安全の確保)

## 第5章 計画の実現に向けて

### 5-1 基本的な方針

本計画を推進していくためには、行政のみならず、住民や民間事業者、関係機関が本計画の理念と目標に向かい、それぞれの役割を果たし、協働することが求められます。

そこで、計画の実現に向けた基本的な方針として、各主体がそれぞれの役割を果たし、また各主体間での積極的な連携や情報提供に努めることとします。

### 5-2 実現に向けた方策

#### (1) 町民との連携

町民は、住まいづくりの主体として、住宅や住環境への関心・理解を高めるとともに、次世代に引き継ぐことのできる質の高い住宅ストックの形成や「東川町景観計画」や「東川風住宅設計指針」などに沿った、豊かな景観の創造に貢献する住宅・住環境づくりに取り組んでいくことが求められます。また、地域自治振興区を基本単位とした、良好な地域コミュニティづくりへ積極的に参加し、誰もが安心・安全に住み続けられる地域づくりを図っていくことが必要となります。

#### (2) 民間事業者との連携

民間事業者は、住宅・住環境の供給主体として、町民が求める住宅・住環境づくりに応えるとともに、技術力の向上に努め、良質な住宅を供給することが求められます。また、地域の経済・産業を支える主体として、積極的に地域経済・資源の循環に寄与する住宅・住環境づくりを行っていくことも期待されます。

また、福祉サービスなどを提供する事業者は、高齢者・障がい者などに対する、安心・安全な暮らしを形成していくため、住宅・住環境施策と連携していくことが求められます。

#### (3) 庁内連携

行政は、本計画の目標や施策を推進する役目を担っており、町民や民間事業者等が取り組みやすい環境づくりを支援することが求められます。そのため、担当部局のみならず、福祉や医療、子育て、移住定住、産業部門など、様々な部門と連携を図り、総合的な施策展開を行っていくこととします。

#### (4) 関係機関との連携

本計画を推進する上では、国や北海道の各種施策・制度と協力しながら、効果的に進めていくことが求められます。今後もより一層の連携・協議を進め、総合的な施策展開を図ります。

## 資料編

### 資料1 使用した統計資料

調査名	発行機関	本計画で分析した年・年度
国勢調査	総務省	1970年(昭和45年) ～2015年(平成27年)
国勢調査(小地域推計)	総務省	2000年(平成12年) ～2015年(平成27年)
日本の地域別将来推計人口	国立社会保障・人口問題研究所	2010年(平成22年) ～2040年
学校基本調査	文部科学省	2007年度(平成19年度) ～2016年度(平成28年度)
北海道の学校一覧	北海道教育委員会	2007年度(平成19年度) ～2016年度(平成28年度)
地域経済分析システム (RESAS)	経済産業省、内閣官房	2012年(平成24年)
北海道観光入込客数調査	北海道	2006年度(平成18年度) ～2015年(平成27年度)
建築着工統計調査(年計)	国土交通省	2011年(平成23年) ～2016年(平成28年)

## 資料2 策定体制

### 第3期東川町住生活基本計画策定委員会設置要綱

第1条 第3期東川町住生活基本計画（以下、「基本計画」という。）策定のため、第3期東川町住生活基本計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（策定内容）

第2条 委員会は、東川町の住宅に関する施策等、既設公共賃貸住宅等ストックの有効活用を図るため一定期間を対象として、建替、改善等の各種整備内容、計画修繕を含む適切な維持保全についての計画を策定する。

（策定委員会の組織）

第3条 策定委員会は、別紙に掲げる構成員で組織する。  
2 委員長は副町長（産業・建設担当）があたることとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は基本計画策定終了を持って満了とする。

（作業部会の組織）

第5条 作業部会は、別紙に掲げる構成員及び事務局で組織する。  
2 部会長は副町長（産業・建設担当）があたることとする。

（事務局の設置）

第6条 委員会の円滑な運営のために、事務局を設置する。  
2 事務局は、別紙に掲げる構成員で組織する。

（会議の招集）

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

附則 この要綱は平成29年5月18日から施行する。

## 第3期東川町住生活基本計画策定委員会 委員等名簿

### 策定委員会

所属・役職	氏名	備考
副町長	長原 淳	委員長
学識経験者	小岩 昭市	都市計画委員
学識経験者	渡部 順子	
学識経験者	小林 喜一	
学識経験者	津谷 俊弘	
学識経験者	守屋 勝蔵	
学識経験者	能沢 勇人	
学識経験者	畑中 貴樹	
学識経験者	平川 和彦	
学識経験者	宇山夕香里	
学識経験者	長沢 卓哉	
上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係		協力委員

### 作業部会

所属・役職	氏名	備考
副町長	長原 淳	部会長
企画総務課長	菊地 伸	
企画総務課写真文化首都創生室長	藤井 貴慎	
定住促進課長	高木 雅人	
定住促進課住まい室室長	佐々木正樹	
上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係		協力委員

### 作業部会 及び 事務局

所属・役職	氏名	備考
都市建設課長	中山 善敬	事務局長
都市建設課主幹	金山 裕之	事務局次長
都市建設課建設室	阪部 友洋	庶務
都市建設課建設室	山下 祥吾	書記

### 本計画における委託業者

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号 株式会社ドーコン

所属・役職	氏名	備考
都市・地域事業本部 総合計画部	幅田 雅喜	
都市・地域事業本部 総合計画部	生沼 貴史	
都市・地域事業本部 総合計画部	八柳 有紗	





## 写真文化首都「写真の町」東川町



### 第3期東川町住生活基本計画

発行日：平成30年(2018年)3月

発行：東川町

連絡先：〒071-1492

北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号

TEL (0166) 82-2111

FAX (0166) 82-3644

HP <http://town.higashikawa.hokkaido.jp/>